

行佛眼法

とあり、此御祈、殊に後者の御祈は、此年十月三日高麗及元の諸將二萬餘の大軍を率ゐて、九百餘隻の戦艦に乗じ、朝鮮の合浦を發し、同五日對島を侵し、同十四日には壹岐に進み來り、遂に肥前の沿海を襲ひしも、同二十日夜俄に大風雨起り、賊船殆ど難破し、溺死する者、凡一萬三千餘人、戦ひは吾國の大勝に終りしも、蓋し此襲來についての御祈なりしなる可し、其後また同書に

東寺二長者道實僧正建治三年正月十二日爲異國降伏、御參籠太神宮三十箇日云云とあり、また

弘安二年正月九日爲異國降伏御祈、東寺長者僧正齋助參籠于伊勢太神宮

とあり、而して續史愚抄には此事をば「按依新院宣歟」とあり、若し然らば建治三年正月の分も然る可し、また同書に

に代らむと譬はせ給ひ、吾東寺を始め天下の諸社諸寺高僧碩徳の赤誠を捧げての祈禱にもよらずんばあらず

第五節 龜山、伏見天皇の佛舍利

御奉請

弘安二年四月十四日龜山上皇、最勝講の本尊に納め奉らむ爲に、吾東寺佛舍利御奉請の御事ありしが、正應五年三月二十五日、復た伏見天皇權中納言藤原爲兼を勅使として、鳳輦を莊て恭しく吾東寺佛舍利御奉請の御事あり、當時御奉請の勅書に

正應五年三月二十五日佛舍利

勘計 甲壹貳百六十五粒

乙壹一千六百四十二粒

十粒 甲三粒

乙七粒

一粒 乙

一粒 乙

五粒 乙

二粒 甲一粒

乙一粒

勅使爲兼

第 三 編

長者定濟弘安四年正月十九日爲異國降伏御祈、參向太神宮

同年六月二日爲異國降伏御祈、於當寺西院修不動法

同年二月日二長者僧正勝信、爲異國降伏御祈、參籠石山寺

とあり、之等は弘安四年の役に關する御祈りなり弘安四年の役に於ける元軍は前の文永十一年の其れよりも大仕掛にて元軍四萬軍艦九百隻、此年五月三日朝鮮の合浦を發し、二十一日壹岐を犯し、六月五日志賀島、能古島等に來り、其後、元將范文虎の船艦三千五百隻、兵十萬餘、期に遅れて肥前の海上に來り迫り、鷹島に據て争ひしが、閏七月一日夜俄に颶風大に起り。海水激怒、賊船覆没破壊死者十餘萬人、元將等漸くにして逃れ去れりと、如是は素より出戦將卒の死を以て戦ひしによるとは云へ、亦當時長くも陛下は身を以て國難

三粒 甲一粒

乙二粒

一粒 乙

勅使權中納言花押

とあり

長光朝臣

凡僧別當

第六節 行願上人の東寺修造

文覺上人の吾東寺に對する大規模の修造が上人配流の爲、修造功を終へずして中絶し、其後代の長者之れが功を終へむとて修造を企てしも、或は騷亂に妨げられ、或は却て大塔の焼失することなどあつて、其修造を見しものも唯伽藍の部分に止り、全體として成功せず、境内四面築牆の如きは源平騷亂以來の破壊の儘なりしが如し、然るに四面の牆壁を築き、五重大塔の再建をさへ終へ、後に陳ぶるが如く、其他の吾東寺伽藍に至つては、修造の功を終へざりしが如きも、兎に角文覺上人未成の業を大成し、建久以來多年の宿題を解決せし者は、實に願行願上人其人なりとす

願行上人略傳

上人實名を憲靜、號を圓滿と稱す、俗姓、生國詳かならざるも、京都泉涌寺俊仍律師に隨ひて得度し、奈良の智鏡、醍醐の賴實、意行について顯密の二教を究め、殊に三寶院流の事相に達し、願行方を開けり、後長樂寺の隆寛についで浄土教を傳へ、顯密浄律の諸宗に兼通せり初大通寺、泉涌寺に住して朝野の歸依を受け、屢々宮中に法を説き、後、鎌倉に下り極樂寺に住し理智光寺安養院を創立して開山となり、尋いで相摸國大山寺に遷り、同寺の廢頽を興して中興開山となり、常陸國阿彌陀山に登り浄土教を修む、其後、吾東寺并に高野の修造を成し、永仁三年四月七日遷化せられたり

願行上人の東寺修造

上人の傳詳かならざるを以て、上人の吾東寺修造の事跡も亦明白ならず、今東實記中より上人の吾東寺修造に關する記事を抜萃せむに、密教相應事の條の呆實師の附言に

とあり、其他温室大湯屋の條に

文永元年開田准后、孔雀經御修法賞、爲東寺修造、以安藝國可被寄附之由、以隆助僧正被申請之、此時御不許云、其後永仁五年九月十二日、永代御寄附願行上人申沙汰歟とあり、尙此外塔婆の條に

記文云

弘安二年庚辰八月廿日寅事始

同四年辛巳八月十日心柱立

同八年乙酉十二月十七日造畢

東寺御塔大勸進沙門憲靜、

編者云此時從事の大工、鍛工、丹塗塗師等の姓名を掲ぐるも今は略せり

とあるのみにして、記録詳細を缺くのみならず、また不明瞭を免れず、高野春秋等に上人の記録なきにあらざるも、實は右の東實記よりの引用に過ぎず、されば上人の吾東寺修造のことは世上名高

文覺上人深發再興之大願、三堂舎修補、塔婆筑牆未終其功、承久動亂之後、願行上人相續而致紹隆、五重塔婆四方築牆既復舊基訖

とあり、又塔婆の條には

私云、文永七年炎上(編者曰、五重塔の炎上也)、自應德三年至當年一經二百八十五年、而文永炎上以後無修造之沙汰、至弘安元年四月十九日、被仰中院中納言具房卿、以對馬島爲料所、雖及修造之朝儀、正稅依無實、屢作不成功、爰願行上人憲靜爲大勸進、令下向關東之處、准高野山大塔、吉野藏王堂例、被付淀關所、急速遂成風、及永仁元年造畢とあり、又東寺代々修造事の條に

其後弘安年中實光寺禪門之課願行上人憲靜、或取諸國棟別、或寄淀關所、永仁年中最勝寺入道崇演、任建久佳例、奉加鶯服十萬疋、五重塔婆四面築牆等漸以造營畢

きことなるも、史料甚だ稀れにして、實は記述に若むも、今聊かを左に解説を試みむ

抑、應德三年落慶供養を行ひし吾東寺の五重大塔が文永七年四月二十九日夜半焼失、而して之れが再建の朝議あり、弘安元年四月十九日對馬島を以て其修造料として賜へりと云ふも、當時西海の状況を考ふれば、前節に陳べたるが如く、文永五年以來、吾國と蒙古との對外關係起りて、國內騷々しく、且對馬島の如きは、當時最も危險の位置にあり、已に文永十一年には蒙古、高麗軍の侵入あり弘安元年頃も對馬島は何時蒙古軍の襲來する所となるや測り知る可らざるの時なり、然るに吾東寺五重大塔建立料所として賜ふ甚だ不審なり、前記の如く東實記の中にも、以對馬島爲料所雖及修造之朝儀、正稅依無實屢作不成功とあるは、當時の對馬島としては當然のことなり、當時にあつては、料所として不可能の地を賜ひ居るなり

眞に不審と云ふべし、されば、『弘安元年八月二十日塔婆事始、同四年八月十日心柱立』と云ひ、或は後醍醐天皇の建式元年九月此塔供養會の敬白御文に

弘安攝提之年(元年)奏公家分始割厥

永仁照陽之曆(元年)課匠石分終造營云云

とあり、同供養大阿闍梨の開眼表白の中に

文永末歲、四祿之災息至、弘安初秋營作之功早終

云云と云へるは、單なる事始と見るべくして、工事

の進捗を意味すとは考ふ可らざるか、弘安四年八

月十日心柱立の如きは甚だ疑ひなき能はず、然ら

ば大塔工事の進捗期如何と云へば、蓋し弘安四年

の蒙古襲來戰役の後の事か、戰役後、朝廷幕府は一

は先例により一は異國調伏祈禱の報賞として、特

別の保護をなすに至りしが、されど當時幕府の財

政窮乏を告げ、執權時宗(寶光寺禪門)の特別援助

も、大塔等の完成に尙不足なり、此處に於て、上人

伽藍修造の功を全ふする能はずして入滅せられたり、此伽藍修理の功を終へさりしことは、次に掲ぐる所の永仁五年九月の文書に徴して明かなり

第七節 永仁五年九月の官符

伏見天皇の永仁五年九月十二日、朝廷安藝國務を以て、永代吾東寺に寄せられ、堂宇等修造の功を終へしめむとせし官符左の如し

左辨官下安藝國

應下任下野佐渡兩國例、以當國永代令寄

附東寺一停止國中諸郡郷地頭守護人承久以後

新土居門田以下惣地下自由募等平均遂國

檢終彼寺修造事

右得彼國守藤原朝臣行房去月日解狀一備、謹考

先例、以佐渡下野兩國、爲修造之料足、永代

被寄附東寺之時、不使補保庄、一國平均

遂國檢、可終造功之由、被下宣旨畢、子

細具見于弘安正應度々宣旨、爰兩國之乃貢難

或は諸國の棟別により或は淀關所の收入を得て、尙最後には執權貞時(最勝寺入道崇演)の援助を得て漸く大塔の完成と源平騷亂以來破壊の儘なりし境内四方の築牆をも成就するを得しが、而して大塔造立の年月をば『弘安八年十二月十七日』などの説なきにあらざるも、已に建武の供養會敬白御文に明に、永仁元年終造とあり東實記の一説にも『永仁年中五重塔婆、四面築牆等漸次造營畢』とあれば、之れを以て正しとなす可きか、(また建武の大阿闍梨開眼表白に、弘安初秋營作之功早終は弘安は永仁を誤りしものか)

以上要するに、弘安、永仁年間に於ける願行上人の吾東寺修造の業大略斯の如し、尙以上の外にも堂宇等の修造もありたるに相違なきも今日其記録存せざるは惜む可し、されど、建久年中文覺上人吾東寺修造以後已に百年に垂むとし、已に上人修造の堂宇等の荒廢も亦少なからず、されば上人も全

及土木料足之間、改彼國等任、實元聖斷如元、所被寄附當國也、而或號前々司和與、請下抑留入勘、或稱新土居門田、對俾其節、或又帶一任之契狀、構永領之企、或又掠下一旦給旨、失若于公田、釋皆私而不被下官符宣旨、非理非勅裁之地、如是、近年有詐偽之企、無公平實之間、以寬元造國之土貢、勘合當時之正稅、不及九牛之一毛、僅所殘者、積習遷替之國務、成一任不終之疑、土民百姓不備之、守護地頭押領之、然間雖准任土之號、正稅之備無其實、莫大之造營爲之如何矣、望請 天裁、早因准佐渡下野兩國永代寄附之宣旨、停止當國諸郡郷地頭并守護人等承久以後新土居門田免田以下自由之募、一國平均遂行國檢、結定文書、可企造功料足之由、被下永代寄附宣旨者、瑜伽瑜祇之靈跡、廻復弘仁往躅之叙情矣、眞言眞乘之

興隆、遠全、大師來際之素懷、焉者、權中納言藤原朝臣俊光宣、奉勅依請者、國宣承知依宣行之

永仁五年九月十二日 大史小槻宿禰  
中辨藤原朝臣

### 第四章 後宇多法皇と東寺

#### 第一節 後宇多法皇政治の御模様

法皇は龜山天皇の第二皇子にして、文永四年十二月朔日御誕生、翌年皇太子とせられ、同十一年正月、御父龜山天皇の御禪りを受け、御歳八歳にして即位、弘安十年十月御歳二十一にして、伏見天皇に御受禪ありたれば、御在位の間實に十有三年なり、法皇御即位の間は御幼年にましましければ、萬機は多く御父龜山天皇行はせられ、法皇直接に御手を下させ給ひし事は案外に少なかりしなる可し、されど、法皇御在位の御間は、外には吾

國開闢以來の大事件たる蒙古襲來のありたること、他の想像も及ばざる御叙慮を煩し奉ることのあらせられ給ひしは申す迄もなし、殊に彼弘安四年閏七月二日伊勢大神宮へ御使を立て、身を以て國難に代らむとせさせ給ひしは、從來龜山上皇なりと申習はしたれども、近時歴史家の中には、當時法皇は御當位の天子なれば、法皇にましまし給ひしならむとの説あり、尙法皇御在位間の御事は研究すれば、續々新史實を發見せらるゝことならむ、されど法皇が眞に萬機をみそなはせられ、政治上の施設を御實行遊され給ひしは、實に御在位の御間よりも、御讓位後の皇子後二條天皇の御在位六ヶ年間と同じく皇子後醍醐天皇御在位初三年間と前後九ヶ年に渡れる御間なり、此間法皇が政治上の一一の御施設は、今陳べざるも、萬機法皇の御指導宜しきを得て、臣民其業に安じ、天下太平なりしなり、而して斯く法皇の政治上の施設宜

しきを得て、天下太平なりしは、法皇天資御叙明の御上に、御幼少時より學問を好ませられ、修養に勤めさせ給ひしと、また法皇の御父龜山上皇の院政は、法皇をして修養に勉むるの好境遇に置き給ひしなり、されば、北畠親房は、神皇正統記の中に

此君(後宇多)は在位にて政治をしらせ給はず、隨て十餘年間閑居し給へりしかば、稽右に明かに諸道をしらせ給ふ云々と云ひ、また

此君は中古よりこなたには、ありがたき御事とぞ申侍る可き

と記せり、以て言簡なれども、法皇の御一生、殊に前御半生期を記し得て、餘さざるものと云ふべし

#### 第二節 法皇の御入道

法皇は弘安十年十月御讓位の後十九年にして、後二條天皇の徳治二年七月二十六日、御出家御名を

は金剛性と申奉り、戒師は仁和寺眞光院大僧正禪助大徳なり、法皇の御出家は、諸史多くは皇后遊義門院の崩御に無常を感じ給ひてなりとせざるも實は然らず、其は法皇御自作の遺告の御自叙傳に明かなり、則遺告御自叙傳の中に

吾生在皇家、二歳備春儲、八歳登大極、而初出珠胎之日、虚空現兩部曼荼羅、外祖前左大臣實雄公、感見此事、以為、此兒可繼皇統之大器也、何感此事乎、若是不遂、膺錄可入佛家之兆乎、竊以憂愕更不語人、然而遂踐皇祚、御天下、自幼日歸佛法、童稚之間、列土器、燒折敷、模護摩法、昇高座、擬講論、成人好學博涉經史、兼學經論、求顯密法、有明師必問訊之、年十有四、五、在禁內、僧正道實勝信相續為東寺長者、侍夜居、受學以二十八道契印兩部大法、諸尊瑜伽乃至深密印明無不究習、以求法志深、冥感有應

也、其外廣澤小野之法匠、每下爲一阿闍梨侍中、夜居、無不受習其法流、廣澤則奮助、道羅了遍、小野亦定濟覺濟親玄嚴家等是也、兼亦慈覺智證諸流護持之輩、皆感其志、敢無秘惜所傳、脫履之後隨憲淳僧正受傳法職位、秘奧印明、遂傳一流法統、抑先年仁和寺一品法親王、特感歸法之志、授以法皇正流、遙約寬平法帝先跡將究秘密源底、而天命有限、徒以早世歸寂、唯授二十八契印、未及兩部大法、前大僧正受其遺命、續傳此正流、未及落飾之昔深約僧正、入釋家之時必以彼人爲師、遂本懷傳持法流、而俶房花落、蓮刹雲聳之夕、忽入西郊閑地、終列上乘佛子、釋是雖卒爾、已果素懷一者也云

とあるに依て明かなり、則、法皇の御出家は法皇も已に、釋是雖卒爾、已果素懷一者也と曰はれし如く、夙に吾大師の高風を慕ふて吾真言宗に歸

依し、寛平法皇の聖跡に習はむとし給ひしことは實に一朝一夕の御思召にはあらず、右の御遺造を拜讀せば、遊義門院の崩御は偶法皇御入道の近因となりしに過ぎずして、其遠因に至つては已に早く熟し給へるものありしなり、殊に實躬記などによれば御出家の前々年則「嘉元三年六月廿五日一院法皇幸常磐井殿御所、有真言談義兩上皇(深草、龜山)被聞食」とあり、又前掲の御遺告によれば野澤の諸流并に台密迄も習はせ給ふ、されば、法皇御出家前已に有髮の吾真言阿闍梨にまませしなり

第三節 法皇と東寺

後宇多法皇德治三年八月、仙洞を嵯峨大覺寺に定め給ひしより、御生前の多くを此處に過させ給ひ大覺寺門跡の御中興とならせ給ひしこと今更云ふ迄もなし、されば法皇は已に前にも陳べたる如く御在位の御間は申す迄もなく、未だ東宮にましまし給ふ御時より、特に吾真言に歸依し、事相を習

靈瑞屢示冥應揭焉、當日入壇時剋、地震動、天

現光輝、白爾以降云

と記され給ひ、東實記には

後二條院御宇多 御宇德治三年正月二十六日 丙戌歲 宿日曜 後宇多法皇御灌頂、大阿闍梨真光院大僧正 禪助 長者 依延喜、永延佳例、引率色衆八十餘口、散花有行、道乞戒師、教授無品法親王性融、龜山院、嘆德無品法親王聖雲、同御 威儀僧內被催、天台僧徒、是依永延列一也、此比春日神木御在洛之間、藤氏諸卿不能供奉一矣

色衆交名八十四口、僧正四人云 着香法服、納橫皮 云

とあり、尙東實記には、色衆一々の名并に威儀師、十弟子、當日の参列の公卿殿上人等の名を記し、大阿闍梨等の御布施など追記するも、餘りに長ければ、今略することとせり、また當日三十二口持花衆の一人たりし榮海僧正の言に 法皇御入壇之時、有二種々靈瑞、就中地震事、

ひ、吾宗の教義宗風を夙に熟知ましまし給ふより深く吾大師を敬慕し、且大師の御遺告を尊て最も東寺を重せさせ給ふ、昔東寺長者觀賢僧正の吾東寺を重じ、大師の御遺告を尊びしと、宛も符を合すが如し、されば吾東寺の興隆も、法皇の御時甚だ盛となれり、東實記に

元享四年六月廿五日崩御(法皇)、翌年始行御忌、御施入地八箇所、當時佛法之恢興在予斯時一矣と記せるは誠に宜べなりと云ふべし

法皇の東寺灌頂院御灌頂

法皇の吾東寺灌頂院

に於て、仁和寺眞光院禪肋大僧正を大阿闍梨とし、傳法灌頂御入壇あらせられしは、實に德治三年正月二十六日の御事なり、此事をば御遺告の中に

暨德治三年春正月二十六日、排東寺灌頂院、任延喜嘉獨、屈八十餘僧、受傳法灌頂阿闍梨職位於前大僧正、加行問於當寺、勵精進力、

初夜時受者令入内道場御之間也、雖被尋  
先例於諸流輩、勘奏不分明、予勘申之、不空  
三藏天寶年中、被授灌頂於合光李元琮等之  
時、道場地大動、三藏稱嘆謂曰、此即汝之心必  
誠所致也云云爲法成就嘉瑞之條、不能左右  
之由、令奏之、叙感無極云云  
とあり、以て其式嚴にして盛、且法皇求法の御精  
誠天地に通じ、天地冥應の靈感さへ現はれ給ひし  
なり

法皇の加行と吾大師の御崇敬

法皇の御灌頂は

前記の如く徳治三年正月二十六日なりしも、其吾  
東寺に御幸入寺あらせられ給ひしは、實に正月五  
日の御 なりしなり、續史愚抄諸書を引用して「徳  
治三年(延慶元年)正月五日乙丑法皇自八幡直幸  
東寺、至來二十八日可有御參籠」と云ひ、又同  
書二十八日の條には二十八日法皇自東寺還幸と云  
へりされば法皇は正月五日より二十八日迄二十四

日間吾東寺に御駐轡ましましてし給ひしなり、而し  
て此間の御駐轡こそは、前に引用の法皇御遺告の  
中に

「加行間於當寺勵精進力、靈瑞屢示冥應揭焉」

と曰はれしに當り、則法皇灌頂入壇の御爲に、吾  
東寺に於て加行ましましてし給ひしなり、法皇加行の  
御有様は、賢實師の法皇入壇御灌頂記によれば、  
申すも畏きことながら、親ら諸尊并に大師の御實  
前に香花、燈明、飲食等の供養を致され、人代て  
之を奉仕するべきを申奉るも、決して聽させ給は  
ざりしと、如何に法皇の諸佛并に吾大師への御崇  
敬の念の厚かりしかを推測し奉るに足らむ、殊に  
吾大師御崇敬の御事は、御遺告の中に高野山御幸  
の事を記して

去嘉元(正和の御記)之曆仲秋八月詣南山靈輿、

運步於五里險阻、竭誠於一心棘府、詣奥院  
廟前、終夜念誦、忽現靈應、聞金響兩三聲、

と曰ひ、又法皇吾東寺へ莊園敷地等を施入し給ふ  
宣旨に

右莊園敷地等、限未來際所施入當寺也、方  
々相傳更無違亂之地也、爲令密教慧命繼  
龍華之庭、施入既訖、雖長者執行等、非口入  
限、爲供僧學衆依怙、爲寺院興隆而施入  
之、非下爲管領人貪利之故也、以此紹隆力、  
奉廻國家安全天下泰平也、更非有我人執、  
供僧學衆等知此意、以平等慇懃懇命、可祈  
天長地久者也、我後子孫等中依傳領號、致  
妨碍、不可背吾命、若背我命者可背三寶  
冥鑒大師冥慮、背三寶大師冥慮、佛法擁護大  
日本國神祇等乃至三界諸天等可加冥罰者也、  
雖吾國帝皇雖我後子孫、誰致障難不蒙  
冥罰者乎、

正和二年十二月七日

高祖傳法末資阿闍梨舍剛性

聞其音者兩輩、或雖在傍不聞之  
と曰ひ、又高雄神護寺御幸の事をば

其歲<sup>正和</sup>五年臘月百箇日參籠神護寺、曉夕入堂、每  
曉自汲<sup>三</sup>關伽井於御影堂行法、清嵐之夕深雪  
之曉、捨身粉骨勵精進行、竭報酬志、

と曰へり、又法皇親しく吾大師の傳をものせさせ  
給ひ、大師の御遺告に似せて法皇も亦御遺告を書  
かせ給へるなご合せ考ふれば、誰か法皇の吾大師  
御信仰の念の厚くましまし、祖恩報謝の御志の深  
きに感泣せざる者やある

法皇の東寺興隆の御信念

法皇が吾東寺に對し

て如何なる御信念を有せられ給ひしかと云へば、  
法皇御遺告の可<sup>三</sup>真俗同運<sup>三</sup>勵興隆<sup>三</sup>緣起<sup>三</sup>第二に  
夫以吾大日本國者法爾稱號、秘教相應法身之土  
也、故吾後繼血脉之法資、傳<sup>三</sup>天祚<sup>三</sup>之君主可<sup>三</sup>  
同<sup>三</sup>盛衰<sup>三</sup>可<sup>三</sup>伴<sup>三</sup>興隆<sup>三</sup>、吾法斷廢者皇統共廢、吾  
寺興復皇業安泰、努々背<sup>三</sup>吾此意<sup>三</sup>莫<sup>三</sup>悔耳

とあり、之れ弘仁の初年嵯峨天皇の御起請に、「以代々國王爲我寺檀越、若伽藍興復、天下興復伽藍衰弊天下衰弊」とあり、又村上天皇の符に「教王護國寺者佛法目足密宗支底、不<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>餘寺<sub>一</sub>我朝以<sub>レ</sub>彼寺<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>最頂」とあるに御主意を同じくし、吾東寺伽藍の往古より天下の戦亂時以外に於ては、多くは隆盛に維持せられし所以は、實に前聖前賢皆斯る御精神を以て、吾東寺を保護せられたる爲なり、後宇多法皇亦斯る御信念を以て吾東寺に望ませ給ふ、吾東寺中古の興隆、法皇の御時より彌々盛となりしは誠に宜なりと云ふへし

**法皇の東寺興隆** 已に前に記せし如く、法皇夙に東宮にましませし御時より、吾大師の教風に歸依し給ふこと厚く、又吾東寺興隆を叙慮にかけさせ給ふことも、已に御出家以前より久しき御間のことなり

長者補任等によれば、法皇御出家以前の徳治元年

七月二日、吾東寺七祖御影像畫を召され修葺の御事あり、同十月十六日には右修葺を全く訖りて吾東寺に御返納あり、又其年月定かならざれども編者の私見によれば、徳治三年二月には彼有名なる、法皇吾東寺興隆についての條々啓白の御事あり、今東實記に依て法皇の東寺興隆條々啓白の御事を掲げむに

敬白 東寺興隆條々事  
一以<sub>レ</sub>修學僧五十人<sub>一</sub>住<sub>レ</sub>當寺<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>紹<sub>レ</sub>隆真言教義<sub>一</sub>事

右學業雖<sub>レ</sub>不退、專一夏九旬輪<sub>レ</sub>轉大日經疏、菩提心論、釋摩訶衍論、高祖制作等、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>講談、其五十人學衆中、三十人當時常住僧等、二十人者廣涉<sub>レ</sub>高祖門資<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>擇<sub>レ</sub>用諸寺、是則學業及<sub>レ</sub>廣崇<sub>レ</sub>重本寺<sub>一</sub>之意耳、於<sub>レ</sub>其衣食等資緣<sub>一</sub>者、廻<sub>レ</sub>不易之謀<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>者也

一可<sub>レ</sub>建<sub>レ</sub>立止住僧坊<sub>一</sub>事

右時縁到來者、最前可<sub>レ</sub>廻<sub>レ</sub>其計<sub>一</sub>矣  
一御影堂可<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>不斷陀羅尼<sub>一</sub>事

右以<sub>レ</sub>三十一口供僧、結番可<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>行之<sub>一</sub>、其供料以<sub>レ</sub>前寄置之寺領<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>宛<sub>レ</sub>行之<sub>一</sub>

一可<sub>レ</sub>寄<sub>レ</sub>置寺邊便宜地<sub>一</sub>事  
一可<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>置修造料所<sub>一</sub>事  
一鎮守八幡寶前、二季行<sub>レ</sub>真言堅義試度<sub>一</sub>、兩業僧以後得僧可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>夏講學衆<sub>一</sub>事

右爲<sub>レ</sub>東寺一宗大業、先必可<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>此業、爲<sub>レ</sub>成立之基<sub>一</sub>也、但五十人學衆内、三十人殊擇<sub>レ</sub>其器<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>常住、宛<sub>レ</sub>衣食二十人、夏中止住、其間宛<sub>レ</sub>衣食、以<sub>レ</sub>三五箇年<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>功勞<sub>一</sub>募<sub>レ</sub>任僧綱、永爲<sub>レ</sub>例格、條々興隆時至者可<sub>レ</sub>遂行<sub>一</sub>者也

とあり、抑、御啓白の條々は、法皇の御生前に於て實現せりやと云へば、殆ど實現せるもの、如し、則御啓白第一條の如きは、果して修學僧五十口の止住が實現せしや否や的確に定むに由なきも、法

皇の此御啓白によれる、吾東寺修學紹隆の實が、已に法皇の御生前に於て實現せしことは、東實記の傳法會、論議條々等に明かなり、蓋し、此後南北朝に至り所謂<sub>レ</sub>二寶が吾東寺に出て、吾教學史上に重きをなせるは、一方より云へば法皇の此啓白に全く基因せりと云ふも過言にあらざるなり、次に御啓白第二條の如きは、法皇も已に「右時縁到来者、最前可<sub>レ</sub>廻<sub>レ</sub>其計<sub>一</sub>矣」と仰せあれば、之れは明かに法皇の御生前に於て實現せり、則之れ古來より吾東寺に於て、法皇の叙旨に依てなれりと云ふ塔中十五ヶ院(一説<sub>レ</sub>二十一院)に當れるものなり、次に御啓白の第三は、東實記によれば正和元年より實現し、次に第四、五條の御啓白は後に陳ぶるが如く、正和二年十二月七日法皇の山城國拜師莊等を施入の院宣に明かなる如く、實現なり、最後に第六の御啓白も、東實記の論議條々によれば、應長二年二月より始めて行はるに至りしもの、如

し、斯れは右御啓白の條々は、法皇の御生前に於て殆ど全く實現せられたりと云ふ可し、然るに東寶記に右御啓白に附言して

私云、重叙願、密教紹隆、殊貴所奉思也、時縁之至、其期雖難知、公家武家合力同志、急速可被果遂此御願之者歟

と云へるは、之れ此後建武の前後より天下復擾亂となり、法皇の御啓白に依て行はれしものも中絶となり、之れを歎息せられたるの言なり

東寶記によれば  
灌頂院護摩堂、建長四年灌頂院回祿之時、同燒失了、其後德治二年十二月十七日立柱、同三年正月二十一日上棟、惣大工七條大夫國成、大勸進大工末康、兩大工祿各銀釵一酒肴等被下之畢、爲來二十六日法皇後宇多院御灌頂、大勸進泉涌寺長老素道上人承感勸之仰、致土木之功畢とあれば、法皇の御灌頂前に於て、灌頂院護摩堂

の建立ありたるや云ふ迄もなし

德治三年正月廿六日吾東寺灌頂院に於て、法皇灌頂を終らせられ、同廿八日還御あらせられ給ふや、二月三日法皇御灌頂の追賞として、圓城寺益信僧正元本覺大師の謚號と大僧正を贈らせられ、大阿闍梨長者禪肋大僧正には牛車を聽され、且東寺座主職の號を賜ふ、蓋之れ皆法皇御灌頂の追賞とは云へ、法皇祖恩に酬ひ、吾東寺の興隆を計り給ふ御思召なり、抑益信僧正は寛平法皇御灌頂の師にして、廣澤の流祖、學徳兼備の高僧なり、昔延喜年中寛平法皇吾宗祖に大師號を賜ふて御偉徳の宣揚ありて祖恩を報じ給へり、今法皇も亦流祖益信僧正元大師號を賜ふて、以て其高德を顯揚し、宗恩を報じ給ひしなり

法皇吾東寺に新に座主職を設け、禪肋大僧正を之れに補したるについては、法皇、御遺告の可興隆教王護國寺相承座主職縁起第十七に

抑當寺座主職者、高祖曰、准唐法欲奏聞座主職、雖思先々入山之間既令忘脫未遂此事、須諸弟子等必遂此事、皆是非有不要言、併令法久住謀而已、我後之資勿難斯乎云

而此事經星霜無果遂之人、吾傳法之日爲勸賞、以前大僧正補任之畢、必雖不可傳吾門資、爲當寺紹隆、前大僧正萬歲之後、令奏聞欲令相傳後資者也

と曰へり、法皇吾大師の御遺旨を奉じ給ふことの如何に深く、吾東寺の紹隆を叙慮にかけさせ給ふことの如何に厚きかを思へば、誠に申すも畏し  
法皇德治三年二月十三日法皇吾東寺西院寶藏の兩界曼荼羅を召させ給ふ、之れ新曼荼羅建立の御爲か、同三月廿四日高雄神護寺に御幸あり、之れ法皇の深く御信仰ましまし給ふ、石清水八幡の前日臨時祭延引の爲、神護寺八幡宮の御奉幣を兼ね、且は法皇御灌頂後、大師の御聖跡を忍び奉る御爲

の御幸か、大師御筆高雄灌頂記を、法皇鳥羽勝光明院寶藏より擇出し給ひて、神護寺の規模たりとなし給ひて奉納あらせ給ひしも、實に此年の六月二十日の御事なりしなり、而して、之等も亦皆吾大師并に大師の聖跡を慕ひ奉るに出でたる舉にあらざるはなし

正和二年十二月七日、法皇吾東寺へ左の如き庄敷地等の御施入あり

施入東寺 庄園敷地等

山城國拜師庄

興善院領内也而立替他所永施入當寺者也

同國上桂庄

七條院遺領内也、同替他所永施入之、此地

爲掃除料所入夫等長日可召之、以年貢白

砂以下、毎年無懈怠相續可致其沙汰、莫

令佛庭荒蕪矣

播磨國矢野例名



歡喜光院領内也、預所職冬綱相傳地、而依  
爲<sub>二</sub>便宜地<sub>一</sub>立<sub>二</sub>替他所<sub>一</sub>永所<sub>二</sub>施入<sub>一</sub>也

八條院町十三町

注文在判

依<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>近邊要須<sub>一</sub>支配學衆等所<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>宛行<sub>一</sub>也

右庄園敷地等限<sub>二</sub>未來際<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>施<sub>二</sub>入當寺<sub>一</sub>也、方々  
相傳更無<sub>二</sub>違亂<sub>一</sub>之地也、爲<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>密教惠命<sub>一</sub>繼<sub>レ</sub>龍  
華<sub>二</sub>三庭<sub>一</sub>施入既訖、雖<sub>二</sub>長者執行等<sub>一</sub>非<sub>二</sub>口入限<sub>一</sub>、  
爲<sub>二</sub>供僧學衆依怙<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>寺院興隆<sub>一</sub>而施<sub>二</sub>入之<sub>一</sub>、非<sub>レ</sub>  
爲<sub>二</sub>管領人貪利<sub>一</sub>之故也、以<sub>二</sub>此紹隆力<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>廻<sub>二</sub>  
國家安全天下太平<sub>一</sub>也、更非<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>我人執<sub>一</sub>供僧學  
衆等知<sub>二</sub>此意<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>平等懇懃懇念<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>祈<sub>二</sub>天長地  
久<sub>一</sub>者也、我後子孫等中、依<sub>レ</sub>傳<sub>二</sub>領號<sub>一</sub>致<sub>二</sub>妨碍<sub>一</sub>、  
可<sub>レ</sub>背<sub>二</sub>我命<sub>一</sub>、若背吾命者可<sub>レ</sub>背<sub>二</sub>三寶冥鑿大師冥  
慮<sub>一</sub>背<sub>二</sub>三寶大師冥慮<sub>一</sub>者弘法擁護大日本國神祇  
等乃至<sub>二</sub>三界諸天等可<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>冥罰<sub>一</sub>者也、雖<sub>二</sub>我國帝  
皇<sub>一</sub>雖<sub>二</sub>我子孫<sub>一</sub>誰致<sub>二</sub>障難<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>冥罰<sub>一</sub>者乎

正和二年十二月七日

申す迄もなし、殊に御施入狀の御主意の如きに至  
つては、已に前に陳べたる如く申すも畏し  
東寶記によれば、法皇吾東寺諸堂等に於て、次の  
如く諸法會を發起させ給ふ

御影堂

正和元年<sub>壬子</sub>三月二十一日、爲<sub>二</sub>後宇多院御願<sub>一</sub>、  
被<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>二口供僧於<sub>一</sub>當堂<sub>二</sub>於<sub>二</sub>舍利塔前<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>  
長日行法<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>勅施<sub>二</sub>入地<sub>一</sub>拜師庄内、爲<sub>二</sub>料所<sub>一</sub>  
矣

二季傳法會

應長二年<sub>(正和元年)</sub>壬子二月二十一日依<sub>二</sub>道我僧正<sub>一</sub>  
于時權少僧都勸<sub>二</sub>發自性上人<sub>一</sub>我寶劍令<sub>レ</sub>講<sub>二</sub>心經秘鍵<sub>一</sub>、  
已剋鎮守八幡宮、未剋西院御影堂、聽衆濟々  
異門正道所<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>群也<sub>一</sub>、同二十七日結願畢、後  
宇多院有<sub>二</sub>寂感<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>永代御願所<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>料所<sub>一</sub>  
御沙汰<sub>一</sub>也、本妙房、覺頂<sub>(順)</sub>房、慈觀房等  
爲<sub>二</sub>讀師<sub>一</sub>、或四季或二季、隨<sub>レ</sub>時參勤、日數多

高祖傳法末資阿闍梨金剛性

と、而して此庄園施入の御事は、法皇御遺告の  
中に

右寺高祖大師奉<sub>二</sub>弘仁皇帝勅賜<sub>一</sub>、以降鎮護國家  
靈場、無<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>常伽藍<sub>一</sub>、而世衰法廢中葉荒弊、再興  
以後當寺玉甕似<sub>レ</sub>全、唯所<sub>レ</sub>歎<sub>二</sub>人法微弱也<sub>一</sub>、仍施<sub>二</sub>  
入<sub>二</sub>兩<sub>一</sub>之庄園、雖<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>微力猶少<sub>一</sub>其切、并是所<sub>二</sub>  
相傳<sub>一</sub>之領地、永代寄<sub>二</sub>附之<sub>一</sub>、染<sub>二</sub>短毫<sub>一</sub>勅<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>、  
不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>失墜<sub>一</sub>之由明白也  
と曰へるに當り、又

八條院町十三町注文在判

依<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>近邊要須<sub>一</sub>支配學衆等所<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>宛行<sub>一</sub>也

とあるは、前に掲げし法皇の東寺興隆條に御啓白  
の第三に「一可寄置寺邊便宜地事」とあるを果さ  
れたるものと云ふ可く、又御啓白の第四に「一可  
定置修造料所」とあるは、今度の法皇が此莊園敷  
地等の御施入に依て、其御目的を果されたること

少、始行日次等、依<sub>二</sub>時儀<sub>一</sub>不定也、正和二  
年五月十一日覺頂<sub>(順)</sub>上人<sub>(智海)</sub>令<sub>レ</sub>談<sub>二</sub>釋  
論<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>談義<sub>一</sub>本尊法皇御筆大師御影被<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>置  
之<sub>一</sub>畢、同四年<sub>乙卯</sub>以<sub>二</sub>賴實法印<sub>一</sub>于時權律師被<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>學  
頭并供養<sub>一</sub>、從<sub>レ</sub>其以來爲<sub>二</sub>永格<sub>一</sub>、定<sub>二</sub>春秋二季  
傳法會<sub>一</sub>、每季三十箇日子<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>相續<sub>一</sub>者也

勸學會談義

後醍醐院元亨二年<sub>戊戌</sub>三月二十一日、於<sub>二</sub>御影  
堂<sub>一</sub>始行<sub>レ</sub>之、勸學衆五人、新補讀師二人<sub>(經然  
兩法)</sub>但於<sub>二</sub>開白<sub>一</sub>者、本學頭賴實法印勸<sub>二</sub>三仕之<sub>一</sub>、  
配文菩提心論、抑當會緣起者、鎌倉覺園寺住  
僧道忍上人、深發<sub>二</sub>八宗勸學之大願<sub>一</sub>、從<sub>二</sub>幼少  
之昔<sub>一</sub>、所得之財割<sub>二</sub>十分之一<sub>一</sub>、相<sub>二</sub>宛其要  
脚<sub>一</sub>、先就<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>八宗最頂<sub>一</sub>、於當寺欲<sub>レ</sub>與<sub>二</sub>眞言宗  
勸學會<sub>一</sub>、料足一萬疋、且施<sub>二</sub>入之<sub>一</sub>、仍定<sub>二</sub>其衆<sub>一</sub>、  
始行<sub>二</sub>談義<sub>一</sub>、後宇多院殊有<sub>二</sub>御隨喜<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>勅  
願<sub>一</sub>畢、安藝國別納之地、高屋餘田、三田郷、

平田郷、御寄附之、雖<sub>レ</sub>然、依<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>有名無實之地、實莊殿院執務職、後醍醐院爲<sub>二</sub>寺家興隆<sub>一</sub>御寄附、供僧學衆加<sub>二</sub>評定<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>一同之衆議、相<sub>二</sub>宛當會料足<sub>一</sub>畢  
五日十座論義

康安三年<sub>甲</sub>十月十日、於<sub>二</sub>御影堂<sub>一</sub>始行<sub>レ</sub>之道  
我僧正入滅之剋、爲<sub>二</sub>後宇多院叙願<sub>一</sub>之由、依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>被<sub>二</sub>申置<sub>一</sub>之旨、所<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>此沙汰<sub>一</sub>也云云

每月十五日鎮守講

應長二年<sub>壬</sub>二月二十六日、鎮守御影堂兩所談義以後、於<sub>二</sub>鎮守八幡宮<sub>一</sub>始行<sub>二</sub>論義<sub>一</sub>、構<sub>二</sub>東北廻廊<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>會場<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>東北奥<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>正道座<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>同端<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>聖座<sub>一</sub>、講師了賢僧正、問者實順法印、捧物扇百本自<sub>二</sub>大覺寺<sub>一</sub>殿<sub>レ</sub>法皇<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之、其後毎日勤行、但日次隨時不定、正和四年賴實法印補<sub>二</sub>任學頭職<sub>一</sub>之以後、以<sub>二</sub>每月十五日<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>式日<sub>一</sub>云云

る可らず

文保元應年中の東寺修造、東實記によれば、文保元年正月三、四兩日に渡り、度々大地震あり、吾東寺五重大塔の九輪折傾し、灌頂院も破損せり、此處に於てか同三年(元應元年)六月二十一日大塔修理料所として安藝國の仲恭天皇の貞應以後の新立庄園を國衙に附し寄進の御事あり、東實記右に之れに關する法皇の院宣二通を載す、云く

東寺造營料國、安藝國貞應以後新立庄園付<sub>二</sub>園衙<sub>一</sub>早速可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>終<sub>二</sub>塔婆修理之功<sub>一</sub>者、院宣如<sub>レ</sub>此、仍執達如<sub>レ</sub>件

六月二十一日(元應元年) 按察使長隆  
素道上、御房

と、今一通の元應元年八月十二日の院宣は略さむ、尙東實記によれば、「文保元年三月二十五日食堂拂葺、大工未康」など、あれば、當時法皇の保護により食堂の修造もありしか

其他吾東寺五十口の僧止住の御啓白に依て、正和元年三口の供僧を御影堂に、或は應長二年傳法會に七口衆を、或は正和年中食堂に夏中供花衆十二口を補せられたるが如き、或は正和二年法皇御宸翰の宗祖大師の御影像に御略傳を附して談義御本尊として御施入あらせられたるが如き、或は印融記の奥疏付狀に「後宇多法皇院宣云、大日經疏流傳世絶久處也、然伊豆妙淨上人相傳之由有<sub>二</sub>其聞<sub>一</sub>、尤神妙候、抄物等品々令<sub>レ</sub>上<sub>二</sub>本處御經藏<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>納之由、仍院宣執達如<sub>レ</sub>件」とある本處御經藏とは蓋吾東寺經藏のことならむ、之等によりて見れば、法皇が如何に吾東寺諸堂の修會を盛にし、殊に論義講學に叙慮をかけさせ給ひしかを知る可し、されば前にも一言せる如く、吾東寺の不二學系統の教相發達は、素より賴實、呆實、賢實の所謂東寺三寶の博學達識によるとは云へ、其一半は實に法皇の東寺興學の御企に、源因せりと云はざ

第四節 法皇の崩御

法皇大覺寺を常の御所となし、吾東寺の興隆に上述の如き御力を盡させ給ひ、吾東寺の隆盛極りなかりしかとも御遺告の中に

暨<sub>二</sub>于元亨元年<sub>一</sub>起<sub>二</sub>立金堂<sub>一</sub>(大覺寺)營<sub>二</sub>造宇智院<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>終老之地<sub>一</sub>、入<sub>二</sub>佛家<sub>一</sub>行<sub>二</sub>密法<sub>一</sub>、送<sub>二</sub>十餘廻涼悞<sub>一</sub>、於是不可<sub>レ</sub>慮逢<sub>二</sub>皇太子登極<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>武將計略<sub>一</sub>再臨<sub>二</sub>萬機<sub>一</sub>、接<sub>二</sub>京洛塵<sub>一</sub>、送<sub>二</sub>四箇年<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>未<sub>二</sub>懈修練<sub>一</sub>、屬<sub>二</sub>利國世故<sub>一</sub>、失<sub>二</sub>密教弘傳緣<sub>一</sub>、鎮國之政雖<sub>レ</sub>不可<sub>レ</sub>閣<sub>レ</sub>之、緣務纏牽頗催<sub>二</sub>厭却思<sub>一</sub>、是以屬<sub>二</sub>政理於今上皇帝<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>終<sub>二</sub>生涯於山中虛閑<sub>一</sub>、何況老及病侵休退叶<sub>二</sub>天運<sub>一</sub>、辛酉(元亨)季冬、示<sub>二</sub>武將<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>居于當寺幽栖<sub>一</sub>而已

と曰へる如く、元亨元年十二月、國家の萬機擧げて、後醍醐天皇に屬し奉り、專管大覺寺に御閑居遊され、時に歌合などの御慰なきにしもあらざりしも、多くは秘密瑜伽の修法三昧に日を送らせ給

ふ、故に當時の物語にも『法皇今は大覺寺のみに  
おはしませば云云』とあり、されど如何に秘密瑜伽  
の修法に餘念おはせざりし法皇も、有漏の御身、  
御病には抗ちべくもあらず、終に正中元年五月末  
方より御病に臥せさせ給ひ、同六月二十五日終に  
崩御ましまし給ふ、當時の物語によれば、法皇の  
御病に罹らせ給ふや、後醍醐天皇の行幸、東宮邦  
良親王(法皇の御嫡孫)の行啓ありて、親しく御病  
を問はせ給ふ、殊に法皇東宮に對し奉りては、御  
病にも關らず、異日御即位の御上、萬機をみそな  
はせ給ふことについて、細々と御提撕あらせ給ひ  
しと、法皇崩御ましまし給ふや、中世並びなき明  
君にましましければ、世其崩御を惜み奉らぬはな  
し、吾東寺に於ては、直ちに法皇の御忌を置く、  
東實記に

後宇多院御忌六月二十五日一晝夜、光明  
眞言、理趣三昧、論義講等

元享四年六月二十五日崩御、翌年正中始行之、

## 第四編

### 第一章 後醍醐天皇と東寺

#### 第一節 後醍醐天皇と南北朝時代

後醍醐天皇は後宇多法皇の第二皇子、幼少より御  
聰明なりしを以て、法皇并に龜山上皇深く之を鐘  
愛し給ひ、延慶元年八月花園天皇即位し給ふや、  
同九月立て皇太子となり、文保二年二月御年三十  
歳にして即位し給へり、天皇即位の當初は前に後  
宇多法皇の章に於て陳べし如く、文保より元享の  
初年迄、約四年間は萬機後宇多法皇之を攝し給ひ  
しも、元享元年の季冬より天皇記録所を開いて、  
親ら政治を行はせ給ひしなり

之れより前、元寇の役後、鎌倉幕府の權威漸く衰  
へ、加ふるに、天皇御即位の前々年即正和五年北  
條高時、年十四にして幕府執權となりしも遊蕩之

御施入地八箇所、當時佛法之恢興在三于斯時  
矣

### 夜叉神

此神は下天に居て天城門を守り、佛法擁護を本  
誓となす、吾東寺食寺前に奉安の此神像は大師  
の御作にして靈驗甚だ新なり、最初は南大門の  
左右に安置せしも、旅人の禮せざるものあれば  
忽ち野を興ふを以て、之を中門の左右に移し、  
後現在の地に御堂を建立して奉安せり、古來の  
風俗に此神に歸して小兒の名を請ふは、此神孩  
兒を啖ふと云ふを以て、歸依して此難を免れむ  
とするなり

れ事とし政治は他に委して省るなく、幕府の權威  
彌々衰ふ、此處に於てか、天皇討幕の機至れりと  
なし、正中元年謀る所ありしもならず、其後嘉曆  
元徳の頃より再び謀る所あり、元弘元年春に至て  
其準備成りたれば、將に事を發せむとして復た破  
れ、同年八月には天皇終に大和笠置山に逃れ、此  
地を行宮となし、勤王の義兵を集め給ひしも、翌  
九月行宮陥り、其後間もなく天皇も幕府の手に執  
へられ、翌年三月には、隱岐に移され給ひ、天下  
復た幕府の惡政に苦めらるゝことゝなれり  
然るに元弘三年に至るや、楠、名和等の勤王家、義  
兵を擧げ、其勢力諸國に振ひければ、二月天皇陰  
かに隱岐を脱し、伯耆船上山を行宮として此處に  
居まし、天下の形勢を觀望し給ふ、此年四月足利  
尊氏も天皇に歸順、五月七日には尊氏等京師の六  
波羅を攻めて之れを陥れ、京師を官軍の手に收む  
るを得たり、又此日新田義貞、上野に義兵を擧

け、關東の義兵雲の如くに集り、同廿二日鎌倉を  
陥れ、高時等自殺し、鎌倉幕府全く亡びたり、天  
皇幕府滅亡の翌日、即五月廿三日、車駕船上山を  
發し六月四日京師着、吾東寺西院小子房に御駐輦、  
翌日儀を整へ百官を率ゐて、宮に還御あらせ給ふ、  
之れより大政維新、天皇天下の政權を掌握し給ひ  
て自ら政を行ひ、明年改元して建武と名けたれ  
ば、天皇の御親政をば建武中興と稱するなり

然るに建武二年に至るや、親政に對する武士の不  
満已に表はれ、尊氏等鎌倉に據て命を奉せず、翌  
三年(延元元年)正月尊氏等京師に侵入するや、却  
て破れて、九州に逃れしも、直ちに勢力を回復し  
て、此年五月西國の大軍を提げて、京師に攻め上  
り、天皇難を叡山に避く、此年十月十日尊氏の誓  
書を捧げて、天皇の還幸を請ひ奉りし迄、京師は  
戦亂の街たり、然るに、此年十二月天皇叙慮まし  
まし給ふ所あつて、密かに神器を奉じて、京師を

出て吉野に行幸ましませしより、天皇再び京師還  
幸の御事なく、延元四年八月十六日遂に行宮に崩  
じ給ひ、次帝後村上天皇も亦還幸の御事なくして  
崩じ給ひ、其後漸く後龜山天皇の元中十年、即後  
醍醐天皇の延元元年十二月吉野行宮へ行幸後、恰  
も五十七年目に還幸の御事あり、此間南北に聖天  
子居まして、政令を異にし給ひしかば、世南北朝  
時代と稱す

第二節 後醍醐天皇と東寺

天皇の御信仰 天皇は後宇多法皇の皇子にまし  
ませば、法皇に似させ給ひて、また厚く吾佛教を  
信じ、殊に吾眞言宗に歸依せさせ給ふ、其御模様  
の一斑は當時天皇の賢臣にして常侍せし北畠親房  
公の神皇正統の中に記せり、正統記に云く

後宇多の御門こそ、ゆるしき稽古の君にましま  
ししに、其御跡をばよくつき申させ給へり、剩  
へ諸の道を好みしらせ給ふ事、有難き程の御事

なりけむかし、佛法にも御志深く、むねと眞言  
を習はせ給ふ、初は法皇に受けましましける、後

には前大僧僧禪助に許可まで受給ひけるとぞ、  
天子灌頂の例は唐朝にも見侍り、本朝にも清和  
の御時、禁中にて慈覺大師灌頂を行はる、主上  
を始め奉り、忠仁公なども受けられたり、是は  
結縁灌頂かぞぞ申める、此度は誠の授職とおほ  
しめされしにや、されど猶許可に定りきとぞ、  
其れならず、人々に諸流をも受けさせ給ひぬ、  
又諸宗をも捨給はず本朝異朝禪門の僧徒までも  
内に召して、とふらはせ給ひき、すべて和漢の  
道を兼ね、あきらかなる御事は中比よりの代々  
にはこわさせましましけるにや

とあり、以て知るべし、殊に右の文中に、『宗と  
眞言を習はせ給ふ、初は法皇(後宇多)に習はせ給  
ふ云々』と云ふに至つては、實に法皇の御青年時の  
御有様と毫も異なる所なきなり、されば次に陳ぶる

如く、天皇のまた吾東寺に對して、特別の御思召  
を有たせ給ふことも、實に偶然に非ざるなり

正中元年十二月の御舍利奉請并御舍利奉請につい  
ての御叙慮 正中元年十二月十四日、天皇宸翰  
を賜ひ、吾東寺の御舍利奉請の御事あり、且當時  
吾御舍利奉請のこと、朝野競ふて風をなしければ、  
天皇御叙慮を惱ませられ、次の如き御宸翰を賜へ  
り

正中元年十二月十四日甲乙卅七粒奉請之、奉  
爲國家安泰弘法利生而已、所願無私不可爲  
例、向後於甲者輒不可奉請、不可過乙兩  
三粒也、依爲天下靈寶朝家鎮護、所誠後  
代也、願冥慮敢不可違越者矣

正中三年三月天皇東寺紹隆の六箇條の御願 正  
中三年三月十八日天皇御父後宇多法皇の御立願に  
習はせ給ひしものか、最勝光院を吾東寺に合併  
し、其庄園を以て六箇條の御願を起させ給へり、

其官階次の如し

應下以最勝光院永代附當寺御願致六箇鄭重  
紹隆上事

右太政官今日下治部省符備、得彼寺所司等  
去年十二月日奏狀、備、謹考舊貫去延曆十三  
年、温四神相應之勝地、有九重平安之遷都、  
當于羅城門之左右、被建金剛刹之基地、所  
謂東寺西寺是也、近則左右二京之鎮守、遠亦東  
西兩國之衛護者哉、爰高祖遍照金剛任身於西  
委附詞云、授法有在經像功畢、早歸鄉國、以  
奉國家、流布天下、增蒼生福云云、因茲大  
同歸朝之後、弘仁馭俗之春、以東寺永爲密  
教根本庭、不可他宗雜住、由、有敕給、以來  
三國相承道具納寶庫、三藏附屬之舍利安玉壺  
矣、天長年中大師建立講堂、安置仁王經曼荼  
羅、教王護國寺之題號專指此佛閣也、大師曰

所請來一經法中有仁王經、守護國界主經、佛  
母明王經等念誦法門、佛爲國王特說此經、  
摧滅七難調和四時、護國護家安已安他  
此道秘妙典也云云、鎮守八幡大菩薩者、弘仁年  
中答高祖迎請有神體之影現、大師先寫花  
牋奉納經藏、遂刻木像被安社壇、處處  
仁祠未聞真身來化、國國瑞籬更非權者之勸  
請、宇佐石清水已下皆有炎上之災、共無根本  
之跡、於當社者、高祖製作之尊像冰雪躍而如  
昔、大師眞筆之額字露點殘而未消、情思一朝安  
全之勝蹟、寧非二密加持之威力哉、凡經有  
仁王護國題名、神有護國靈驗之尊號、能護所  
護函蓋相應者歟、弘仁官符云以代代國王爲  
我寺檀越、若伽藍興復天下興復、伽藍衰弊、天  
下衰弊、若有無道主邪賊之臣、若犯違若破障者  
是人必得破辱三世諸佛一切賢聖之罪、十方諸  
天牽土神明共起大禍永滅子孫、若不犯違

敬勤行者、世世累福子孫繁昌、共出塵域、必  
登覺岸云云、又云東寺遷都之始爲鎮護國家、  
柏原先朝所建立也、乞察此狀、率僧徒等  
讀揚眞教、轉禍修福鎮國家云云、天曆符云  
教王護國寺者、佛法之目足密宗之玄庭也、不  
准餘寺、我朝以彼寺爲最頂云云、當寺大札  
銘云、東寺是密教相應之勝地、馬臺鎮國之眼目、  
歸而敬者王化昭明華夷太平、怠而不崇朝有妖  
害國有災亂、天下可有二大亂者、東寺先可  
荒廢云云、是知此國之爲國者吾寺之爲寺故而  
已、以之明主必被添紹隆之叙願、門徒又可  
運精祈之懇念者歟、近則行遍僧正去延應二年  
歎御願之陵廢致再興之負最、始長日之行  
法修每月之影供、茲宣陽門院殊有御隨喜、  
被寄其料所田等弓削島平野殿新敕旨并大良莊  
等、加之後深草院御代建長四年、被配置十  
五口供僧於金堂講堂食堂灌頂院西院等各修行

法、于時敕使參議平惟忠卿繼苦徑、而傳叙  
旨於鎮護之場、淨侶刷羅襟而飾法會於秘密  
之壇、其後爲龜山院敕願、文永年中被置三口  
供僧於鎮守、被修本地法樂於長日、又三長齋  
日轉讀最勝王經、何況後宇多院德治年中、於  
當寺御入壇以來、殊凝叙願被染宸筆云、  
東寺興隆事寺領等殊廻無爲之計、五十人學徒  
常住密教弘通至龍華三庭無斷絕之旨、可  
致興隆沙汰者也云云、是則眞言僧五十人可止  
住東寺之由、承和被下官符之故歟、依之  
應長以來經再往之沙汰、被寄八箇之寺領、  
所謂拜師上桂矢野信太八條院院町十三箇所已  
上御管領莊園等、高屋平田三田以上安藝國別納  
地、以之置讀師兩三輩集學衆廿一口、鎮勵  
事相教相之談話、偏羅三部五部之教旨、剩添  
供僧西院勤長日行法、屈淨侶於社頭企望日  
之論義、自宗之恢弘希代之敕願者乎、夫佛法者

依王法而昌榮、朝威者以武威、而安全也、何況爲被謝仁治以來大功、可奉祈都鄙合體之佳運、之由含感勲之叙旨、抽鄭重之懇誠、者也、方今我后外登萬機之政理、滂流大化於遐邇、內探密之奧旨、被致紹隆於寺門、且爲資高祖大師之報恩、且爲果後宇多院之叙願、以最勝光院執務職、限未來際、被付當寺之由、裁下既畢、誠是龍雲虎吹之感千歲一遇之秋也、凡講堂行法者、始開白於天長昔、雖貽貽再興於建長之曆、唯依供料之闕乏、纔替行法於轉經畢、高祖建壇之本意似空、教王護國之寺號如何、若無勸行之實者、豈有擁護之益哉、尤可被興行歟、一、次於鎮守御神樂者、寬喜年中、度有沙汰、其後又陵怠、然者爲永代每年之恒規、可被設潢汗潢涼之禮奠歟、是二次於同社頭、每月朔日、理趣三昧者、偏爲學徒之私願、久積行業之薰修畢、故被擬救願

彌欲凝懇念、是二、次於灌頂院護摩堂者、舊院御入壇之時、雖有修造之號、未及本尊之安置、況於護摩之法乎、早任舊規、可有其沙汰歟、是四、次塔婆者、法身制底國主聖體也、殊可被尊崇處、乍被安置本尊、不被修修行法、子細同前、是五、次於西院、勤修不斷光明眞言、欲奉訪最勝光院本願、兩院高倉院建春門院之御菩提、是六、以上六箇條、人法紹隆篇目雖多、國家鎮護之要、須在斯者哉、抑最勝光院者、佛閣礎礎、修御願於何處、寺役跡斷受、法施於誰人、同院領周防國美和莊有近年闕所之號、爲諸人拜領之地歟、永被返附院家、欲被寄當寺、且移行彼院淨業、須資我寺御願、大師云弘福寺是飛鳥淨御原御宇、天武天皇御願也、天長聖主垂敕、永加東寺、可修治之由畢也、云、弘仁官符云、東寺破壞之時、日本國中大小伽藍、可加修理、云、倩案、事情、院家之基地、雖全

被付先皇之御願者、聖代之佳模當寺之先規也、

況多年破壞之寺院乎、何況於被興斷絕之勤

行、奉飾本願之追福乎、望請天裁早給、聖

代有道之鳳輪、永備萬年不朽之龜鑑者、高祖

大師縱隔微笑於金剛定之霧、必垂照覽於微雲

管之、花洛柳營共、斯佳運於鶴算萬歲之秋、

事相教相繼、紹隆於龍華三會之曉者、正二位行

大納言源朝臣親房宣、奉敕依請者、省宜承

知、依宣行之者、寺宜承知、牒到准狀、故牒

正中三年三月十八日

修理東大寺大佛長官正五位上行左大史兼能登

介小槻宿禰判

從四位下權右中辨藤原朝臣判

元弘三年五月天皇大權恢復祈禱の論旨 元弘三

年五月七日、前に陳べし如く、此日尊氏等六波羅を陥れしと雖も、天皇未だ伯耆の船上山の行宮にあり、此日行宮より吾東寺に一天太平の大業成

就の御祈を命じ給ふの御論旨あり、曰く

右當寺之中興者、吾朝之再昌也、併以三密相應

之秘術、欲致一天泰平之大業、況亦高祖大師

凌於巨海、而於每日影向之靈告、遺弟僧侶酌

餘流、而蓋祈理世安樂之御願、相觸一門之徒

同悉而宜奉祈、速疾悉地、伽藍之興復佛法之

紹隆、偏可達還幸之時、者依天氣、執達如件

元弘三年五月七日

勘解由次官判

東寺供僧御中

隱岐御還幸より東寺御駐蹕 天皇の吾東寺に對

する御叙慮、如是なれば、元弘三年五月勤王の義

兵諸國に起り、京都六波羅に於ける鎌倉幕府の根

據地も已に、官軍の手に歸したれば、天皇五月二

十三日伯耆船上山の行宮を發駕あらせ給ひ、翌六

月五日京師に御還幸あらせ給ふや、先づ吾東寺に

入らせ給ひ、翌六日内裏に還幸あらせ給ふ、此御事をば、増鏡に

さて都には伯耆より還御きて、世の中ひしめく、先づ東寺へ入らせ給ひて、事共定のらる、二條の前の大臣<sup>道平</sup>召ありて参り給へり、こたみ内裏へ入らせ給ふべき儀、重祓などにてあるべけれども、璽の箱を御身にそへられたれば、唯遠き行幸の還御の儀式にてあるべき由定めらる、關白おかるまじければ、二條平の大臣氏長者を宣下せられて、都の事管領あるべきよし受け給はる、天の下唯此御計ひなるべしとて、このひこつあたり喜びあへり、六月六日東寺より常の行幸のさまにて、内裏へぞ入らせ給ひける、目出度しとも言の葉なし、「去年の春いみじかりしはや」と思ひいづるもたとしへなく、今も御供の武士共、ありしよりは、なほ幾重ともなく打圍み奉れるは、いとむくつけきさまなれど、こたみはうごましくも見えず、たのもしくて、めでたき御まもりかなと覺ゆるも、うちつけめなるべし、世のならひ時につけてうつる、心なれば、皆さぞあるらし、先陳ば二條富小路の内裏に着か給ひめれど、後陣の兵は猶東寺の門まで

續きひかへたりしとぞ聞えしは、まことにやありけむ、正成もつかうまつれり云云  
とあり、又新葉集の中に、後吾東寺二長者となりし頼意僧正が

元弘三年六月後醍醐天皇隱岐國より還幸の次に、勅願によりて先東寺へ行幸ありける時、松子房にて此松のことなど御尋ねありければ、ことの由奏し侍りける程、松風涼しく吹ければ思ひつゞけゝる

うへおきし昔やかねて契りけむ

けふの御幸を松風の音

と詠じ給ひしも、此時のことなり、思ふに、天皇隱岐の配所より御還幸の途、如是内裏に程近き吾東寺に御駐輦せ給ひしは、天皇御自發の意に出でたるなる可し、何となれば、吾東寺は、之れ桓武天皇の平安奠都と共に、鎮護國家の爲に御創立の道場、國家の盛衰は東寺の興廢に伴ふとは、弘仁帝以來の詔勅に明かなり、殊に近く天皇の御

父後宇多法皇は、夙に吾東寺の興隆に叙慮を煩はせられ、親しく此處に三七日の練行を凝らし、終に入壇灌頂あらせ給ふ、されば、天皇も正中三年三月には吾東寺紹隆の六箇の御立願あり、前月(五月)には伯耆の行宮より一天太平之大業成就の御祈の御命あり、又去年三月七日都を出で、隱岐の配所に向はせ給ふ御時は、増鏡によれば

御供には内侍の三位殿、大納言君、小宰相など、男には行房の中將、顯忠の少將ばかりつかうまつる、おのがじし、都の名残も云ひがたし、六波羅よりの御送りの武士、さならでも名ある武士共、千葉貞胤を始めとして、おぼえ異なる限り、十人撰び奉る、色々のあや錦の水干直垂など云ふもの、様々に織りつくし、染めつくして、いみじき清らを好みとのへたれば、かくてしも、世にめづらしき見物なり、六波羅より七條を西へ、大宮を南へ折れて東寺の門前に

御車おさへらる、とばかり御念誦あるべし、物見車所せまき程なり云云

とあれば、天皇御心深く祈願し給へる所あるもの如く、されば天皇思出吾東寺に配所より御還幸の途、御宿を仰せられ給ふ、誠に所以なきにあらざるなり、又諸書によれば、當時天皇御宿の御所は東寺西院小子房とあれば、之れ去る延慶元年正月御父法皇御灌頂加行の砌り、三七日の間御參籠、練行觀法を凝らせ給ひしの御居間なり、されば寺は之れ國家最大切の靈場、先朝御祈禱を屬せざるはなく、天皇も亦重々の御立願を懸けさせ給ふ、今や已に(五月廿二日)鎌倉も亡て、承久以來先朝御代々の御宿望滞りなく達せられ、新たなる宏謨を懷かせ給ふて、天下の統治に臨まむとし、昨は配所に向はせらるゝの途、心密かに御祈願あらせられ給ひしも、今や内裏に御還幸の途、文武百官擁せられて、御祈願成就を、内裏に程近き、此靈場に宿りて

啓させ給ふ、申すも畏れども、天皇吾東寺の此一夜の御駐輦は、眞に感慨無量におはせしなる可し  
**元弘三年九月東寺御舍利について重ての御叡慮**  
 前に已に陳べし如く、正中元年十月天皇の御叡慮おはせしに關らず、此頃、猶吾東寺御舍利奉請をなす者、類々として絶へざりければ、元弘三年九月廿三日、天皇重ねて御舍利奉請についての綸旨を賜へり、曰く

佛舍利事

右國家鎮護之本尊、朝廷安全之秘術、無<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>此靈寶、男女緇素輒被<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>奉請之間、靈中漸減<sub>レ</sub>其數、大以背<sub>レ</sub>大師之冥慮、向後固可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>制禁、有<sub>レ</sub>利益之大願之際、令<sub>レ</sub>奉請不可<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>三粒、非<sub>レ</sub>其人而得<sub>レ</sub>此寶之條、不<sub>レ</sub>異<sub>レ</sub>命<sub>レ</sub>赤子<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>靈劍者<sub>レ</sub>歟、可<sub>レ</sub>慎<sub>レ</sub>之努力努力元弘三年九月廿三日

御判

建武元年九月東寺五重大塔供養會 文永七年燒

くれば二十四日天氣晴朗、天皇公卿殿上人、文武百官を率ゐて、豫てしつらひし大塔の南の頓宮に入らせ給ふ、長者道意僧正當日大阿闍梨供養導師として殊に健陀殺子の袈裟を着して、仁和、醍醐寺等の卅口の職衆を伴ひ、曼供の行列殿かに上堂、樂聲は囀曉として塔外に響き、梵唄は韻々として、塔内に溢る、大阿闍梨導師開眼の表白終りければ、天皇御願文(次に掲ぐ)の啓白あり、後供養形の如く終り、舞樂を奏するの時となりたれば、長者道意僧正頓宮に参せしに、『候<sub>レ</sub>此所<sub>レ</sub>可見<sub>レ</sub>舞之由』の御言あり、『且所<sub>レ</sub>着之納衣、并五鉢念珠者爲<sub>レ</sub>相承道具<sub>レ</sub>歟旨』の御尋あり、可然之旨申奉りしに、『五鉢水精念珠被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>之、暫有<sub>レ</sub>御所作、其後被<sub>レ</sub>返下<sub>レ</sub>了』とあり、誠に御信仰の程申すも畏し、又小時にして破子を献上せしに、侍從中納言公明、左兵衛督尊氏等を召されて御陪膳仰せつけ

失の吾東寺五重大塔は、永仁元年願行上人に依て造營功を終りしも、上人未だ落慶供養會を擧げずして入滅、其後も如何なる理か供養會は行はれざりしが、元弘三年六月、天皇隱岐より御還幸、建武の新政を始め給ふや、建武元年八月二十八日(建武元年東寺塔供養記によれば供養會御臨幸のことは、去年天皇石清水行幸の途の御約束)此年九月二十三日(實は二十四日)五重大塔供養會を行ひ、且天皇御臨幸の綸旨を賜ひしなり

天皇御臨幸の大塔供養儀、抑大塔供養會儀のことは「建武元年東寺塔供養記」ありて、供養會并其前後の事狀甚だ詳かなり、されど、其記事餘りに長文なれば、今引用する能はざるを以て、唯供養會當日(九月二十四日)、天皇親しく御臨幸、其儀の甚だ盛なりし御模様のみを略記せむに

建武元年九月二十三日戊剋(午後八時)天皇男山より吾東寺に御着、西院に入御あらせ給ふ、明

られ、長者道意僧正にも御盃を授け、其後大阿闍梨導師、職衆などに布施を賜ひ、警蹕の御事もなく、御微行にて金堂にならせられ、御本尊を拜し、次に食堂に幸し給ふ、内裏御還幸の深更に及ぶを厭はせ給ひて、再び西院に入御の御事もなく、食堂より直に龍顏麗しく御還幸遊され給ふ云云

天皇大塔供養會の御啓白文 大塔供養會の當日、御啓白せられ給ひし御文左の如し

敬白

建立五重大塔婆一基

奉<sub>レ</sub>圖<sub>レ</sub>繪胎藏金剛兩部曼荼羅各一鋪

斯理智之曼荼羅、其大小之諸種字者、專染<sub>レ</sub>

宸迹<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>顯<sub>レ</sub>梵文<sub>レ</sub>也

奉<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>寫紺紙<sub>レ</sub>金字妙法蓮華經一部八卷

無量義經一卷

觀普賢經一卷



奉<sub>レ</sub>摸<sub>二</sub>寫素紙<sub>一</sub>妙法蓮華經三十部二百四十卷

無量義觀普賢等經各二十卷

奉<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>寫紺紙<sub>一</sub>金字 仁王般若經二卷

般若理趣經一卷

件<sub>二</sub>經者、馳<sub>二</sub>草心<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>謝<sub>二</sub>入木之藝<sub>一</sub>、登<sub>二</sub>楊

邁<sub>二</sub>而自寫<sub>一</sub>貫華之文、偏開<sub>二</sub>唐宗般若之玄感<sub>一</sub>、

殊竭<sub>二</sub>慇懃甚深之丹信<sub>一</sub>矣。

右塔婆佛經造寫如展、蓋開<sub>二</sub>晉簡帝之拜<sub>一</sub>神光<sub>一</sub>

也、仁基<sub>二</sub>耀<sub>二</sub>長于寺之月<sub>一</sub>、迦葉佛之駐<sub>二</sub>聖跡<sub>一</sub>也、

五層<sub>二</sub>挿<sub>二</sub>達囀國之雲<sub>一</sub>、載籍<sub>二</sub>煥乎<sub>一</sub>、舊章<sub>二</sub>只且<sub>一</sub>、夫東

寺者、延曆<sub>二</sub>聖主<sub>一</sub>源<sub>二</sub>經始<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>保<sub>二</sub>福祚<sub>一</sub>、弘<sub>二</sub>法大師<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>

綸言<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>修<sub>二</sub>密乘<sub>一</sub>之地也、因<sub>レ</sub>茲<sub>二</sub>四曼陀之花<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>

不<sub>レ</sub>芬<sub>二</sub>馥于八埏<sub>一</sub>、五智<sub>二</sub>輪<sub>二</sub>之月<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>照<sub>二</sub>臨于

六合<sub>一</sub>、道俗<sub>二</sub>成<sub>二</sub>崇敵<sub>一</sub>、譬如<sub>二</sub>走獸之追<sub>一</sub>麒麟<sub>一</sub>、

遠<sub>二</sub>近悉歸依<sub>一</sub>、孰<sub>二</sub>與<sub>二</sub>飛禽之附<sub>一</sub>鳳凰<sub>一</sub>、邈<sub>二</sub>矣、國

家<sub>二</sub>鎮護之紺園<sub>一</sub>、邈<sub>二</sub>哉<sub>二</sub>祖師練行之緇廬<sub>一</sub>、伏<sub>二</sub>惟、

慕<sub>二</sub>黃德<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>征<sub>二</sub>不享<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>一天統一之化<sub>一</sub>、撫<sub>二</sub>

所<sub>レ</sub>飭者一寺之莊嚴、便<sub>二</sub>延<sub>二</sub>福當寺一長者法務前

大僧正法印大和尚位道意<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>大阿闍梨耶<sub>一</sub>、龍猛

龍智之再誕也、窺<sub>二</sub>義淵而不<sub>レ</sub>翫<sub>二</sub>積礎<sub>一</sub>、瑜<sub>二</sub>加瑜

祇之碩德也、入<sub>二</sub>禪室<sub>一</sub>者芳<sub>二</sub>從<sub>二</sub>芝蘭<sub>一</sub>、復<sub>二</sub>有<sub>二</sub>朝廷

四目之臣<sub>一</sub>、曳<sub>二</sub>紫綬<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>從<sub>二</sub>事<sub>一</sub>、夏<sub>二</sub>聽<sub>二</sub>卍口之侶<sub>一</sub>、列<sub>二</sub>

羅襟<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>儼<sub>二</sub>儀<sub>一</sub>、法音<sub>二</sub>沸<sub>二</sub>天高唱<sub>一</sub>、梵<sub>二</sub>唄山之曲<sub>一</sub>、舞

態<sub>二</sub>繞<sub>二</sub>地<sub>一</sub>、新<sub>二</sub>奏<sub>二</sub>絲管樓之調<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>戲銅瓶之花<sub>一</sub>、金

爐<sub>二</sub>之香<sub>一</sub>、折<sub>二</sub>黃菊<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>郁烈矣<sub>一</sub>、錦<sub>二</sub>幡之粧<sub>一</sub>、繡<sub>二</sub>蓋之

色<sub>二</sub>裁<sub>二</sub>紅葉<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>粲爛焉<sub>一</sub>、道<sub>二</sub>儀克調節物相應<sub>一</sub>、昔<sub>二</sub>隋室

仁壽皇帝之勅<sub>一</sub>高僧<sub>一</sub>也、造<sub>二</sub>雁塔於華落之勝地<sub>一</sub>、

今<sub>二</sub>本朝

建武皇帝之率<sub>二</sub>群臣<sub>一</sub>也、靡<sub>二</sub>鳳輦於蓮宮之會場<sub>一</sub>、

今之所<sub>レ</sub>跋昔之所<sub>レ</sub>耻而已、然則先<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>鎮<sub>二</sub>守祖

宗之權跡<sub>一</sub>、飽<sub>二</sub>捧<sub>二</sub>與隆佛法之淨味<sub>一</sub>、枌<sub>二</sub>榆松栢之

壇<sub>二</sub>善根<sub>一</sub>、種<sub>二</sub>潢汗流涼之水<sub>一</sub>、真<sub>二</sub>源宗<sub>一</sub>波、瑤<sub>二</sub>圖

瓊<sub>二</sub>籙與<sub>二</sub>日月<sub>一</sub>互明、乾<sub>二</sub>符坤珍<sub>一</sub>、共<sub>二</sub>天地<sub>一</sub>長保、

桂宮儲皇之居、伴<sub>二</sub>青重君之久視<sub>一</sub>、椒房后妃之

蒼<sub>二</sub>元<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>羨<sub>二</sub>太平<sub>一</sub>、爭<sub>二</sub>施<sub>二</sub>萬國吹萬之仁<sub>一</sub>、况復詩

書禮樂之紹隆、宸<sub>二</sub>裏無<sub>レ</sub>貳<sub>一</sub>、名<sub>二</sub>法刑賞之遵行<sub>一</sub>、國

典<sub>二</sub>未<sub>レ</sub>嚴<sub>一</sub>、情<sub>二</sub>每<sub>レ</sub>願<sub>二</sub>功成理定之冥祐<sub>一</sub>、彌<sub>二</sub>所<sub>レ</sub>抽<sub>二</sub>

敬<sub>二</sub>神歸佛之叙信<sub>一</sub>也、是以男<sub>二</sub>山報賽之誠<sub>一</sub>、促<sub>二</sub>鸞

輅<sub>二</sub>分<sub>二</sub>賽<sub>二</sub>宗祧<sub>一</sub>、子<sub>二</sub>城還幸之次<sub>一</sub>、廻<sub>二</sub>龍蹕<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>幸<sub>二</sub>

當<sub>二</sub>寺<sub>一</sub>、兩<sub>二</sub>般之勝概<sub>一</sub>萬代之美談者歟、抑<sub>二</sub>卜<sub>二</sub>此教

王<sub>二</sub>護國之佛庭<sub>一</sub>、舊<sub>二</sub>有<sub>二</sub>明王諦構之妙塔<sub>一</sub>、文<sub>二</sub>永七年

朱<sub>二</sub>明四月<sub>一</sub>、遭<sub>二</sub>不圖炎上之薩子災<sub>一</sub>、缺<sub>二</sub>應德已

後之花構<sub>一</sub>、本<sub>二</sub>自安置之佛像者<sub>一</sub>、高<sub>二</sub>祖彫刻之尊容

也、樹<sub>二</sub>提侵<sub>二</sub>分<sub>二</sub>葉<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>殘<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>示<sub>二</sub>畢竟空之理<sub>一</sub>、相

好<sub>二</sub>免<sub>二</sub>分<sub>二</sub>端<sub>一</sub>嚴<sub>二</sub>如<sub>一</sub>故<sub>一</sub>、似<sub>レ</sub>表<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>退轉之儀<sub>一</sub>、然<sub>二</sub>間<sub>一</sub>、弘

安<sub>二</sub>攝提之年<sub>一</sub>、奏<sub>二</sub>公家<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>始<sub>二</sub>胡厥<sub>一</sub>、永<sub>二</sub>仁照陽之

曆<sub>一</sub>、課<sub>二</sub>匠石<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>終<sub>二</sub>造營<sub>一</sub>、紅<sub>二</sub>欄朱軒色々疑<sub>一</sub>、奪<sub>二</sub>

春<sub>二</sub>霞<sub>一</sub>、玉<sub>二</sub>鈴金鐸聲々頤和<sub>一</sub>天<sub>二</sub>賴<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>爾<sub>二</sub>以來四代

不<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>供養<sub>一</sub>、多<sub>二</sub>年自然推移<sub>一</sub>、方<sub>二</sub>今且爲<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>白河

御<sub>二</sub>宇之佳例<sub>一</sub>、且<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>催<sub>二</sub>圓誠懇露之至心<sub>一</sub>、擇<sub>二</sub>技幹

於<sub>二</sub>抄商<sub>一</sub>、摸<sub>二</sub>舊儀於今朝<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>整者兩界之軌範、

室、同<sub>二</sub>西王母之長生<sub>一</sub>、梁<sub>二</sub>竹家々<sub>一</sub>、衛<sub>二</sub>藩處々<sub>一</sub>、

槐<sub>二</sub>府棘路<sub>一</sub>、千<sub>二</sub>品萬官<sub>一</sub>、壽<sub>二</sub>木列<sub>一</sub>、靈<sub>二</sub>椿讓<sub>一</sub>齡、

加<sub>二</sub>之<sub>一</sub>、于<sub>二</sub>戈永輯<sub>一</sub>、更<sub>二</sub>無<sub>二</sub>寇賊之猾<sub>一</sub>、夏<sub>二</sub>稼穡<sub>一</sub>登

早<sub>二</sub>屬<sub>二</sub>黎民之雍和<sub>一</sub>、重<sub>二</sub>請佛閣安全及<sub>二</sub>千佛之出

生<sub>一</sub>、神<sub>二</sub>基長久施<sub>二</sub>四佛之擁護<sub>一</sub>、凡<sub>二</sub>厥德必有<sub>二</sub>隣普

度<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>邊<sub>一</sub>、稽<sub>二</sub>首和南

建武元年九月廿三日 皇帝尊治敬曰

天皇と東寺の諸會 天皇は御父後宇多法皇の如

く、また吾東寺諸堂の法會を盛に興隆せさせ給ふ、

則前の正中三年三月、最勝光院を以て永代吾東寺

に附し六箇の御願紹隆の御文に明かなる如く、講

堂には六口の供僧を補し、般若理趣の秘法を修せ

しむることゝなし、灌頂院護摩堂には三口の供僧

を置いて長日不動護摩法を修せしめ、鎮守八幡宮

には毎月一日必ず理趣三昧を修せしむることゝな

し、五重大塔には建長四年講堂定置の三口の供僧

を轉置して、白月には金剛界を黒月には胎藏界を

修せしむることなし、此外西院不動堂には丹波國大山庄、若狹國太良庄、備中國新見庄の三所地頭職を寄せ、廿五口の供僧を定置して毎日不斷護摩を修せしむることなし、また勸學會の談義料を寄進し給ひたるが如き、或は毎年正月十四日の高倉天皇御忌、同じく七月八日建春門院御忌を置かれたるが如きは、皆天皇の御發願に出してしものなり

天皇の吉野御幸と東寺(賴實法印)并天皇の御忌

前に陳べし如く、建武三年十二月廿一日夜、天皇深き御叙慮なましめて、竊かに三種神器を帶して花山院を出でさせ吉野に幸し給ひ、之れより天皇吉野を行宮として此處にましまし、再び京師御還幸の御事なく、終に延元四年八月十六日行宮に崩じ給へり

天皇吉野の行宮にましまし給ふ御間、吾東寺との御關係如何と云へば、史料殆ど絶無にして、之れ

り、されは素より史料乏しくして充分に知る能はざるも、天皇吉野行宮に行幸後も、天皇と吾東寺とは猶依然として甚だ親密の關係を有せしことは、右の記に依て推知し得べきなり

天皇延元四年八月十六日崩じ給ふや、吾東寺は直ちに天皇の御忌を置く、東實記に云く

後醍醐院御忌八月十六日一晝夜不斷光明眞言

曆應二年(延元四年)八月十六日崩御、最勝光院、實莊殿院、并三箇所地頭職等御寄附之

第二章 南北兩朝と東寺并二寶

第一節 南北兩朝と吾東寺

後醍醐天皇と吾東寺との關係は、復た天皇が御父後宇多法皇に習はせ給ひて、吾眞言宗を御歸依あらせられ、特に吾東寺を崇敬し給ひしことは、已に前に陳べたり、而して天建武三年十二月吉野に行幸あらせ給ひし御後も、吾東寺へ御意を寄せ

を知るに由なきも、今現に高野并に吾東寺に存する大日如來金口所説一行法身即身成佛經の奥書に延元四年己卯自八月五日一至同十一日、賴實待吉野皇居即身義、菩提心論御談義被行<sub>レ</sub>之、叙感之餘授<sub>レ</sub>此經、勅定云、此經者最極秘密唯授一人之旨、大師御記并天長眞雅記等分明也、尙以<sub>レ</sub>大師御筆、直雖<sub>レ</sub>寫<sub>レ</sub>之眞言者相承爲<sub>レ</sub>本故、代々記錄被<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>之、汝深可<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>此旨云云、去延元丁巳二年三月二十八日於吉野行宮、瑜祇經灌頂有印有明、有印無明、無印無明三點極位悉奉授、于時自御床下垂禮<sub>二</sub>

國主畢、剩應<sub>二</sub>勅問<sub>一</sub>即身義菩提心論等令讀進畢、重又今年七ヶ日御談義後、十二日歸山、同十六日皇帝崩御<sub>御殿</sub>、爲後記阿闍梨賴實<sub>六十</sub>

とあるによれば、吾東寺塔中實莊殿院賴實師の如きは、延元二年三月と同四年八月との二度吉野行宮に參し、談義并に御傳授申上げたること明かな

給ひしことは、史料甚だ稀なるも、前の賴實師が延元年中吉野行宮へ再度も參殿せしことに、徴しても其一端を想像し得し、又吾東寺が天皇并に天皇崩御後も吉野朝廷に對し奉りて、天皇の吉野行幸以前と殆ど異なる所なかりしことは、例せば東實記の中に、吉野朝廷の御事をば官軍と記し、或は後醍醐天皇の崩御し給ふや、足利氏に何の憚る所もなく直ちに天皇の御忌を置き、或は正平六年三月の文書などによれば、南朝の御命とだにあれば、直に御祈禱の誠を致せしもの、如く、又園太曆に文和二年六月二十五日後宇多法皇の聖忌に、南主より道意大僧正を導師として曼供を修せしむとあるは、道場不明なるも恐く吾東寺に於てのことなるが如きは、之れを證するものと云ふべし

又吾東寺が北朝との關係に至つては、殊に足利尊氏、義詮等が吾東寺を重せしことは、殆ど南朝に譲らざるものあり、之等のことは、東寺文書の尊氏、

義詮等の下文に徴して明かなり、今其一二の事例を擧げむに、建武三年五月二十九日尊氏の西國より京師に攻め入るや、此年十月後醍醐天皇との和なる迄、尊氏吾東寺に陣し、此間光嚴院御幸あり、また光明院御即位あらせ給ふや八月二十二日より灌頂院を行宮として、此年十二月十日迄御駐蹕あらせられ、而して六月十五日には吾東寺へ河内國新開庄(正成跡)の寄附あり、七月一日には鎮守八幡宮へ山城久世庄上下地頭職の寄附あり、十二月には營造料寄附あり、翌年二月五月にも寄附あり、康暦元年西院の焼失するや、直ちに再建造營の事あり、而して之れ以後の寄進等に至つては、實に枚擧に暇あらざるなり

如是、吾東寺は南朝とも關係深く、又北朝とも關係深し、而も兩朝聖主より比類なき歸依を受くるのみにして、未だ嘗て兩朝より怨みを受けたることなし、則南朝と無比の關係を有すと雖も、北朝

爲に吾寺を惡で之を侵したることなく、又北朝と親密の關係を有し、殊に尊氏等屢々吾東寺を軍營として籠城したることあるも、南朝之れが爲に吾寺を惡で、之を侵せることなし、太平記によれば吾東寺を中心として當時屢々激戦起り、爲に諸法會妨げられて行はれざることありしも、未だ嘗て南軍も北軍も、吾寺を焼土に附したることなく、否斯る企てさへなされたることなきなり、其れかさて、吾東寺には延暦寺等の如く吾伽藍精舎を防禦するに足る自衛の僧兵あるにあらず、素より僧徒なきにあらずるも、修學僧にあらずば修法僧に外ならず、而も之れさて兩者合せて百口に充たざるべし、されば、南北朝に於て、而も屢々激戦の中心となりしに、吾東寺の焼土と化せざりしは、實に不可思議と云ふべきなり

ひ、嵯峨天皇亦能く天皇の意を繼紹して盛に興隆し給ふと共に、吾國家の盛衰を吾東寺の興廢に依てトせむとすること程、御叙慮を懸けさせ給ひ、當時唐朝より鎮護國家を以て規模とする吾真言法を傳へ、また治國平天下を以て精神とし給ふ吾宗祖大師に特に之を賜ふ、大師之を門下の上足に付し、上足復た之を門徒の上足に傳へ、代々如是にして違ふことなく、前賢前聖また代々吾東寺を遇し給ふこと桓武、嵯峨天皇の御意に異り給ふことなし、されば南北兩朝共に吾東寺を重じて歸依厚く、吾東寺も亦唯國家の鎮護と太平とを祈て、他意あるにあらざれば、當時戦火の禍を被らざりし

ことも亦所以なきにあらざるなり

第二節 東寺の三寶(賴實、杲實、賢實)

東寺興學の沿革 抑、吾宗の教學は大師の三業度人奏請に起源し、吾東寺の講學は承和十四年頃

より興れるものゝ如し、則此事は承和十四年の實惠大德傳法會敬白の文に明かなり、されど其後吾東寺傳法會盛ならず、講學の起らざりしことは、東實記の中に

或記云、自承和十三年四月廿五日始講(大疏)廿八日了、聽衆眞雅大德、眞然大德、惠詮大德(下略)

已上此等諸大德東寺廿四口、入寺僧隨一也、承和四年 補任 此時開講、當彼傳法會開白歟、爾者承和十三年始行歟、其後代遷人化、而不知相續年記、殆知會儀來歷之人頗希矣、

と記せるに依て明かなり、而して、其後吾東寺講學の興隆を見るに至りしは、已に前にも一言せる如く、主として後宇多法皇の御立願に基いて起れるものなり、而も花園天皇應長二年二月廿一日、法皇の御叙願に依て、道我僧正自性上人を勸發して、同日より廿七日迄、鎮守八幡宮と西院御影堂

とに於て、般若心經秘鍵を講せしめたること、之れ實に中世に於ける吾東寺講學の最初なるが如し此後正和年中法皇御筆の談義本尊の御施入さへあり、論義彌々盛に、勸學、傳法の會益々開かるに至れり、而して、如是法皇の御願に基きて興れる吾東寺中世の講學を益々興隆し、東寺教相の大成をさへなすに至りし者は、實に所謂東寺の三寶にして、即ち賴實、果實、賢實の三大學匠なりとす、三大學匠の教學は各々特色なきにあらざれども、之を大體の上より云へば、吾宗義に於ける不二門の學系に屬し、就中果實師は吾宗史にも堪能にして、其趣味、師の著述の隨處に現はれ居れり、殊に吾東寺の歴史に詳しく、東實記の如きに至つては、吾東寺創立以來約六百年の史實細大殆ど漏すことなく、師以前の東寺の沿革、古實、典禮實に之れに盡きたるの觀あり、今編者の東寺史を纂するも、實は東實記の祖述に過ぎざるなり、又師の著、我

慢抄、野澤流派略記の如きに至つては、吾東寺史と云はず、實に宗史上に寄與する所、少なからずと云ふべし今左に此三大學匠の略傳を記さむ

**賴實法印** 法印は東寺塔中寶莊嚴院の第一世なり、寶莊嚴院は蓋し後宇多法皇御建立十五ヶ院の一ならむ、諸傳、師の俗姓、生年等を記するものなく、其傳甚だ詳かならず、されど上記の『大日如來金口所說一行法身即身成佛經』の奥書によれば『延元四年六十』とあれば、後宇多天皇建治二年に誕生せられたるが如し、東實記二季傳法會の條によれば正和二年五月十一日覺頂(順)上人智海、令談釋論爲談義、本尊法皇御筆大師御影、被安置之畢、同四年乙卯以賴實法師被補學頭并供僧

とあれば、當時法師が吾東寺に於て、已に第一流の學者なりしこと明かなり、又東實記勸學會談義の條に

後醍醐院元亨二年壬戌二月二十一日於御影堂始之、勸學衆五人、新補讀師二人經然了賢、但於兩法師、開白者、本學頭賴實法師勸之、配文菩提心論云

とあり、又東實記講堂供僧六口等の條に

後醍醐院御代、去正中二年正月一日、始行御願、其時供僧房俊僧正、亮禪僧正于時、兩法師、教嚴法印、賴實法印、嚴昌法印、成瑜大僧都也

とあり、又後醍醐天皇の吉野に幸し給ふや、前述の如く、法印延元二年三月吉野行宮に參し、親しく天皇に對して瑜祇灌頂を授け奉り、同四年八月再び行宮に參して一週日の間、即身義并菩提心論を講じ奉れることあり、而も再度の行宮參内講論の終了せしは、實に天皇崩御五日前の事なり、されば法印が如何に天皇の厚き御歸依を受け、また法印が如何に勤王心の厚かりしかも思ふべきなり、一傳に、法印後醍醐天皇の元徳二年七月九日寂、年

七十五など記するも信すべからず、法印、即身成佛經の奥書に延元四年八月十一日講論終了、十二日歸山などあれば、或は晚年吾東寺にあらざりしやも知る可らざるも、吾東寺の爲に盡され、殊に吾東寺講學の興隆に預て力ありしことは、言を待たずして明かなり、されば東實記にも

前大僧正行遍、後宇多院、慕古而專三紹構、賴實法印、道我僧正追舊而致興隆、依之供僧住寺、學徒成林云

と云へり、法印の著作汗牛も童ならざるも、今其二三を掲ぐれば、眞言本母集三十四卷、體大東開記五卷、秘藏記秘開鈔三卷等なり

**果實法印** 法印初め弘基と稱す、吾東寺塔中觀智院第一世なり、其本貫詳かならざるも、或は但馬國の人と云ふ、幼にして東寺に來り賴實法印を師として出家したるもの、如し、法印の傳記に關しては、雜々見聞抄第四奥、裏書に

初隨<sub>二</sub>賴實法印<sub>一</sub>學<sub>二</sub>真言教相<sub>一</sub>、隨<sub>二</sub>淨實上人<sub>一</sub>受<sub>二</sub>寶院灌頂<sub>一</sub>、元弘二年(廿七歲)十二月廿八日勸<sub>二</sub>東寺灌頂小阿闍梨<sub>一</sub>、大阿真光院僧正成助<sub>寺務</sub>、建武元年月日任<sub>二</sub>權律師<sub>一</sub>、年廿九、小、貞和二年二月八日於<sub>二</sub>勸修寺慈尊院<sub>一</sub>受<sub>二</sub>灌頂於榮<sub>一</sub>、僧正、色衆八口、教授榮紹大僧都、護摩定譽大僧都、貞和三年正月十四日依<sub>二</sub>仁和寺<sub>一</sub>、一品大王吹舉、任<sub>二</sub>權少僧都<sub>一</sub>、同四年二月廿七日任<sub>二</sub>東寺勸學會學頭<sub>一</sub>、延文二年十二月十七日補<sub>二</sub>光明峯寺學頭<sub>一</sub>、同三年二月廿七日被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>僧事<sub>一</sub>、叙<sub>二</sub>法印<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>勸修寺宮吹舉<sub>一</sub>、同四年月日轉<sub>二</sub>大僧都<sub>一</sub>、大覺宮吹舉

右杲實印自筆

同年二月廿三日補<sub>二</sub>教王常住院學頭<sub>一</sub>、固辭不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>參勤<sub>一</sub>、同年十月四日於<sub>二</sub>東寺<sub>一</sub>授<sub>二</sub>灌頂於賢實阿闍梨<sub>一</sub>、康安二年七月七日於<sub>二</sub>東山八阪吉祥園院<sub>一</sub>入滅、臨終正念五十七、自<sub>二</sub>去四日<sub>一</sub>發<sub>二</sub>痢病<sub>一</sub>、已上賢實追加

とあり、之れによれば。右は法印の自傳に賢實師の追加したるものなれば、法印の傳として最も信憑するに足らむ、又即身義見聞の奥書に

于時元享四年正月廿九日於<sub>二</sub>高野山一心院經智房<sub>一</sub>書寫了、是書或人秘藏之間、無<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>出、愚身様々秘計書<sub>二</sub>寫之<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>外見<sub>一</sub>而已

求法沙門弘基生年十九

とあり、即身義東開記の奥書には

正中二年七月十七日<sub>亥</sub>於<sub>二</sub>高野山一心院經智房<sub>一</sub>書寫畢、是偏爲<sub>二</sub>佛法弘通<sub>一</sub>矣

求法沙門弘基生年廿

于時嘉曆元年五月二日於<sub>二</sub>東寺學頭房<sub>一</sub>一交畢

求法沙門弘基生年廿

とあれば、自傳には記されざるも、元享、正中の頃は、高野山にありて孜孜として學に勉め、汲々として書籍の謄寫に耽りしこと明かなり、法印學成るの後、或は江州に、或は東山吉祥園院に、或は

東寺に、盛に論講を張りしことは、世に著名なれば今略せり、又一傳に文和四年二月足利直冬、山名時氏等吾東寺を陣營として、足利尊氏と戦ひし時、法印流矢の爲に落命など、唱ふれども、上記の賢實師の追加法印傳には、「康安二年七月七日於東山八阪吉祥園院入滅、臨終正念五十七、自去四日發痢病」とあり、復た賢實師の編年算題集の中にも

大和尚位自<sub>二</sub>七月三日晚<sub>一</sub>暴<sub>二</sub>心神違例<sub>一</sub>、寢食不安、病痢侵、醫藥無驗、遂而七日未尅、端座正念怡然歸寂、行年五十七法夏……

嗚呼論鼓止響、法幢万斫、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>悲々々々々予十四歲自入慈以後一十七年不<sub>レ</sub>離<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>隨<sub>レ</sub>形、諷諫提撕懇志無比、至<sub>二</sub>今年今月<sub>一</sub>、方始不<sub>レ</sub>聞<sub>二</sub>美言<sub>一</sub>、寂爾絕<sub>二</sub>法音<sub>一</sub>、顧<sub>二</sub>往事<sub>一</sub>思<sub>二</sub>將來<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>覺<sub>二</sub>淚遮<sub>一</sub>筆端、孰測<sub>二</sub>魯愚之心底<sub>一</sub>、只仰<sub>二</sub>先師之哀察<sub>一</sub>而已

とあれば、彼れは誤りにて、法印の入滅は康安二年七月七日なることを待たず、法印の著述は東實記を始め、悉曇劍學抄、玉印鈔、開心鈔等其數甚多く、今一一枚舉に暇あらず

賢實師傳 師の傳も亦甚だ不明なり、されど御遺告抄の奥書に、貞治五年正月六日權律師賢實<sub>生三</sub>とあり、大疏通心抄の奥書には、文和五年生<sub>十四</sub>とあり、元弘三年の誕生なることは疑ふ可らず、而して十四歳にして杲實法印の門に入り以後隨侍して、影の形に隨ふが如く、常に諷諫提撕を受け、延文四年十月には法印より灌頂を受けたることは、前記の杲實傳に徴して明かなり、而して、師歳長じ、學進むと共に、先師賴實、杲實兩師の未成の著作を完成するを以て畢生の事業となせるものゝ如し、則賢實僧正の隨見筆記によれば應永四年師、六十六の高齡に達せしも、猶先師賴實杲實以來、未完成の大疏の注釋完成に餘念なしと

記し、又東實記の如きも呆實入滅後の、康安、貞治、康暦、永徳、應永年中等の事を記しあれば、之れ師の加筆したるものならむ、蓋、今日頼實、呆實両師の著作と稱するものも、多くは師の加筆を経たるものならむ、又師と東寺との直接關係については、觀應三年五月八日の吾東寺に於て、武家御祈禱長日尊勝陀羅尼衆交名注進の中に、呆實法印と共に師の名も見へ居れり、康安二年八月廿一日には師吾東寺供僧職に補任の文書、今現に存せり、永和四年八月には、行實法印の關として講堂供僧職に補任の師自ら奏請のことあり、今文書も存せり、以上の外調査すれば尙師に關する材料多くあらむも、其は他日に譲らむ

第三章 建武三年以後應永以前の

東寺

第一節 建武三年足利尊氏公の東寺籠城

右爲天下泰平、家門繁榮一所寄附之狀如件

建武三年六月十五日

源朝臣御判

とあれば、多少皮肉の感なき能はざるも、尊氏桶正成の趾跡を寄附せられたるものなり

後嚴院并豐仁親王(光明院)の東寺御幸并御駐筆

皇代年記によれば、光嚴院の條に

建武三年五月二十五日山門行幸、欲被二件申一

之處依三御惱二不慮御逗留、尊氏卿申沙汰、俄奉レ

入三六條殿、六月三日臨幸八幡、同十四日還二御

六條殿、自レ彼又幸二東寺一

とあり、又公卿補任には

十日西國軍旅三到山崎寶寺、六月三日新院、親

王入三御八幡、東軍申行之奉三圍繞、六月十五日

新院親王入三御東寺、東軍同奉仕 年號可レ復二

建武一云

とあれば、尊氏吾東寺に入る翌日即六月十五日には光嚴院并豐仁親王(光明院)も吾東寺に入御、灌

尊氏の東寺籠城并河内國新開庄寄進 建武三年

五月尊氏西國の大軍を提げ、同二十五日兵庫の戦に勝ち、官軍退却の後を追ひて京師に入るや、遂に吾東寺に本營を構ふに至れり、蓋、尊氏の吾東寺に本營を構ふに至りしは、之れより前五月二十五日、後醍醐天皇叡山に行幸、行宮とましましければ、尊氏京師の西南端に一大境域を劃せる吾東寺に據るを以て、最も便となしたるか、尊氏の吾東寺を本營となせし月日に至つては、異説なきにあらざるも東實記の中に

建武三年天下騷亂之刻、六月十四日征夷將軍來

臨當寺、翌日十五被レ寄附河内國新開庄一云

とあれば、六月十四日よりのことならむ、又上記

の東實記の中に、河内國新開庄寄附とは、後鑑所

引の東寺文書に

寄附 東寺

河内國新開庄(正成)事

頂院をば御所とましませしなり、而して、之れより後醍醐天皇の叡山軍と吾東寺の足利軍とは、京師の市街を中心として盛に戦へり、此間の戦況は

太平記、梅松論等に詳かなり、太平記によれば、

殊に六月十三日、梅松論によれば六月晦日の合戦

は、新田義貞大兵を率ゐて、自ら吾東寺に迫り來

り非常なる激戦ありしものゝ如し、皇代年記等に

よれば、又八月十五日には光嚴院、豐仁親王を東寺

より權大納言良基の押小路烏丸亭へ伴ひ、即位の

御事あり、同二十二日新帝(光明院)と共に還幸あ

らせられ、此年十二月十日迄、吾東寺を御所とし

給へり、八月以後も叡山の天皇軍との戦ひ已まざ

りしが、十月十日御和睦に依て天皇叡山より花山

院へ還幸、十一月一日神器(偽器と傳ふ)を吾東

寺にまします光明院へ渡しまひらせたり、光明院

は此後も猶吾東寺にましますしが十二月十日、吾

東寺より假皇居として、内大臣經通一條室町第へ、

光嚴院は持明院へ還御ましませり、されど尊氏は猶吾東寺の本營を動かざりしもの、如く、其は梅松論に、十二月二十一日後醍醐天皇の花山院を陰かに出御、吉野に幸し給ひし時

十二月二十二日、此上は京中より御敵出べしとて、急に東寺へ警固をつかはされける間、諸人兜の緒をしめて將軍の御所へ馳参したりしかば少も御驚ある御氣色もなくして、宗徒の人々に御對面ありて仰られけるは云云

とあるに依て知る可きなり

東寺の荒廢と尊氏の寄進

此間吾東寺は戦争の一方の根據地なりければ、幸に戦火に禍ひせらるゝことはなかりしも、灌頂等の諸法會は中止、講學は廢れ、聖教は失はれ、止住定額僧の如きも、多くは高雄山等へ逃れしもの、如し、されば、東實記にも

去建武三年征夷將軍高氏御後從西國發向之剋、

先朝後醍醐臨山門、彼卿居住東寺、大略依爲戰場大會灌頂忽令斷絶畢

と云ひ、又

建武騷亂之剋、處々聖教其本多以失墜、密教衰微誰人不歎之乎云云

と云ひ、又高野春秋にも

秋七月東寺秋季灌頂中絶、是依尊氏陣東寺以本堂爲皇居下也

自當夏中一至秋終冬始、東寺僧徒蟄居高雄焉

と云へり、其荒廢の狀知るべきなり

尊氏、後醍醐天皇に反し、また多少政策的意義なきにあらざるも、信佛の念厚く、造佛寫經頗る多く、梅松論などによれば、如何に大酒の後と雖も、一座の坐禪工夫を凝さざれば、寢に就かず、又一時は出家遁世の念さへ懷けり、されば、尊氏吾東寺を陣營となし、此吾國家無比の靈刹をして、

戦亂の街と化せしめ、時に臨時會行はれざりしにあらざるも、恒例の諸會斷絶、講學休止、聖教散逸住僧離散、前記の如き慘狀に陥らしめしを、深く遺憾とや思ひけむ、六月十五日には天下泰平、家門繁榮と云ふ名義の下に河内國新開庄の寄進あり、同七月一日には、同じ名義の下に、東寺八幡宮へ、山城國久世庄上下地頭職の寄進あり、同十月廿六日には十二時不斷大勝金剛供并日三時千手供の修會發起あり、又同十二月廿七日には東寺造營料として安藝國寄進の院宣、同四年二月八日には最勝光院執務職并備中國親見庄、肥前國神倉庄領家職を吾東寺に寄附せらるゝの院宣あり、之等は云ふ迄もなく尊氏の盡力によれる可く、又同年五月には若狭國多良保庄寄進の事あり、曆應元年正月には備後國因島、攝津國美作庄を河内國國新開庄の替りに寄進あり、以上編者は後鑑に依て記せしも、之等の中の或ものは東實記の中にも記せ

り、尙此後も尊氏は吾東寺に對して特別の信仰を有し屢々庄園料足の寄捨あり、或は祈願を立てられしことは吾東寺百合文書等の中に明かなり、今左に其一二を掲げむ

尊氏曆應四年四月廿三日、吾東寺五重大塔の西北柱、建武三年六月十三日雷火の爲に半燒せしも、戦亂中のことゝて其儘に打ち捨てありしが、此日より攝津國毘陽寺庄を寄せて、之れが修繕をなせしこと東實記に見えたり

又文和三年二月廿一日、東寺恒例御影供について影供者、延喜十年般若寺僧正觀賢依勅命被行<sub>レ</sub>之、以後雖及五百餘廻數、無退轉者也、至頭役者、大師門徒之内任僧正仁、令勤<sub>レ</sub>行之、條先例也、而當年者依無其仁、忽及<sub>レ</sub>闕如之條歎而有餘、爰粗案先規、去曆應元年頭役闕忘爲<sub>二</sub>武家御沙汰<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>加料足<sub>一</sub>治部、兵部、大夫入道相續當會<sub>二</sub>畢<sub>一</sub>、是則建武以來於<sub>二</sub>當寺<sub>一</sub>度々開<sub>二</sub>武運<sub>一</sub>給

之條、併依大師加護之間、以御崇敬之儀、及此沙汰也、早任彼佳例、爲武家御計略、被執行當年影供者、大師彌加擁護之威力、武將増開長久之佳運矣

この狀を尊氏に捧げしに、直に次の如き下知狀と共に、三千正奉加の沙汰ありたり、尊氏の下知狀に云く

來る廿一日弘法大師影供事、延喜以後無退轉之處、今年及嗣如云、冥慮匪測之上、任曆應之例、先可被致勤行、於要脚者可有其沙汰之狀如件

文和三年二月廿日 在判  
東寺供僧御中

表書云、東寺供僧御中

尊氏云云

又文和三年十二月十五日には左の如き下文あり  
東寺修造事、武家連々及其沙汰之處、作所炎上之條、所驚存也、早任宗燈和尚之〇意、

第二節 曆應、康永、貞和年間に於ける大師御請來聖教の謄寫

大師御請來の佛舍利、道具、法文等の總てを大師御生前、吾東寺大經藏に納められ、大師高野御入定の御後も、御生前と異なる所なきは、御遺告に明かなり、然るに前に陳べし如く、延喜年間無空師の聖教三十帖策子を携帶して、高野下山のことありしも、幸にして延喜十九年聖教は元の如く、吾東寺に歸し、大經藏に收め堅固護持せしも、其後二百七十餘年の後、後鳥羽天皇の文治年間、此聖教、仁和寺に移されて、再び吾東寺に歸らざることなれり、然るに、後宇多法皇の御立願により吾東寺の講學盛となり、賴實、杲實師の如き、學匠輩出し、談義盛に行はれ、經論等の謄寫、蒐集も亦盛に行はれしも、建武三年尊氏の籠城により、吾東寺戰亂の街と化するや、講學は廢れ、學侶は離散、切角蒐集の大師御請來の聖教を始め、其他の

於本跡企作所再與之儀、勵寺家紹隆之志、可被致朝安全武運長久祈禱之狀如件

文和三年十二月十四日 尊氏判  
大勸進 泉涌寺長老

又曆應二年十月廿七日の東寺文書に、普天安全を致す爲に東寺鎮守八幡宮に、不斷大般若經轉讀、新に卅口の淨侶を補し、其供料として山城國久世郡上下庄の土貢を寄進せられしが如きも、尊氏の盡力によれりと云ふべし

如是、尊氏吾東寺に對して、其功少なからざれば、延文三年四月卅日其薨するや、吾東寺に於ては、忌毎に佛事を行へり、其は貞治三年四月二十七日の執行日記に

等持院八講結願、着座公卿有之、御布施儀有之、同日於當寺(東寺)故將軍有御佛事、理趣三昧有之毎年如恒例とあるによつて知るべし

經書も爲に多くは散逸せり、其後戰亂の治るや、杲實法印甚だ之れを遺憾とし、曆應四年春の頃より法印中心となり、先大師御請來聖教 謄寫を發起し給ひしなり、此事は東實記の中に

建武騷亂之剋、處々聖教、其本多以失墜、密法衰微、誰人不歎之乎、仍滿寺老若、有緣緇素、一志合力 致紙筆之奉加、自曆應四年一至貞和元年五箇年之間、大師請來經論章疏、書寫終功、於寫本者自仁和寺宮所申出也、爰重濟上人房照感得大師真跡御請來目錄、略付法傳各一卷、即申下院宣、永奉納當寺、相副件聖經安置西院經藏、誠是法文道具等師資相承之龜鑑者也、聖教書寫云、眞筆寄附、杲實所廻其計略也、且諸衆發起之子細、見定額評議事書安文備左

高祖大師御請來經論等書寫安置事、右經論儀軌章疏等、大師凌渡鯨波將來馬臺、永被安置



置當寺大經藏、是則繼法命於三會、護國家於百王朝之計也、而中古以來門徒依令散住小野廣澤寺院、修治不全、佛舍利道具等、幸雖殘留、聖教多分散、延應以後定額纒止住、伽藍漸興復、未及三件經軌安置之沙汰、秘宗之衰闕、誰人不嗟歎、仍當寺僧等、自去春比、投一鉢之資貯、企數帙之繕寫、然而軸餘于廣厦、人乏于料財、紙筆燈油已以盡涸畢、誠成山之功、一簣難終、情案釋意、件法門聖教、爲我國之鎮護、增蒼生之祉福、六十餘州何處不蒙恩薰哉、然則仁和醍醐、貴門禪室、南都北京、律院住寺、受一流學一法之輩、及公家武館、有緣之道俗、尤可被合力哉、大師在唐昔、請謙細越州節度使文云、經論疏大曼荼羅等涸財圖盡矣、然而人劣教廣、衣鉢竭盡、不能雇人、重舶一日千里、猛風之力也、遍覺虛住、實歸大王之功也、伏願經律傳傳等、流傳遠方、斯

第三節 觀應、文和、康安年間等の

東寺籠城

吾東寺は建武三年尊氏の籠城本營とする所となりしより、以後屢々武將の籠城陣營の地となれり、則建武三年より十六年後の觀應三年(正平七年)文和二年(正平八年)并に康安二年(正平十七年)等之れなり

觀應三年(正平七年)の籠城 觀應三年閏二月南帝

後村上天皇、賀名生の行宮より京師御還幸の目的を以て鳳輦を男山に進め給ふや、足利義詮(尊氏の代將)吾東寺を陣營として之れに對抗せり、抑、此對陣の起りは、貞和五年(正平四年)七月より尊氏直義の兄弟隙を生じ、直義の子直冬、鎮西に走り少貳氏に倚り、率先して兵を擧ぐ、觀應元年(正平五年)十月尊氏長子義詮を京師に留め、高師直等を率ゐて之れを征伐の爲鎮西に進發するや、同十一月直義京師を出奔して南朝に降り、觀應二年

則大士之所經營、小人之所不意云云、又弘仁六年勸有緣衆奉寫秘密法藏一文云、其本不多、法流攤滯、是以差弟子僧康守安行、發赴彼方、若有神通乘機善男善女、若緇若素、與我同志者、結緣此法門、書寫讀誦證入心佛云云、高祖猶勸有緣之衆、待州長之力、定額徒不可勞苦、先蹤如斯、更非新儀、早達一門徒并有緣密機緇素、補全紙墨料、可植菩提種之旨、衆議已訖

曆應四年十一月 日

とあり、されば曆應四年春頃より仁和寺宮等の援助を得て、謄寫を始めて貞治元年に至り五ヶ年を費して、其功を終へしなり、而して、之れを五箇の箱に收め、重濟上人感得の御眞蹟御請來目錄、并に略付法傳と共に、西院の經藏に納め大師御請來の眞の御聖教に擬奉りしなり、而して、此聖教今現に吾東寺寶藏に存す

正月七日、男山八幡の南軍に加り、斯波高經、畠山國清、東國の上杉憲顯、今川、石堂、吉良、桃井等之れに應せり、殊に桃井直常等兵を率ゐて京師に侵入し、義詮京師を捨て、出奔、尊氏之れを聞き、備前より師を還し、觀應二年正月十五日尊氏義詮と共に京師に入り、直常の軍を取らしめ、形勢非なりければ、翌日義詮、師直等と共に丹波に走り、二十七日高師冬等誅せらる、東寺文書の中に當寺御祈禱事、先々被仰畢、而凶賊等既退治洛中一之由、有<sub>二</sub>其聞<sub>一</sub>天下靜謐可<sub>レ</sub>在此時<sub>二</sub>哉<sub>一</sub>、彌所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>冥助<sub>一</sub>也、各可<sub>レ</sub>專<sub>二</sub>無貳<sub>一</sub>之精誠<sub>二</sub>者<sub>一</sub>、天氣如<sub>レ</sub>此仍執達如<sub>レ</sub>件

正平六年正月廿日

少納言實胤

東寺供僧學衆中

とある南朝の宣旨を賜ひしも、此時のことなり、其後觀應二年二月尊氏直義の和なりしも、部下の猜疑分裂已ます、此年七月直義北國に走り、義詮

吾東寺に據る所あり、其後此年十月終に直義鎌倉に走り、東國を據有せむとす、茲に於て、尊氏詐て南朝に降り、直義追討の勅宣を受け、義詮を京師に留め、細川、畠山、仁木等を率ゐ東征す又南朝、北帝崇光院を廢し、觀應の號をも止めて正平を用ひしめ、幕府の政務も皆勅裁を行宮に仰がしむるに至れり、十二月には北帝の神器をも收め、翌正平七年二月には車駕、行宮より住吉に、閏二月十九日には、上記の如く終に車駕を男山八幡に進め、此地を行宮となし給ふに至れり、されど此時已に義詮の南朝に對して從順ならざりしことは、吾東寺文書の中に

南方和陸事、御違約之由、有<sub>三</sub>其間、可<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>武家安全精誠<sub>二</sub>之狀如<sub>レ</sub>件

正平七年閏二月十九日

判

東寺鎮守供僧中

とある義詮の下文に徴して明かなり、而して翌廿

日義詮、終に吾東寺に陣し、南軍と七條に戦ふて敗れ近江に走る

翌廿一日南帝使を遣して、三上皇(光嚴、光明、崇光院)并に直仁親王を男山の行宮に迎ふ可きを傳へ、此日三上皇并に親王御同車にて持明院殿より吾東寺西院小子房に入らせられ、此夜小子房に一夜御駐輦の上、明日男山に幸せられ、其後賀名生に移らせ給ふ翌三月十五日義詮、近江より大軍を率ゐて入京、東山將軍塚の邊に陣し、同廿一日再び吾東寺に入り軍營となし、男山の南軍と戦ひつゝありしが、五月十一日に至て南軍大に敗れ、男山を棄て、天皇も賀名生の行宮に還御せられ給へり、義詮も翌十二日には、吾東寺より備中守中條館に移り、此處に政務を見る、此當時のことをば、東實記の中に

抑當年觀應自<sub>三</sub>五月六日、於<sub>三</sub>西院小子坊、爲<sub>三</sub>武家發願<sub>二</sub>被修<sub>三</sub>五壇法、中壇大僧正賢俊東寺前寺務

降三世前大僧增仁三井寺長吏、軍茶利僧正光惠武家護持僧五

人内地藏院覺雄故障之間、雖、非<sub>三</sub>謬持僧<sub>一</sub>、臨<sub>レ</sub>期被<sub>レ</sub>加之

大威德僧正清顯寺、金剛

藥叉權僧正桓豪山、此事去閏二月十九日、吉野御

所自<sub>三</sub>住吉<sub>二</sub>行<sub>三</sub>幸男山、同廿日官軍三千餘騎發<sub>二</sub>

向洛中、宰相中將義詮卿沒<sub>三</sub>落江州、翌<sub>廿一</sub>、伊

勢國司中納言顯能卿北品一品禪門息參向、仙洞、本院、新

院、主上春宮奉<sub>レ</sub>入<sub>三</sub>東寺、一夜御逗留、以<sub>三</sub>小子

坊<sub>二</sub>爲<sub>三</sub>御所、廿二日奉<sub>レ</sub>遷<sub>三</sub>男山陣、三月四日、從<sub>二</sub>

八幡<sub>二</sub>遷<sub>三</sub>幸<sub>三</sub>東條<sub>二</sub>了、同十五日義詮卿率<sub>三</sub>大勢<sub>二</sub>

歸京、取<sub>三</sub>陣於東山將軍塚、官軍不<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>一戰、

歸<sub>三</sub>參男山城<sub>二</sub>畢、同二十一日、彼卿移<sub>三</sub>住東寺、

此日差<sub>三</sub>向軍勢於男山城、雖<sub>レ</sub>經<sub>三</sub>數日、未<sub>レ</sub>決<sub>二</sub>

雌雄、仍且爲<sub>三</sub>太上天皇無爲還幸、且爲<sub>三</sub>天下靜

謐武運長久、所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>之也、修中當<sub>三</sub>第六日<sub>二</sub>

十一日夜男山城令<sub>二</sub>沒落<sub>一</sub>

と記せり、以上の如くなれば、義詮の觀應三年の

吾東寺籠城は、此年閏二月に始り一旦退去のこと

ありしも、三月より再び籠城する所となり、五月に至りしなり

此間吾東寺に於ては、時に或は

天下靜謐御祈禱事於<sub>三</sub>當寺<sub>二</sub>轉<sub>三</sub>讀大般若經一部<sub>一</sub>

殊可<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>壘丹<sub>二</sub>之狀如<sub>レ</sub>件

觀應三年三月二十六日 御判

東寺供僧中

の如き、或は

東寺

武家御祈禱長日尊勝陀羅尼衆交名事

法印俊瑜 光祐 法印權大僧都清我

權大僧都深源 定潤 權少僧都真瑜

真聖 經圓 真賢 亮忠 權律師快俊

行賀 亮忠 禪仙 堯賢

嚴快 禪仙

朝惠 杲殿 朝源 弘意

禪聖 禪瑜 實我 定伊

亮真	經肋	榮實	義實
賢實	忠海	良實	定禪
教深	禪忠	重瑜	亮憲
隆惠	榮齋		

右於陣中致御祈、僧衆名如斯以新御寄附地山城國植松庄爲料足限未來際可奉祈天下安全武運長久、仍注進之狀如件

觀應三年五月八日

の如き、新發願の法會行はれざるにあらざりしも義詮の籠城陣營となりし爲に、恒例の法會は御影供を始め總て行はれず、されば東實記にも

觀應二年九月六日改依世上騷亂、法令闕怠畢、雖可爲胎藏行法、依爲去年分、金剛界行レ之、供養法定額一應權僧正親海、是長治元年濟暹律師勤仕例也

と云へり、又殊に、前記觀應三年(正平七年)五月六日より義詮の發願に依て、吾東寺西院小子房に

於て行はれし、他門と合修の五壇法の如きに至つては、實に吾東寺に大師が定置の宗格を破壊せる、沙汰の限りにて、亂世相應の修法なりと云ふべし、されば東實記にも

謹案高祖御記、東寺非異類地、非門徒者不可猥雜之旨、有嚴誡、又尋傍例、於先代尊勝寺、灌頂大阿闍梨、最初自他門隔年勤仕之、而實助僧正永久以來、申止自門參勤畢、是依察高祖素意也、今他門僧侶於東寺加修法之例、先蹤未聞其例、雖然天下騷亂之剋、陣中兵軍之祈禱、不足向後之例歟と慨せられたる、誠に當然と云ふべきなり

文和二年二月(正平八年)の籠城 觀應三年三月二十六日直義鎌倉延福寺に薨せしも、其嗣直冬、其黨桃井直常、石堂賴房及び斯波高經等大兵を擁して南朝に通ず、眞假、忠奸分つべからずと雖ども、南軍之れに因て大に振ひ、文和二年六月九日南

軍進で再び京師を收む、義詮、後光嚴院(去年八月)

を奉じ美濃に狂奔せり、此日南軍の將、吉良左馬頭、吾東寺保護の爲、左の如き禁札を立つ

禁制 東寺

右於東寺軍勢以下甲乙等不可致濫妨狼籍、若有違犯之輩者、可處罪科之狀如件

正平八年六月九日 吉良左馬頭判

されど、此日吾東寺は南軍等の狼籍に遭ひしものか、文和三年法印眞聖の記に

爰去年(文和二年即正平八年也)六月九日宮方、大勢亂入洛中之時、處々惡黨人等打入東寺坊中、搜取資財雜具之刻、件敷地等券契以下於金蓮坊(針小路楠筋)同令紛失畢

とあり、當時義詮等も頻り吾東寺へ下知狀を與ふ、則文和三年十月十六日には

立願事 東寺八幡

右所願者急速凶徒令退治早々令歸洛者、神

領一所司奉寄附候如件

文和三年十月十六日

參議左近衛中將源朝臣義詮

を、又此日

東寺雜掌申、山城國植松庄事、止料所之儀、任去々年寄附狀、所返附寺家也、早可沙汰付之狀如件

文和三年十月十六日

御判詮

佐竹右馬頭殿

を、又此年十月二十一日には

天下靜謐祈禱事、近日殊可被致精誠之狀、如件

文和三年十月二十一日

尊氏判

東寺供僧御中

の下文あり、尊氏鎌倉にあり、京師に於ける義詮の敗狀を聞き、畠山國清を鎌倉に留め、基氏(尊氏の子)を輔けて、新田、上杉、(憲顯)に當らし

め、文和四年(正平十年)正月京師に歸る、此時桃井直常、山名時氏、并に直冬等復た大兵を率ひて入京、此年正月二十五日頃より吾東寺并に實相寺(東寺の南側)を本營となせり、尊氏東山に、義詮西山に陣し、挾撃して大に戦ふ、就中、二月十五日の戦ひの如きは非常の激戦なりき、然るに其後三月十三日、前日よりの戦に直冬等敗れ、吾東寺より退却せり、園大曆に

今朝十三日聞、東寺軍旅悉没落云云、曾非合戰所成、若有別所存歟、或淀、八幡、男山、亦懸東國、今曉寅刻許没落歟云云、將軍(尊氏)即東寺檢知、且昨日分取首實驗、頗及三百許、但無姓名分明歟

とあり  
而して此間復た吾東寺の諸會行はれず、東實記にも、『文和四年乙未依世上騷亂、法會闕怠畢』とあり、又高野春秋には

軍尊氏軍兵入東寺寶藏一扱物、又相撲守清氏取佛舍利云云

とあれば、當時の吾東寺の慘狀想像すべきなり  
**康安元年の籠城** 康安元年九月二十三日管領細川清氏幕府に反して南朝に降り、此頃仁木義長も南朝に降り、京師騷然たり、南軍之れに依て、京師へ攻入るの噂、盛なりければ、將軍義詮、此年十二月五日、復た吾東寺に來て陣せり、然るに同七日清氏等の南軍京師を襲ふや、此夜深更に及で、後光嚴院は叡山に御幸、義詮は近江に向へり其後、此月二十六日南軍京師を退き、二十七日義詮京師に入りしも、吾東寺には來り陣せざりければ此年の籠城は僅かに十二月五日より七日迄三日に過ぎず、而も建武、觀應、文和の如き大戦も行はれずして早く天下靜謐に歸せしこを喜しければ以上の外、吾東寺が軍營となりしことは、建武五年正月北畠顯家の京師に入るや、直義の吾東寺實

二月以後東寺諸寺役闕怠、是依足利直冬及山名時氏、斯波高經、桃井直常在陣于東寺一與尊氏挑上戰也

考越月各歸國、軍糧乏故也、此節寺僧中歸自高雉山、勿論東寺什物無散失運送來矣

とあり、編者未だ『春秋』何に依て「此節寺中云」の言をなすや知らざれども、吾東寺住僧の高雉山に避難、殊に什物を帶しての避難は、東實記にも此時のことを記せる後に附言して

私云、當年執事僧正之内、無未役之人、於法印以下者、近年動亂之間都鄙散在之僧綱、云住處、云龍次、旁以難糺決、雖相尋檢在廳、不存知之由、令申云云

とあれば、史料の如何に關らず、實狀は誠に然りしなるべし、又續史愚抄によれば諸書を引用して、三月十三日直冬等退却、尊氏吾東寺に入るの時將

相寺によれるあり、或は延文四年十二月義詮の兵を率ひ南方に向ふの途、吾東寺に陣營したることありしも、今別に詳記の要なければ略せり

**第四節 足利直義、義詮兩公と東寺**  
**足利直義公と東寺** 尊氏の信佛の念の厚かりし

ことは、前に陳べたりしが、直義も亦其資性殘忍なりしに拘はらず、兄尊氏と等しく頗る信佛の念厚し、其尊氏を援けて天龍寺を建立し或は毎國に安國寺并安國寺利生塔を建立せし事蹟に徴して明かなり、殊に安國寺利生塔の如きに至つては、全く直義の信仰に依てなれりとも解し得らるゝなり如是、信佛の念厚ければ、吾東寺との關係も亦少なからざるなり、今其二三を陳べむに、東實記の中に依御影供執事頭役闕如武家奉加例事と題して

建武三年<sup>戊寅</sup>奥州國司顯家卿率大勢發向、世上動亂之刻、御影供執事闕如之間、多臨期之儀、

武家左馬頭直義朝臣此料所二千疋奉<sub>二</sub>加之、灌頂院頭被移住實相寺西院八幡捧物各百疋、僧衆布施物各七十疋、支<sub>二</sub>配之、三綱不參分重長遂行<sub>二</sub>法會<sub>一</sub>畢、供養法亮禪沙汰被略之畢僧正<sub>二</sub>者<sub>一</sub>勤<sub>二</sub>供之<sub>一</sub>直義朝臣後醍醐小路聽聞、以<sub>二</sub>灌頂院禮堂<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>其所<sub>一</sub>矣

とあり、其歸依深信の程も知るべし、殊に直義は早くより吾東寺大師御請來の佛舍利信仰の念厚く東寺文書に

建武四年四月三十日

佛舍利

- 一粒 仙洞、
- 一粒 權僧正亮禪
- 三粒 權律師定禪
- 二粒 仁和寺宮
- 三粒 直義朝臣
- 一粒 隆隆

以上奉請之

勅使參議藤原判

とあれば、之を最初として、曆應元年三月十八日に一粒、同二年七月より十二月に至る間に於て、

每國の安國寺利生塔に納め奉るものとして、五回に六十八粒を奉請し居れり

又東寺文書によれば、吾東寺領所についても、志を寄せられしもの少なからず、則康永元年には

備中國新見庄領家職事、如<sub>レ</sub>元被<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>付東寺<sub>一</sub>之由、院宣之旨加<sub>二</sub>見<sub>一</sub>候畢、恐々謹言

康永元年十二月二十一日 左兵衛督判(直義)

謹上三寶院大僧正御房

とあり、康永二年には

東寺掃除散所輩事、被<sub>レ</sub>免<sub>二</sub>他役<sub>一</sub>之由院宣之趣加<sub>二</sub>見<sub>一</sub>候了、可<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>其旨<sub>一</sub>候恐々謹言

康永二年十月三十日 直義判

謹上三寶院大僧正御房

の如きあり、康永三年には

東寺修造料所常陸國事、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>院宣<sub>一</sub>之趣、加<sub>二</sub>見<sub>一</sub>候畢、可<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>其旨<sub>一</sub>之狀如<sub>レ</sub>件

康永三年十月二十九日 直義判

泉涌寺長老

とあり、又貞和三年六月日、吾東寺の鐘鑄治の時には、尊氏と共に馬一疋の奉加あり、其他貞和四年八月、同五年閏六月等に吾東寺と直義との關係文書あるも、今略せり

以上要するに、直義の吾東寺に對して崇敬の念厚かりしことは、上記の史實に依て明かなり

將軍義詮公と東寺

室町幕府二代將軍義詮と吾東寺との關係如何と云へば、先考尊氏并に叔父直義に似て、また吾東寺を深く重せり、今其關係史實の二三を陳べむに

觀應三年、義詮の吾東寺へ籠城したることは、已に前に之れを陳べ、而して其前後の關係史實も等しく前に陳べたれば、今再び贅するの要なし、されど義詮と吾東寺との最初の關係史料如何と云へば、前に屢々陳べたる如く、當時流行せる所の吾東寺大師御請來の佛舍利奉請を、義詮も亦曆應四年

六月六日になせるに崩せるもの、如し、此事は東寺文書に

曆應四年六月六日

佛舍利

十三粒 御奉請(諸國塔婆)、二粒鎌倉大納言、

一粒 大勸進我靜上人

以上十六粒

勅使權中納言兼侍從藤原小判

とあり、又貞和五年三月廿一日にも、東寺文書に鎌倉前大納言舍利六粒奉請のこと見えたり 抑鎌倉大納言、或は鎌倉前大納言とあは、一見直義の如くに見ゆるも、東寺文書に

文和四年三月十五日

佛舍利

五粒 鎌倉前大納言

以上奉請之

勅使藏人頭右大辨藤原判

とあり、文和四年は直義薨去後四年に當れば直義にあらざること明かなり、編者は今之れが考證は略するも、義詮と定む者なり、尙東寺文書の中に延文四年三月十六日佛舍利二粒奉請鎌倉宰相中將、康安二年四月五日佛舍利五粒奉請鎌倉宰相中將とあるも、前と等しく義詮とす者なり、斯れば義詮の吾東寺佛舍利を崇め奉りしことも知るべし、吾東寺百合文書等によれば、觀應元年七月以後、義詮頻々として吾東寺へ下文あり、殊に、此年十二月十五日の下文に

東寺警固事嚴密可<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>仕<sub>レ</sub>之狀如<sub>レ</sub>件

觀應元年十二月十五日 御判(寶篋院殿)

作田七郎殿

の如きものあり、之れ、當時直義南朝に下り、前日丹波國に小戦あり、十七日には丹波の賊首京師に達し、川原へ懸けしなどの事實あれば、吾東寺の警固は多少政策を含むとは云へ、また義詮の吾

東寺を尊ぶの意に出でたりと云ふべし、觀應二年九月十八日吾東寺領山城國桂庄、并に拜師庄、文和三年五月には、東寺、實相寺領伊賀國平柿庄について義詮各々令する所あり、又康安元年十一月十四日には東寺領播磨國矢野庄領家職について、赤松氏に令する所あり、貞治二年三月には金造寶刀の寄進あり、尙此外義詮の庄園等に關係の東寺文書多々あるも、今一々掲ぐ能はず

伏見天皇の永仁年中願行上人に依て、吾東寺の大修理を終へしより、義詮の時迄約八十年を経、殊に此間戦亂相繼ぎ修繕も怠りたりと見ゆれば、また吾東寺は大修理を要するの期に達せしか、されば康安元年義詮、吾東寺修造料について左の如き下文あり

當寺修造料所事、其沙汰未斷之間、先所寄附、山城國東西九條當年々貢也、於<sub>レ</sub>下地<sub>レ</sub>者雖<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>政所料所、以<sub>レ</sub>公私之乃貢、且要須所々可<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>

修理<sub>レ</sub>之由、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御下知<sub>レ</sub>之狀如<sub>レ</sub>件

康安元年九月十六日 左中將御判

東寺長者御房

此下文は、東實記によれば、『康安元年六月連日大地震、東寺講堂傾危』とあれば、直接は之れに源因するならむも、一面には復た吾東寺の全伽藍が總て修造期に達し居るを證するものなり、されど文書中に已に、『且要須所々可<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>修理之由云云』とあり、且つ寄附料も餘り多からざる様なれば、全伽藍の大修理をなす能はざるは無論のこと、講堂の修理さへも、後に陳ぶるが如く義滿の時に至て、應安二年始て行はれたることなれば、義詮の時に出來ざりしなり、されど義詮が吾東寺修理について意ありしことは、前記の下文に依て明かなり、最後に義詮と吾東寺との關係について陳ぶべきは宮中後七日御修法を、貞治元年、義詮の奉加に依て行はれたること是れなり、抑、後七日御修法の

ことは、吾宗并吾東寺に於て、玉體の安全、國家の泰平を祈り奉る最重要の御修法なることは、已に前に之を陳べたり、然るに建武三年以來、兎角圓滿に行はれず、建武三年の如きも、正月尊氏關東より兵を率ひて入京し、後醍醐天皇難を比叡山に避け給ひたれば、時に長者弘真僧正正月七日より始められしも、同十日御修法をば中止して天皇の比叡山御幸に供奉をなせり、其後文和二年四月五日大風に依て眞言院倒壊、南北騷亂の際とて、明年に至るも未だ建立を終へず、一本の長者補任に『此年文和三年後七日法行<sub>レ</sub>之自<sub>レ</sub>二十日<sub>レ</sub>始行十四日結願、加持香水無之』とあるも、當時京師の狀況を思へば、此記事容易に信すべからず、又文和四年の如きも正月に行はれずして、六月に行はれたりと云ふ、又康安二年にも正月に行はれざりしなり、東寺執行記此年十一月二十四日の條によれば

當年後七日、當寺々務(光濟)始行<sub>レ</sub>之、自<sub>レ</sub>武

家一萬正有之

とあり、又一本の長者補任には

十一月二十四日後七日法行<sub>レ</sub>之、武家千正有<sub>レ</sub>之、

同卅日結願、無<sub>レ</sub>加持香水、阿闍梨寺務僧正

とあり、兩書十一月と十二月、一萬正と千正との

相違あるも、康安二年の御修法が恒例の如く行は

ず、漸く年末に至り、而も將軍義詮の寄進に依て

漸く行ひ得しこと明かなり

吾東寺の人心感化

當時世は騷亂絶えず、京洛

の地常に鬪争の血腥しと雖ども、此間に於て吾宗

祖大師并に吾東寺が、如何に當時に重せられ人心

に感化を興へ居りしかは、異本太平記の中に應安

三年八月

都には東寺の金堂一尺二寸南へのきし高祖弘法

大師南天へ飛去せ給ひぬと、寺僧の夢に見へけ

る事、洛中の御憤たるべしとて諸寺諸社に附し

密宗顯宗に附し、種々の御祈禱あり

とあるに依て證すべく、又土岐善忠入道の如きは

延文四年八月八日より同十五日迄、一週日の間、

吾東寺鎮守八幡を深く信じ、此處に參籠し、丹誠

を捧げし事あり、又文和四年七月十八日、將軍義詮

の長子千壽王丸病患平癒の祈禱を、特に吾東寺等

を擇て令したるが如き、當時吾東寺を最も重せる

に基けるものと云ふべく、又兼好法師の徒然草に

よれば吾東寺の門前には常に不具者の集合せしが

如し、如是きも、吾大師を慕ひ吾東寺を尊びて自

然に集れるものにはあらざるか、又已に前に陳べ

し如く、當時吾東寺を中心として、屢々戦亂の起

りしに關らず、敵味方共に吾東寺を燒土と化せし

めざりしが如きも、亦吾東寺を尊べき感化の深く

人心に透徹せるが爲に外ならざるべし

第五節 將軍義滿公と東寺

將軍義滿公、祖父尊氏、父義詮に似て、また神佛を

信すること厚く、其造寺、造社、或は諸山諸刹へ庄

園段錢等の寄進、頗る多く實に一々枚舉に暇あら

ざるも、今は唯公と吾東寺とのみの關係を陳べむ

義滿公の東寺修造

前に陳べし如く、吾東寺は

義詮の時、已に全伽藍の大修造期に達し、義詮之

れが企圖をなし、先づ東西九條の年貢を寄進し須

要の箇所を修理せしむるの下知ありしも、實は修

理は行れざりしもの、如し、例せば講堂の如き康

安元年六月連日の大地震により傾危せしも修理行

はれざりしが、東寺王代年記によれば

應安元年八月三十日東寺講堂四角立<sub>二</sub>假柱<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>

大地震相續<sub>二</sub>有<sub>二</sub>顛倒<sub>一</sub>

とあり、而して此講堂修理の行はれしは、實に義

滿公の時に至てなりとす

義滿公の時に於て、講堂修理のことは、東實記に

應安二年<sub>西</sub>七月十七日、講堂修理事始、於<sub>二</sub>講堂

前<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>之、武家兩使着座<sub>講堂内</sub>、政所料所東西九

條爲<sub>二</sub>當堂修理<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>寄<sub>二</sub>附<sub>一</sub>之、同十月中終<sub>二</sub>其功<sub>一</sub>

畢、今度任<sub>二</sub>番匠<sub>一</sub>之計、每柱新加<sub>二</sub>貫木<sub>一</sub>畢

とあり、又東寺文書によれば

山城國東西九條事、所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>返付<sub>一</sub>也、早爲<sub>二</sub>當寺

修造料<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>勵<sub>二</sub>造作<sub>一</sub>之狀依<sub>レ</sub>仰執幸如<sub>レ</sub>件

應安元年五月二日 武藏守

東寺供僧中

とあれば、講堂修造料としての、東西九條の寄進

は、修造事始の前年にありたること明かなり、又

此東西九條の料所は東實記前文の續きに

大勸進近年寺家申請<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>行之<sub>一</sub>、造營料所可<sub>レ</sub>

致<sub>二</sub>後年相續知行<sub>一</sub>之由、申<sub>二</sub>請<sub>一</sub>之、即賜<sub>二</sub>御教書<sub>一</sub>

畢、永和三年十一月二十一日爲<sub>二</sub>修造料所<sub>一</sub>山城

國東西九條地頭職永代可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>知行<sub>一</sub>之由、將軍

義滿御寄進畢

とあり、而して東寺文書には永和三年十一月右寄

進の文書も載すれば東西九條の料所が永代吾東寺

營造料所となれること明かなり

又應安元年十月十七日、同三年十一月十四日の東寺文書によれば、備中國新見庄も、此時朝廷并に幕府より吾東寺修造料所として寄附せられ居りしこと明かなり、殊に三年十一月の文書中には『且東寺修造最中之間、寺領等別而所<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>也云云』とあれば、義滿公等の寄捨に依て、當時吾東寺伽藍の諸堂宇が、盛に修繕なされつゝありしことを知るべきなり

康暦元年西院の焼失と其再建

吾東寺西院は前

に已に屢々陳べし如く、大師御在世時の御住坊にして、不動堂は御持佛堂なり、其後幾多の變遷ありと雖も、之れまた前に陳べし如く、四條天皇の天福元年長者觀嚴僧正の宿願により、佛師康勝に命じて大師の御影像を彫刻安置し奉りてより、御影供も此處に修せらるゝに至り、朝野の尊信類ひなかりしが、康暦元年十二月四日、不幸災火に依て焼失する所となれり、此事をば東實記に

宮も圓城寺敷地并寺邊の田畠等を寄進せられければ、已に康暦二年六月六日より再建に着手せり、此再建始のこをば東實記に

左辨官下東寺

應下任三日時<sub>一</sub>令<sub>二</sub>勤<sub>三</sub>行當寺西院造立<sub>一</sub>事

始木作日時

今月六日乙丑 時午二點

居礎日時

二十九日戊子 時辰二點

立柱上棟日時

七月二十四日壬子

立柱

時辰二點

立柱次第

先東 次西 次北 次南

上梁棟

時巳二點

右權中納言平朝臣行宣、奉<sub>レ</sub>勅宣<sub>下</sub>任三日時<sub>一</sub>勤

行者

寺宜<sub>三</sub>承知<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>宣行<sub>レ</sub>之

康暦二年六月六日

大史小構宿禰判

第 四 編

二二九

康暦元年十二月四日亥刻、不圖自<sub>二</sub>西僧房<sub>一</sub>火災出來、不動堂、小子房西北二字僧房、西門、唐門、四足門已下炎上、寺僧等走集、不動像大師眞影以下、道具、本尊、聖教、文籍等、悉以奉<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>出<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>畢、即不動像奉<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>居講堂<sub>一</sub>、大師影像奉<sub>レ</sub>渡<sub>二</sub>置食堂<sub>一</sub>、西院長日大小勤行於<sub>二</sub>彼兩所<sub>一</sub>勤<sub>レ</sub>之、食堂北邊構<sub>二</sub>借屋<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>每日生身供々所<sub>一</sub>、傳法會等於<sub>二</sub>此所<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之

とあり、されど、西院は禁裡、幕府の尊信殊に厚ければ、翌康暦二年三月には早や西院再建についての御繪旨を賜へり、則御繪旨に

遠江國棟別一正可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>附<sub>二</sub>東寺御影堂造營要脚<sub>一</sub>之由、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>傳<sub>二</sub>仰武家<sub>一</sub>旨 天氣所候也仍言上如<sub>レ</sub>件、以此旨<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>申入給親雅頓首謹言<sub>一</sub>

康暦二年三月十七日 中山大納言 左中將親雅 進上民部權大輔殿

とあり、而して當日(六月六日)造營始の式場をば、金堂の南庭に設け、雨天なりしも、席に列る者多く、花營三代記によれば

康暦三年六月六日東寺御影堂造營事始、武家御使齊藤四郎右衛門尉、將軍家内々御出云云、九條前關白家同前、將軍家彼御棧敷入御云云

とあれば、義滿公も内々にて臨席せること明かなり、尙當日委細の儀會は東實記に詳かなれども、今掲げず、此月廿一日には義滿公より三河國山中郷を西院造營料として寄捨あり、而して再建工事は着々進捗し、東實記によれば七月廿四日には立柱上棟の儀を擧ぐとあり、また十一月十三日には

一<sub>レ</sub>尅<sub>二</sub>三禮靈像如<sub>レ</sub>元、自<sub>二</sub>講堂<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>還<sub>二</sub>渡西院<sub>一</sub>、其路自<sub>二</sub>講堂西廊<sub>一</sub>至<sub>二</sub>西院<sub>一</sub>、<sub>昔<sub>レ</sub>跡<sub>一</sub></sub>庭道敷<sub>レ</sub>之、先寅初點、僧衆參<sub>二</sub>集講堂<sub>一</sub>、<sub>着<sub>レ</sub>鈍色<sub>一</sub></sub>於<sub>二</sub>借殿前<sub>一</sub>、二<sub>レ</sub>行列立、誦<sub>二</sub>四智讚<sub>一</sub>、讚<sub>二</sub>一返畢<sub>一</sub>、(中略)漸及<sub>二</sub>天明<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>不動堂<sub>一</sub>誦<sub>二</sub>經行<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>長者沙、導師別當法印光信勤<sub>レ</sub>



之、於此面御影供勤<sub>二</sub>行之<sub>一</sub>、供養法長者僧正  
宗導師義實大僧都勸<sub>二</sub>仕之<sub>一</sub>、

とあれば、已に西院の再建成就せること云ふ迄も  
なし、而して之れ實に、吾東寺現在の特別保護建  
造物たる御影堂本殿なり、蓋、如是迅速に建立せ  
られたる建築は少なかるべし、或説に、之れ建治  
帝(順徳天皇)の寢殿を吾東寺西院に移せるものな  
りと、或は然らむ、されど、此建築のみにては狭  
少にして、且不便なりければ、東寺王代記によれ  
ば、之れより十四年の後、明徳元年七月八日に  
東寺御影堂北面差繼立柱

とあれば、本殿へ追加建築を行ひしなり、而し  
て、之れ則ち現在特別保護建造物たる御影堂北面  
の裳庇に當れり

東寺八足門の建立等 以上の外、義満と吾東寺  
との關係は、東寺文書によれば、永徳二年七月七  
日には

擇申可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>東寺八足門<sub>一</sub>日時  
今月七日甲寅 立柱時卯 上棟時申

永徳二年七月七日陰陽助安部朝臣有茂  
とあれば、之れも義満公の援助によれるものなる  
べく、又永徳、明徳年間等に於て吾東寺へ庄園寄  
進等のことも少なからず、又花營三代記によれば  
永和四年十二月十五日、公は南軍攻撃の企圖あり  
て、吾東寺に陣し、復た應永六年十月大内義弘舉  
兵、公は征討の爲に吾東寺に動座あり、應永十三  
年九月にも來寺あり、其他關係少なからざるも今  
略せり

第六節 東寺長者并長者拜堂記

東寺長者 曆應以後應永以前に及ぶ約六十年間  
の東寺長者は、或は賢俊僧正の如き政治的手腕を  
有せるあり、或は榮海、覺雄僧正の如き事相の達  
者にして一方の流派を開きたるあり、或は光濟道  
快僧止の如き學徳兼備の名匠少なからざるも、今

一々此處に其傳を陳べず

東寺長者拜堂下行物日記

東寺長者拜堂のこと

は、長者就職の最重要の儀式なり、されど、其拜  
堂日記は、右より坊間傳ふるもの少なからざれ  
ば、今茲に掲ぐるの要なきも、拜堂下行物日記に  
至つては、坊間傳ふもの稀れなり、然るに今幸ひ  
に至徳二年三月二十三日道快僧正の長者拜堂下行  
物日記を得たれば、此處に掲げて長者拜堂下行物  
の當時の狀況と并に至徳前後に於ける之れが目安  
として示さむ

地藏院僧正道快 一長者拜堂下行物日記至徳二年三  
月二十三日

注進

東寺長者御拜堂用途事

一佛供燈明等

諸堂

御佛供二十一杯、料米四斗二升、三百五十文  
御明二十一燈、料油一升、百文

一神供御幣等

八幡宮

御幣上紙三帖 百五十文

膝突布一段 三百文

御捧物 一貫文

八島

御幣上紙三帖 百五十文

膝突布一段 三百文

神供大破子一荷 料米三斗、百五十文

一御諷誦物

麻布百段 五百文

案一脚 五十文

中籠紙十帖 百文

握木具 百文

一大堂供

米十石 五貫文

一灌頂院大師御捧物 一貫文

一西院大師御捧物 一貫文

一布施祿物等

導師 呪願 官符讀 各一貫文

導師呪願料絹裏二 一貫文 俵子時

同 中籠二分中紙十帖 百文

別當 執行 三綱十二人 現在二人

成吉書一人 御前三綱四人 現在二人

造寺別當

各一貫文

講代 目代 勾當 大佛師二人

各一貫文

唱禮導師布三端

三百文

堂達布二端

二百文

中綱十二人 現在七人 御前中綱四人

食堂預一人 兩院預二人

各布二端一端別百文 二貫文

一本供 八十文

本供役職掌四人 御前職掌六人

疊持職掌二人

各布一端 端別百文

下部六十五人 各布一當 六貫五百文

一饗膳

導師 呪願 執行 造寺別當 三綱 現在二人

講代 目代 勾當 中綱 現在七人

各百文 以上一貫六百文

下部六十五人 一貫九百文

一事訖後

執行別祿 一貫文

已上現任分四十一貫六百三十文

一光濟僧正三寶院拜堂之時 康安二 四十四貫五百

五十文

一定憲妙法院拜堂之時 貞治六 四十八貫卅文

一凡僧別當拜堂之時 五貫三百文

已上執行嚴瑜僧都注進 至德二年三月注進終可書

年號月日可裁勾當名字歟

私云今度注進分四十二貫九百卅四文歟、此内

若呪願導師裏物一貫百文歟、除之者可爲四

十一貫八百卅四文也、而以上現任分四十一

貫六百卅文云不審也、但三綱一人初參仍三

人也、然者下行一人分可増歟

第七節 東寺と稻荷祭禮

東寺と稻荷神との關係については前に陳べ、其後

も兩者の關係聯綿として絶ゆることなかりしは、

云ふ迄もなし、東寺文書によれば後小松天皇の嘉

慶二年四月三日稻荷神の祭禮に際して、東寺へ左

の下文あり

稻荷祭禮時、當寺中門積錢事、任先例可致

其沙汰之由、所被仰行事社官也、早可被

成無爲祭禮之狀、依仰執達如件

嘉慶二年四月三日

左衛門佐判

東寺別當法印御房

又應永十五年十二月二十四日には左の如き文書  
見ゆ

東寺雜掌申、稻荷祭禮當寺中門御供料足神幸時

刻事、任先例一致其沙汰、卯刻可奉成神

幸之旨、可被相觸御旅所神主并職掌人等

之由、所被仰下也、仍執達如件

應永十五年十二月二十四日 彌彌判

赤松上總入道殿

此年は事に依り祭禮、此月迄延引し居りしなり

第四章 應永以後應仁

以前の東寺

第一節 應永年間の東寺

應永改元の前々年南北朝の講和成り、應永改元の  
年將軍義滿太政大臣に昇り、政事親決するも、將  
軍職は幼子義持に譲り、入道して北山莊(金閣寺)

に居れり、而して應永、永享の前後約五十年の間、始て小康を得たり、此間の小康こそ、實に室町幕府の最盛時たりしなり

此間に於ける吾東寺の状況如何と云へば、一長者は三寶院滿濟准后、應永年中の半を占め、朝廷、幕府の間に於ける信望援群なり、其他は義昭、實順、房教、禪信、祐殿、成基、賢快、弘繼、定淳等の諸大徳なりと雖も、今一々之を傳する能はず、又其他のことも今一々詳記するの煩を避け、今年表を以て之れを示さむ

應永二年六月西院十口僧房一字新造、八月十三日十間の西院小子房再興

同六年二月三日前將軍義滿公御祈禱の賞として、大和國弘福寺并寺領河原庄を講堂仁王經御讀經料として寄進せらる

同六年十月大内義弘泉州堺に擧兵、十一月八日前將軍義滿公、征討の爲東寺へ勅座あり、同十一

日山城國植松庄を元の如く返付寄進せらる

同九年五月前將軍義滿公より吾東寺八幡宮について御尋あり、其返答書の一節に

去建武年中等持院殿當寺御陣之時、依有御立願、自社頭建武三年六月三十日也神觸鳴出、忽御敗北之間、則被寄附久世庄、爲永代御願、被定置卅口供僧、長日本尊供并大般若等勤三行之、放生會并每朔五節供等神事、于今無懈忘者一也云云

同十三年五月二十二日前將軍義滿公の爲に東寺講堂に於て仁王經御讀經あり、八月廿四日夜半已刻大風、洛中破損多し、吾東寺小樂坊顛倒せり、九月十日前將軍義滿公吾東寺へ入御、西院談義所を以て休息所となし、舍利奉請、寶藏披覽あり同十五年八月十三日去る八日の大風によつて、鎮守破損、御神體雨露に侵されつゝありしにより、公家へ歎き申し要却一千貫の寄附を受け、此日より鎮守修造の事始、同廿一日假殿を灌頂院の外

陣に構へ、神體御遷座あり、十一月十五日天下安

泰の御祈禱として勝軍地藏法等を吾東寺に行ふ

同十六年正月 日吾東寺太元本々尊六鋪修補、

公家より二萬疋寄進、修補者は舜阿彌なり

同十七年三月吾東寺五重大塔汚損につき左の如き

勸進狀を賜ふ

御判

東寺塔婆汚損之間、致勸進可加修理、誰人不歸善根哉、早爲結縁合力之狀如件

應永十七年三月 日

同年十二月二十四日東寺八幡宮領、山城國久世庄

について重て知行すべきの下文あり

同二十年四月二十二日義滿公の息法尊、仁和寺永

助法親王を大阿闍梨として、東寺灌頂院に於て

受灌頂、五月十二日滿濟准后日記によれば、『東

寺修造大勸進職事申定畢、同十六日には『東寺

大勸進職御書被下とあり

同廿三年十一月十二日、准后日記に、參御參籠

所、東寺塔婆修理勸進事申入了、とあり(編者云、

御參籠所とは等持院なり)

同廿四年六月廿八日准后日記に、參下御所、御

對面東寺塔婆修理勸進被下之云云、八月十

二日就大山庄事、東寺兩是曉乘參事とあり

(編者云ふ後鑑によれば廿二年六月廿五大山

庄のことについて造宮使宛の文書あり、之れに

ついでのことなるべし) 九月 日法印權大僧都

宗海、宣弘法印を東寺講堂供僧職に補せらる

同廿五年九月十七日、准后日記に、天晴大塔心柱

木引、今度畠山兄弟奉行、今日二本被引行、

稻荷川ヲカミ邊にて御所様御成を待申、還御に

於東寺西院長僧坊一献在之、寺家一向沙汰之、

九月十八日降雨昨日渡御東寺、爲御禮參下御所、御對面云

同廿六年二月五日、變異御祈の爲、東寺講堂に於

て仁王經を讀誦すべく衆議決す、五月十四日公家(禁裏、仙洞)并室町殿御祈禱の爲、藥師并不動法を一七日勤修すべきの命あり

同廿七年九月十日室町殿御祈禱の爲、講堂に於て五大尊護摩法の勤行あり

同二十九年八月 日東寺勸學會領として、白川寶莊殿院敷地内阿彌陀堂等跡を元の如く知行せむと請ふ

同卅一年正月廿五日、東寺灌頂院御影供執事寶池院の當番なり、三月廿一日御影供用脚は七十二貫百文なり、六月十一日東寺八幡宮領山城國久世庄并上野、植松庄、國役人夫以下臨時課役等免除の仰あり

同卅三年六月三日准后日記に、今日東寺修理事始也、爲公方被<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>奉行人<sub>一</sub>飯尾肥前守、同加賀守兩人罷出云云とあり、十月十九日より一七日間公方御祈の爲講堂に於て五大尊護摩法勤行す

同五年二月十八日將軍御台所違例に依て、祈禱の命あり、五月九日祈雨の仰あり、七月十一日重て祈雨の命あり、七月廿日、日吉神輿動座に依て、吾東寺に祈禱を命せらる、九月十五日彗星御祈の命あり、十一月將軍姫君并御台所違例に依て御祈禱の命あり

同六年三月廿六日東寺領丹波國大山庄、播磨國矢野庄例名方、若狹國太良庄段錢以下課役悉免除、守護使不入地の教書あり、八月十八日軍將より鹿苑院殿の例により、東寺の御舍利三粒御奉請あり

同八年六月十四日雷東寺大塔の乾角へ落懸り大破す、八月廿七日洛中の地口を以て塔修理の料となすとの命あり

同九年四月十三日幕府大和征伐、吾東寺へ御祈禱の命あり、九月三日關東(鎌倉)靜謐御祈の命あり、十月廿五日關東靜謐の爲、東寺不動堂に於一千て

同卅四年十一月九日凶徒退治祈禱精誠を致すべき教書あり(編者云、六月二十八日赤松滿祐反す、凶徒とは滿祐を指すか)

第二節 永享年間の東寺

永享三年十二月廿五日忍阿上人後七日所用の五大尊を修補す、同廿七日將軍義教明年重厄について御祈禱を致すべきの命あり

同四年六月六日神泉苑門下の破損及築垣の破損修理すべき旨、幕府より吾東寺に命あり、殊に築垣の破損は洛中衰微の兆と、山名氏の申入れによれるなりと、六月十五日眞言院建立の事始あり、同十一月十日上棟、准后日記、此年十二月廿六日の條に、今度眞言院被<sub>二</sub>造立<sub>一</sub>了とあれば此頃成功せりしか、六月十四日東寺千手堂警作、大工國吉、注進○錢二千五百貫文也、十月廿九日御影堂上葺四方勸進事、北野覺藏坊に仰せ付く、幕府の奉加は百貫文なりしと

座護摩法を修すべき命あり、但支具料五千匹也

同十年七月十二日關東靜謐御祈の命あり、九月三日關東動亂の爲御祈として五壇法を行ひ、十一日結願、但支具料、三千疋なり

同十一年八月廿一日將軍義教公吾東寺に參拜あり  
同十二年十二月三日東寺西院に於て、義滿公の三十三回忌に理趣二昧を修す、五千貫文の寄進あり

同十三年正月二十三日東寺鎮守八幡宮に於て、東國靜謐の御祈をなす、二十六日より同じく御祈の爲に講堂に於て、五壇法を修す、七月四日畠山兄弟の騷擾により將軍より御祈を命せらる

第三節 嘉吉元年九月等の土一撥と東寺

嘉吉元年九月の土一撥 福利の平均を名目とせる徳政一世は、實に足利氏稅政の産物なり、其起源明かならずと雖ども、續本朝通鑑には嘉祿元年

六月將軍義政薨去の爲に布けりと云ひ、建内記には嘉吉元年九月三日の條に、近日四邊土民蜂起號<sub>二</sub>土一撥、稱<sub>二</sub>御德政<sub>一</sub>破<sub>二</sub>供物<sub>一</sub>以<sub>二</sub>少分<sub>一</sub>押<sub>二</sub>請質物<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>江洲坂本<sub>一</sub>、三井寺邊、鳥羽、竹田、伏見、嵯峨、仁和寺加茂邊<sub>一</sub>物忿、絶<sub>二</sub>常篇<sub>一</sub>、今日法性寺邊有<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>及<sub>二</sub>火災<sub>一</sub>、侍所以多勢防戰、猶不<sub>二</sub>承引<sub>一</sub>、土民數萬之間不<sub>二</sub>防得<sub>一</sub>云云、加茂邊歟、今夜揚<sub>二</sub>時聲<sub>一</sub>、去正長年中有<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>、已及<sub>二</sub>洛中<sub>一</sub>了云云とあれは、已に稱光天皇の正長の頃より起り、嘉吉頃に至るや、所々頻々として起りしと云ふべきか、而して前記の如く嘉吉元年九月三日法性寺、加茂の邊に起りし土一撥は、其傳播甚だしく、同五日に至るや、東寺執行日記に

吾鳥羽吉祥院以下中道より東一揆は東寺に籠<sub>二</sub>三千人有<sub>レ</sub>之、同日丹波口一揆は今西宮に籠<sub>二</sub>千計、西八條寺には五箇庄衆籠(千人計)、西岡衆<sub>二</sub>三千人は官廳、神祇官、北野、太秦寺籠、

出雲口、河崎、將軍塚、清水、六波羅、阿彌陀峰、東福寺、今愛宕、戒光寺以下四角八方を陣に取廻し、毎日に京中へ責入候、一揆陣は十六所と申、諸奉行人有<sub>二</sub>評定<sub>一</sub>九月十二日一國平均の爲札立之、六日也

とあれば、五日には土一揆京洛の圍周に陣取、吾東寺も彼等の立籠る所となれり、六日には建内記によれば

今夜時聲響<sub>二</sub>河原<sub>一</sub>、終夜物忿、言語道斷也、土一揆楯<sub>二</sub>籠洛中洛<sub>一</sub>、外堂舍佛閣不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>德致<sub>一</sub>可<sub>二</sub>燒拂<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>訴<sub>二</sub>申之<sub>一</sub>云云

とあり、同二十四日土一揆の蜂起について東寺よりの言上に

一自<sub>二</sub>去五日<sub>一</sub>土一揆寺中楯籠德政事  
公方様江訟訴仕、此事不<sub>レ</sub>叶若伽藍可<sub>レ</sub>懸<sub>レ</sub>火之由申、寺家一大事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>之、如<sub>レ</sub>此大事時、定額等寺家住持事、自<sub>二</sub>往古<sub>一</sub>法式也、爰嚴忠法印、

文安四年七月の土一揆 東寺執行日記、文安四年七月十九日の條に

西岡邊德政之沙汰初之由風聞、十九日爲<sub>二</sub>德政<sub>一</sub>西岡土揆七條土藏發向、七條邊在家へ懸<sub>レ</sub>火、仍公方勢、土岐、齋藤、大宮を下向八條、クシゲノ木戸を開かせて寺中へ亂入して坊の前にて乘順(納所)伊與(雜掌)□□(妙觀院青侍)此三人打<sub>レ</sub>之、寺内にては掃部介、同(子息)、彌六左衛門次郎、各職掌也、此三人は頸被<sub>レ</sub>取之、後日六條河原に懸之、言語同斷、不便次第也、此等惡く行合て被<sub>レ</sub>打畢、此外五人手負也

とあり  
享德三年九月の土一揆 東寺執行日記、享德三年九月三日の條に

土一揆東福寺に寄入之(爲得成之)其後西八條寺以下、在々所々陣<sub>二</sub>取之<sub>一</sub>  
とあり、同四日には

杲慶大僧都、清圓僧都、堯秀律師、於<sub>二</sub>武衛館<sub>一</sub>祈禱有<sub>レ</sub>之、土一揆寺中へ亂入以前始行、祈禱事者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>力歟、幸八日結願之處、又同日より始行<sub>レ</sub>祈、以外不<sub>レ</sub>儀言語同斷次第也、所詮往古之法度、件四人供僧、十八日各取放、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>他人<sub>一</sub>、先其間非供僧之一處より、次第四人任<sub>二</sub>當番之闕<sub>一</sub>、北面朝夕、并奥端供養法可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>勤、依<sub>レ</sub>之於供料者、一ヶ日別五匹宛、件供僧(四口)供料等分に除<sub>レ</sub>之、朝夕參勤日數勘、可<sub>二</sub>支配<sub>一</sub>之、當下旬、杲慶僧都當番之間、自<sub>二</sub>明日<sub>一</sub>(二十五日)至<sub>二</sub>晦日<sub>一</sub>、就兆供僧一處久杲僧都、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>參勤<sub>一</sub>也、以後次第催<sub>レ</sub>之、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>參勤<sub>一</sub>之由、可<sub>二</sub>相觸<sub>一</sub>之旨衆議了

とあれば、二十四日に至るも未だ土一揆吾東寺を去らず、稍もすれば、吾東寺伽藍を燒土とするの恐れあり、當時長者を始め住侶心配の程も察すべし

德政事土民百姓等搆一揆、令蜂起云云、以外次第也、所詮於三張本與力之輩者、不日可被致沙汰、若寄絆於左右、及濫妨狼藉者、可被擲進其身、至許容之族者、可爲同罪之上者、云在所、云交名、共以注申之旨、可被相觸寺領之由、被仰出候也、仍執達如件

享德二年九月四日

爲數判

貞元判

東寺雜掌

とあり

文明十六年十一月の土一撥

蔭涼軒日録文明十

六年十一月三日等の條に

三日午時土一揆於因幡堂、取陣、同四日破曉

土一揆蜂起、陣于東寺、五日一揆追討事、自

幕府一殿被仰付于細川九郎殿、仍命安富新兵

衛尉、爲之大將、卒猛勢、陣六角堂、依之

一揆歸陳東寺、六日破曉、安富新兵衛尉、物部神六爲兩大將、陣因幡堂、一揆卒數百人、攻因幡堂、關門防之、遂一揆大將金崎、并河村、桂源左衛門、其外餘徒八人取頸、於爰一揆即電拂、七日鹿苑相國來云、依御成敗嚴重一揆早速退散之由賀之、八日自今日三ヶ日一撥頭被鼻東寺四墓、

とあり

以上東寺と土一揆との關係知るべし、尙此後、文明十七年八月十一日土一揆東寺へ亂入、終に十三日講堂燒失、同十八年九月十日より復た土一揆の立籠る所となり、十八日には金堂、鐘堂等、吾東寺伽藍の大半、全く烏有に歸せしことは後に陳ふべし

第四節 嘉吉以後應仁以前の東寺

嘉吉以後の東寺 應永、永享の歳終ると共に室町幕府の小康も亦去り、天下彌々多事ならむと

す、永享末年の翌、即嘉吉元年六月將軍義教の凶變は之れが前兆とも云ふべきか、幕府已に凶變あれば、天下の動搖、社寺の混亂も漸く甚しからむとす、之れを當時の吾東寺に徴するも、其事實炳焉たり、素より吾東寺は鎮護國家の道場なれば、毎年後七日御修法を始め、恒例の諸會勤修して怠るなく、尙公家公方の御不例あれば祈禱の命を受け、

彗星現はれ、或は二星の合變あれば修法の命あり、地震 飢饉、公武の變異等天下に事變あれば祈禱の命を受け、常に精誠を抽づるを怠らざりしと雖ども、公武寄進の各地の庄園、領所は多く、各地豪族の横領する所となり、料足の納付せらるゝもの甚だ稀れなり、嘉吉元年十二月廿六日の東寺文書に

東寺雜掌申造營料所、山城國東西九條地頭職事、青蓮院門跡雜掌御書以下証文、雖支申之、於當寺者、去康永元年并永和三年永代御寄進

狀等明鏡之間。被返付訖、早全領知可專修造之由、所被仰下也、仍下知如件

嘉吉元年十二月廿六日 右京大夫源朝臣

とあれば、東寺寺邊に最も間近き東西九條地頭職の如きも、他に奪はれむとするの恐れありしなり、又文安、享德、長徳年間等に於て、東寺領山城國、久世上下庄、上野拜師、植松庄、丹波國大山庄、播磨國矢野庄について、屢々知行領掌相違なきの教書あり、段錢以下臨時課役免除、守護使不入地の下文ありしは、之れ他面より云へば、吾東寺の知行領掌完全ならず、時々課役を受け、守護の入地となり居りしことを反證するものと云ふべきなり、されば當時用途常に不足を來し、堂宇伽藍の如きは、修理の費に窮し、多くは雨露の侵す儘に任じ、朽損頽廢するも修造のことなく、其儘に打捨て置けるが如し

文安康正年間の東寺の修造 東寺伽藍の修造

は、前に記せる如く、滿濟准后長者の時、應永廿四年には五重大塔の修繕をなし、同卅三年六月三日には、今日東寺修造事始云云と准后日記にあれば、修造を企てたること明かなり、又永享四年には食堂の修造并に御影堂の屋根替あり、されど、應永伽藍修造の程度は今日明かならざるも、蓋、全伽藍の大修造にはあらずしものゝ如し、何となれば、應永卅三年より十七後の文安元年には東寺修造大勸進聖事、可爲圓行(或は)上人之旨、被聞食一畢、早令下下向諸國相催十方結縁可被專伽藍修造之由、所被仰下也、仍執達如件

文安元年三月十一日

涉彌在判

當寺供僧中 上書には沙彌徳本と有之富山殿

とあり、又同年八月三日の東寺文書には

就東寺修造之事、成申御官符御教書、大勸進下向候、大師之御門弟其外國中奉加之事、能々

可被申付候也、仍執達如件

文安元年八月三日

久泰判

齊藤河内守殿

とあれば、文安に東寺大修造を企てたること明かなるのみならず、長享三年五月の官符によれば

又文安元年賜官符、始自諸國末寺、終于所寄蹤、於村邑聚落之門人等、不論財物在不在、各出錢一百枚、修破壞、亦是例于天平創東大寺時、聖主自製勸疏廣告中十方上也

とある如く、此年四月廿一日朝廷よりの符官もありしなり、(此官符風詔類篇第一にあり)されば應永卅三年に全伽藍の大修造行はれたりとすれば、此文安元年の修造勸進は未だ要せざる筈なり、故に應永卅三年の修造はなされたりとすも、小部分に止り、充分に修造の行はれざりしこと明かなり、されど、此文安の修造、諸國への勸進も、諸國動亂の際なれば、其功を收むる容易ならず、修

造料も多く得る能はざりけむ、十一年後の康正元年十二月廿三日の東寺文書に

東寺造營料所近江國湖上船木關事、早任御教書之旨、可被沙汰寺家雜掌之由、所被仰下也仍執達如件

康正元年十二月廿三日

右京大夫判

佐々木近江守殿

東寺造營料所近江國船木關一所事、山城國淀津關替地、被寄附一畢、早致嚴密之沙汰、可被修造之由、所被仰下也仍執達如件

康正元年十二月二十三日

右京大夫判

東寺供僧中

とあれば、文安元年以來未だ修造料不足して伽藍の修造ならざれば、幕府へ修造料として船木關所を請ふに至りしものならむか

然らば東寺伽藍の修造は、船木關所等の料足により、修造功を終へしかと云へば、史料全く不明に

して知る能はず、東寺の或記に、文安元年鎮守八幡宮厨子并守護八島神社新造とあるも、伽藍修造に至つては、全く記するなし、思ふに、今度の修造も亦未成に終りしならむか、或記に應仁二年勅使房、廻廊、南北中門、講堂、左右經藏、鐘樓退轉とあるが如きは、此の想像を強むる一證なり、以上の如くなれば、嘉吉以後、吾東寺は常に鎮護國家等の御祈禱に精誠を抽づるも料足常に闕乏を告げ、堂宇伽藍の修造も功を擧ぐる能はず、却て屢々土一揆などの籠城に遭ひ彌々荒廢し、而して次に陳ぶるが如く文明十八年伽藍の大半焼土と化するの不幸を見るに至りしなり

第五節 東寺の經典開板

後宇多法皇の深き御叙慮と、賴實、果實、賢實の如き俊才の輩出に依て、吾東寺講學の盛となるや、經卷の開板を見るに至りしは當然なり、吾東寺經卷開板の史料、惜いかな甚だ稀にして其終始を明

らむに由なきも、今其一二を示さむ。大毘盧遮那成佛神變加持經第七奥に

右經王七軸印板、膺三師主權僧正十三回之忌命、鏤梓、而置此於東寺西院、翼以此無盡莊嚴之、法文、貴彼三覺圓滿之菩提、亦望續密藏於三會、救群生於彼岸一矣、時嘉吉元年

辛酉六月十五日

開板願主覺増

とあり、又金剛頂瑜伽經第二奥に

文安元年甲子極月

日 金剛佛子覺増

東寺西院

とあり、又新譯仁王般若經奥に

東寺西院根本版依三朽損、文安元年甲子四月重刊、奉行權律師覺増

とあり、殊に此奥書によれば、仁王經板は朽損に依て、文安元年重刊とあれば、之れより以前、餘程以前に開板のありたること明かなり、されど、今日、此舊板仁王經を見るに由なく、而して編者

の爲に伽藍の焼土となることはなかりしなり、されば應仁記にも、「昔の嵯峨の舊跡、草深き野と成りにけり、不計萬歲期せし花の都、今何ぞ孤狼の伏土とならむとは、適殘る東寺、北野さへ云」とあり、蓋し吾東寺が興廢限りなしと雖ども、應仁文明の騷亂に他の大山靈刹と異りて、兵火を免るに至りしは、偶然と云ふの外なきも、一は諸佛大師の加護により、他は幕府の特別保護によれるものか

將軍義政公と東寺

東寺と室町幕府との特別關係あることは、已に前に陳べたり、されば當時の將軍義政公も、祖先の風に習ひ東寺を敬し、應仁以前、屢々吾東寺に詣せり、則寛正元年八月廿八日、同三年八月廿二日、文正元年三月五日、東寺鎮守八幡參宮の爲に詣せし史實あり、又寛正元年三月廿三日には、東寺を敬するの餘り、東寺の縁起を知らむとの爲にや、吾東寺縁起を求められた

の管見、以上の外東寺板について、今記する能はず、尤之れより後元和二年十卷章の開板などありたれども、今は略することとせり

第五章 文明以後の東寺

第一節 應仁、文明の亂、將軍

義政と東寺并東寺と高野

應仁、文明の亂 應仁より文明に渡れる前後十一年の兵亂は、京洛の内外に渡り、禁裡御所を定め、貴紳公卿の宅、名山靈刹悉く兵燹に災せられ、焼土とならざるはなかりしなり、されば應仁記にも「花落は眞に名を負ふ平安城なりしに、不量應仁の兵亂に依て、今赤土となりける」と云ひ、或は「古にも治亂興亡の習ひありと雖ども、應仁の一變は佛法王法ともに破壊し、諸宗皆悉く絶はてぬるを云」と云へり、されど斯る中に於て、不思議にも吾東寺は此兵燹をば免れ、此兵亂

るも、別に縁起なかりければ、大師御繪を進めたる事實あり、長享元年六月には棕櫚髮進上の命を受け進上したる史實あり、其他公より祈禱懇請の如きに至つては、枚擧に暇あらず、則應仁の亂起るや、東寺文書によれば、應仁元年六月十六日、東寺領山城上久世庄に關する禁制の下文あり、又應仁元年六月二十五日には天下靜謐祈禱に精誠を致すべき命あり、素より之れ東寺に限りての命にあらざるも、幕府として吾東寺への保護と歸依とを忘れざりしことを知るべし

されど、此戰亂は何様前後十一年に渡れる長きものとて、幕府の疲弊彌々甚だしく、或は亂後朝廷よりは

當寺事爲<sup>二</sup>後宇多院御起請符、不<sup>レ</sup>混<sup>二</sup>他寺<sup>一</sup>殿重御願所也、寺并境内段錢棟別地口已下臨時課役免除事、欲申趣被<sup>二</sup>聞食<sup>一</sup>畢、可<sup>レ</sup>任<sup>二</sup>武家下知<sup>一</sup>旨由、天氣依<sup>レ</sup>之悉<sup>レ</sup>之以狀



文明十八年六月十一日

右少辨判(清閑寺家幸)

東寺供僧中

の如き宣旨を賜ひ、幕府も東寺の諸國の庄園領所、元の如く返附知行すべきの教書あり、或は畠山義就の如きは、吾東寺へ願を立て、本意成就すれば、自己知行内の東寺領并に新に一所を寄進せむと云ひしも、多くは名實伴はず其功少なかりしか、されば吾東寺は兵火に禍ひせられざりしは幸ひなりしも、衰頹彌々甚だしく、文明五年には鎮守八幡宮へ盗人の亂入、同九年七月二十八日には盗人の寶庫に侵入するあり、些少なれども佛舍利并に寶物等の奪はれたるあり、文明十六年十一月には、已に前に陳べし如く土一揆の東寺に籠城するあり、又翌十七年八月にも土一揆の侵入あり、同年九月十三日東寺諸堂焼失とする後鑑引用の筒井家記、并に高野春秋の説は明年九月を誤りしもの

ならむも、十八年九月には、復た土一揆の籠城する所となり、次に陳ぶるが如く、應仁、文明の兵火を免れし東寺も、終に彼等の爲に焼土と化せらるゝに至りしなり

東寺長者と高野座主

高野春秋、文明九年冬十一月の條に

考、應仁年中、兩陣相挑來、于今十一箇年而退、京師、成領國預郡割據之形勢、將軍家威武大衰、仍天下不恐勅命、諸山寺社各失衣食之助、案上方門跡院家兼職東寺并高野座主事、自延喜十九年大抵相續、到此節自然成檢校之有、上方衆不克釋之、却阿于檢校、乞乞飢寒之助成、

とあり、編者も東寺長者と高野座主との別離については「春秋」に同す、されど「却阿于檢校、乞飢寒之助成」とは、之れ時運なり、時運は常に變ず、高野も吾東寺の助成を得て、其維持を計りし

ことあるは、大師の御遺告に明文あり、榮枯盛衰は世の常、榮盛を以て誇るべからず、他を侮るべからず、編者は「春秋」斯る言あるを深く惜む、願くは後賢の斯る言をなす勿れ

第二節 文明十八年九月の土一揆と

東寺伽藍の焼失

文明十八年九月吾東寺籠城の土一揆は、此年八月下旬より蜂起せるもの、如し、親長記に

土一揆出張(更自片邊不蜂起)洛中惡黨等也、方々放火、八月廿五日入夜土一揆出張同前、廿廿六日同前

とあり、尙此度の土一揆は、洛中惡黨等也方々放火とあれば最初より惡性の土一揆なりしなり、されど親長記に廿七日土一揆聊靜謐とあり、而も親長記には其後の記事なければ、此土一揆一端は平穩となりしもの、如し、然るに翌九月十日に至る

や、前の一揆との關係明かならざれども、親長記に、傳聲土一揆出頭籠東寺云とあり、又東寺廿一口方引付にも、去十日重而土一揆楯子籠于東寺中之間云とあれば、九月十日より吾東寺に楯籠りしもの、如し、而して土一揆籠城後のことは、東寺定額僧中記録廿一口方引付に

文明十八年丙午九月十八日、當寺伽藍回祿事、去十日重而土一揆楯子籠于寺中之間、爲武家被抑付、以細河手令追却之處、金堂指火、所謂金堂同廻廊、講堂同廻廊、鐘樓、經藏、鎮守同廻廊、中門并廊南大門  
已上七字

一時炎上、凡草創(延曆)以來六百九十二年、暨于斯時滅亡、寔可謂時節到來、衆僧之愁歎、密徒之陵廢也、如祖師記文者、天下衰弊、國土妖亂無疑也、見聞縹素、無不驚悲者也  
とあり、親長記には

今日(十三日)被<sub>レ</sub>拂<sub>二</sub>土一揆、細川軍勢相向、仍聞其氣勢、放<sub>二</sub>火寺中<sub>一</sub>、仍自<sub>二</sub>寺家<sub>一</sub>追出、少々打取<sub>二</sub>云<sub>一</sub>、寺家焼上、大師以來佛在所忽成<sub>二</sub>亡所<sub>一</sub>、末代之體不便々々、鎮守八幡同焼失<sub>二</sub>云<sub>一</sub>

編者云 此時講堂、食堂等の諸佛諸天像は災火を免れ多くは今に存す

とあり、其他の書にも記なきにあらざれども、總て大同なれば、今略せり、東寺二十一口方引付によれば火災は十八日と解され、他は十三日となし、相違あれども、今別に何れとも決するの要なければ、之れを論せず、而して土一揆は親長記によれば、同十五日土一揆首今日被<sub>レ</sub>懸<sub>二</sub>河原<sub>一</sub>云云とあれば、吾伽藍焼亡と共に土一揆も征伐せられ、梟せられたりと見るべし、又長享年後畿内兵亂記によれば、其後、長享元年、九月二十五日東寺火、とあり、若し之を事實とすれば、復た吾伽藍焼亡、とされば、此二度の災火に依て吾東寺伽藍の大部分

は失はれたりと云ふべきなり  
第三節 長享三年五月東寺再建の官符  
長享三年五月 天恩優渥、吾東寺再建の官符を賜ひしも、素より天下亂れて麻の如し、天恩の廣大も、施すに術なく、伽藍建立に至る能はざりしは云ふ迄もなし、當時の官符左の如し  
左辨官下<sub>二</sub>教王護國寺<sub>一</sub>  
應<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>建<sub>二</sub>立當寺講堂以下諸宇<sub>一</sub>事  
右得<sub>二</sub>彼寺所司三綱等去月日奏狀<sub>一</sub>傳、考<sub>二</sub>舊貫<sub>一</sub>桓武天皇延曆十三年、暨<sub>二</sub>乎<sub>一</sub>築<sub>二</sub>帝城於此地<sub>一</sub>而創<sub>二</sub>萬代也<sub>一</sub>羅城門傍營<sub>二</sub>二精舍<sub>一</sub>左名<sub>二</sub>東寺<sub>一</sub>右號<sub>二</sub>西寺<sub>一</sub>、是蓋鎮護國家之道場也、同二十二年弘法大師求法之志未<sub>レ</sub>遂焉、爲<sub>レ</sub>賜<sub>二</sub>入唐詔<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>謁<sub>二</sub>青龍寺慧果<sub>一</sub>、果一見而如<sub>二</sub>舊識<sub>一</sub>、曰汝知<sub>レ</sub>乎否我先知<sub>二</sub>汝得<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>東來<sub>一</sub>矣、何爲有<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>而來遲乎、汝有<sub>二</sub>大器<sub>一</sub>我有<sub>二</sub>兩部大法秘密印璽<sub>一</sub>、亦是<sub>二</sub>不空大廣智三藏之所<sub>一</sub>授也、悉付<sub>二</sub>屬汝<sub>一</sub>、汝且歸<sub>二</sub>日域<sub>一</sub>周

布國界、以<sub>レ</sub>誘<sub>二</sub>東漸機<sub>一</sub>傳<sub>二</sub>將來<sub>一</sub>焉、不<sub>レ</sub>唯報<sub>二</sub>佛恩<sub>一</sub>令<sub>二</sub>衆生住<sub>二</sub>安樂<sub>一</sub>者、大師諾矣、以<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>大願已滿<sub>一</sub>、然後遍歷<sub>二</sub>諸刹<sub>一</sub>者殆可<sub>二</sub>三年<sub>一</sub>、乃唐元和元年秋八月果所<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>之<sub>一</sub>曼荼羅佛舍利經卷道具等齋持歸矣、於<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>救<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>流<sub>二</sub>通傳來金剛一乘教<sub>一</sub>、弘仁十四年敕賜<sub>二</sub>東寺於大師<sub>一</sub>、敢<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>雜<sub>二</sub>住他宗僧<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>唯密之道場<sub>一</sub>、而<sub>二</sub>三國相承之法物藏<sub>一</sub>于<sub>二</sub>此寺<sub>一</sub>而已、又八幡大菩薩感<sub>レ</sub>於大師德化、忽然現<sub>レ</sub>形、大師乃刻<sub>二</sub>木像<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>鎮護神<sub>一</sub>、天長年中建<sub>二</sub>立講堂<sub>一</sub>、安<sub>二</sub>置仁王經曼荼羅<sub>一</sub>、而竭<sub>二</sub>懇誠<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>祈<sub>二</sub>國家安全<sub>一</sub>、故名<sub>レ</sub>寺曰<sub>二</sub>教王護國<sub>一</sub>、嗚呼經有<sub>二</sub>仁王護國題<sub>一</sub>、寺有<sub>二</sub>教王護國號<sub>一</sub>、神有<sub>二</sub>護國靈驗稱<sub>一</sub>、三者不知<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>然<sub>二</sub>而然者<sub>一</sub>也、不<sub>レ</sub>亦奇<sub>一</sub>哉、大師記又曰、東寺是密教相應之靈地、馬臺鎮國之眼目也、天下可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>大亂<sub>一</sub>者東寺先廢、弘仁官符曰<sub>二</sub>三代代國王<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>我等檀越<sub>一</sub>、若伽藍興復天下興復、伽藍衰弊天下衰弊、又曰東寺破壞之時壞<sub>二</sub>日本

國中大小伽藍可<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>修理<sub>一</sub>、天曆官符曰、教王護國寺者佛法之目足、密宗之玄庭也不<sub>レ</sub>准<sub>二</sub>餘寺<sub>一</sub>我朝以<sub>二</sub>彼寺<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>最頂<sub>一</sub>云云、是以可<sub>レ</sub>觀<sub>二</sub>敕信不<sub>レ</sub>淺者<sub>一</sub>、右東寺長存而東京猶盛也、不<sub>レ</sub>敢密教加持力<sub>二</sub>乎<sub>一</sub>、十善金輪之絲綸、三地薩埵之記文可<sub>レ</sub>信矣、因<sub>レ</sub>之當寺破壞則救見<sub>二</sub>修理<sub>一</sub>者定例也、所謂建久付<sub>二</sub>播磨備中等十二箇國正稅<sub>一</sub>、弘安佐渡、永仁下野、正安安藝、康永常陸也、莊園關所棟別等不<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>具載<sub>一</sub>、又文安元年賜<sub>二</sub>官符<sub>一</sub>始<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>諸國末寺<sub>一</sub>終<sub>二</sub>于<sub>レ</sub>所<sub>一</sub>寄<sub>二</sub>蹤於村邑聚落<sub>一</sub>之門人等、不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>財物在不在各出<sub>二</sub>錢一百枚<sub>一</sub>修<sub>二</sub>補破壞<sub>一</sub>、亦是例<sub>二</sub>于天平創<sub>二</sub>東大寺<sub>一</sub>時聖王自製<sub>二</sub>勸疏<sub>一</sub>廣<sub>レ</sub>告<sub>二</sub>十方<sub>一</sub>也、方今金堂講堂廻廊鐘樓經藏中門南大門鎮守皆羅<sub>二</sub>于寇火<sub>一</sub>、諸司<sub>二</sub>三綱等驚恐未<sub>レ</sub>休、吞<sub>レ</sub>聲吐<sub>レ</sub>血神暗<sub>レ</sub>心惑無<sub>レ</sub>所措<sub>二</sub>手足<sub>一</sub>、誰人豈不<sub>レ</sub>慷慨<sub>二</sub>耶<sub>一</sub>、竊所<sub>レ</sub>願者雖<sub>二</sub>巨海一滴<sub>一</sub>泰山微塵、再成<sub>二</sub>一間半間之經營<sub>一</sub>、寓<sub>二</sub>念千輪萬奘之莊

殿是所力之不足、而非所志之不單也、望請天裁因准先例、賜官符通告十方者、惣貴賤長幼緇素男女、別大師門人枝葉葉各行檀波羅密、而相兼六度者、然則施千兩金不爲多之、擲半文錢不爲少之、但從一念隨喜功德、生萬劫福田因緣、耳、抑又入上乘門、蓋染於身秘密於意者、匪啻永離三途苦輪、亦復養得現當身命、多是非大師廣大恩德、耶、粉骨割肉未嘗知足也、今當于回祿期也、門人等各付一錢一百枚、再建堂宇以謝夫萬一者、誰可謂非分課役哉、天裁無所滯者、宏構再復本規、繼伽藍於龍華三庭之曉、祈寶祚於鶴算萬歲之春者、權中納言藤原朝臣元長宣、奉敕依請者、宜承知依宣行之

長享三年五月六日  
少辨藤原朝臣判  
史小槻宿禰判奉

第四節 延德元年の御影供再興と同

四年の御影供捧物の注進

延德元年御影供の再興 應仁、文明の戦亂彌々激しくなると共に、其最初に於ては、吾東寺長者も缺くることなく、御影供を始め諸法會も行はれしも、文明二年九月隆濟僧正の遷化するや、復た長者に就任する者なく、御修法は夙に廢れて行はれざりしに、また御影供も行はれざることゝなれり、文明十八年土一揆籠城伽藍燒亡の時は長者は勿論、寺務別當の如きもなかりしものゝ如し、然るに長享二年十月十日天覺寺准三宮性深親王大僧正へ長者宣下、同廿六日には法務宣下あり、尙別當等の補任もありて、漸く寺務の緒を開き、同三年即延德元年には後七日御修法は、未だ行はれざりしも、御影供は此年(文明三年より十九年目)始て行はれたり、素より吾東寺のみならず、諸寺財政窮迫の折なれば、御捧物なども、此年の注進に

は、東寺灌頂院御影供御捧物四分事とあれば、次に掲ぐる延德四年二月の御影供捧物注進の四分一に過ぎざりしなり、されど、捧物些少と雖ども、御影供の復興は誠に喜ぶべし

延德四年二月の御影供捧物注進

東寺灌頂院御

影供執事頭役支配帳によれば、延德四年二月の御影供捧物注進、左の如し

- 注進東寺灌頂院御影供御捧物等半分事
- 八幡宮御幣紙一帖半 代七十五文
- 膝突布半反 代百五十文
- 御捧物綾被物半重 代五百文
- 八島宮
- 御幣紙一帖半 代七十五文
- 膝突布半反 代百五十文
- 兩段佛布施
- 絹裏一 代五百文
- 大師御捧物

綾被物半重

代五百文

紙半積

代五百文

西院御影御捧物

綾被物半重

代五百文

長者御捧物

綾被物一重半

代一貫五百文

裏物半

代五百文

銀劍一振

代五百文

諸僧三十口捧物

各綾被物半重

代十五貫文

片檀導師

各綾被物半重

代一貫文

惣導師執行

各綾被物半重

代一貫文

三綱十一人但現住十一人造寺別當一人

目代一人

大佛師二人

各綾被物半重

代八貫文

中綱十三人 兩院預二人

各白布一反一反別百文 代三貫文

番職掌二人

各白布一反一反別百文 代二百文

下郎六十五人

各雜紙五帖 代三百五十文

灌頂院佛供米一石五斗金舛

後夜御影供傳供半分 代一貫文

已上參拾五貫八百九文

右一方注進狀如件

延德四年二月二日 勾當定慶

第五節 永正十八年三月の東寺西院

修造の十方へ助成勸進并大

永四年正月金堂再建の繪旨

延德以後の東寺

長享二年十月大覺寺性深親

王、吾東寺長者に補せられ、或は別當を任じ、或

は御影供を再興せしより、吾東寺の秩序、稍や恢

賀御奉書一通被下之、一通者御祈禱之事、今

一通者可致忠節之文書也、則精誠爲忠節、

其外忠勤之事如何御奉書候哉之由、不審申處、

山門等諸寺へも此分被仰出之由被申間、重

而兩人申子細者、於當寺致天下泰平御祈

禱之外は、無自餘之儀由、今一通奉書をば

返申了、就中御奉書之宛所、東寺衆僧御中被

成之條、先々更以不如此之由申間、御使者被

申通也、然者手續證文并申狀を以可承、則致

披露可認置之由、加賀守令申之間、御引物

二通、相副書狀、以雜掌致進上

とあれば、吾東寺の幕府に對して楯突きたること

もあり、何は兎もあれ、當時、吾東寺の稍や秩序

勢力を恢復せること明かなり、吾東寺の或記に、

明應六年十一月十四日には、講堂大日尊像御建

立、中島刀作にして其費一千貫とあり、又文龜元

年七月六日には南大門立柱との記あり、以て證と

復すると共に、また幕府も應仁、文明の亂後は、

騷亂地方に移り、京洛の地、戰亂絶へたるにあら

ざるも、前に比すれば、幾分の小康を得たるを以

て、明應、文龜、永正年間に於て屢々幕府等吾東

寺へ、或は庄園領所に關し、或は天下安全、公武

の祈禱についての教書等を下せり、中には斯る戰

亂にあり乍ら、如何にも當時爲政者の氣樂さを物

語る左の如き文書もあり

就御庭草花同小石御用、被遣河○者畢、被檢

之可有進上之由、被仰出候也、仍執達如件

永正三年九月十四日 賴亮

東寺諸院家中 貞遠

又、東寺二十一口引付などによれば、明應二年閏

四月二十五日の條に

昨日(二十五日)公方様寺僧兩輩可參殿中之

由、被仰出之間、兩人(盛印僧都□□)祇候之

處、以三使(伊勢次郎左衛門 諏訪、飯尾加

するに足らむ

永正十八日西院修造助成の勸進 西院のことは

前に陳べし如く、康暦元年十二月燒失、禁裡并幕

府は翌年再建の繪旨并教書を賜ひ、殊に當時の將

軍義滿公の特別援助により、此年六月再建事始あ

り、十一月には早くも成就せしなり、其後明德年

間北面差繼のことあり、又永享四年、前長者滿濟

准后并に北野覺藏坊の盡力により屋根替あり、當

時康暦元年建立以後早や五十年を経過し居れば、

屋根替と共に多少の修繕ありしこと、記録なきも

認めざるべからざるか、而して此後間もなく、幕

府の勢力また舊の如くならず、吾東寺も諸國の領

所庄園の料足沮まれて、用途また意の如くならず、

されば、諸堂朽損するも多くは其儘なり、文安年

中修造の繪旨并教書ありしも、修造の功を終ふる

こと能はず、其後、世は應仁、文明の大亂となり、

又文明の末年諸堂の多くは土一揆の兵火により燒

失せしも、西院は幸にして免れたりしも、永享の修造より數ふるも已に六十年に垂むとす、然るに其後猶永正十八年迄三十有餘年の間、朽損の儘、打捨て置きたることなれば、西院頽廢の狀、誠に察すべし、茲に於てか、永正十八年三月十方檀那の助成を得て、西院の修造をなさむ爲、勸進の狀を發せり、されど、此時修造の功を終へしや否や史料明かならず、又此時の勸進狀存するも長文なれば今此處に掲ぐる能はず

金堂再建の御繪旨、又大永四年正月十一日には、時の御門、後柏原天皇より左の如き金堂再建の繪旨を賜へり

東寺金堂再造事、宜<sub>下</sub>仰<sub>二</sub>高祖大師之法流諸國門徒、早遂<sub>二</sub>其功<sub>一</sub>將又勸<sub>二</sub>五畿七道千家萬戶之請輩<sub>一</sub>專無緣之結縁者、繪旨如此悉之以狀

大永四年正月十一日  
大勸進行尊上人御房

右中辨頼繼

第六節 享祿四年東寺に於て戦死者の追弔附大永享祿の東寺陣營

享祿四年十一月廿四日東寺に於て、諸國在々所々の合戦に於て戦歿并死亡者を慙て、有縁無縁敵味方平等利益の爲に、一座の講演追弔を行へり、此事をば東寺過去帳に

享祿四年十一月二十四日、當年諸國在々所々合戦時、打死死亡等不知<sub>レ</sub>其數、依<sub>レ</sub>之發<sub>□□</sub>爲<sub>レ</sub>廻<sub>二</sub>向彼亡靈<sub>一</sub>、今日別而(法衆私願)被<sub>レ</sub>執<sub>二</sub>行一座講演<sub>一</sub>、有縁無縁法界衆生被<sub>レ</sub>訪<sub>レ</sub>了

とあり、當時に於て、此追弔は誠に珍とすべき事と云ふべし、又編者、未だ此東寺過去帳の今現に東寺に存するや否やを詳にせずと雖ども、此過去帳は、後鑑の所引の文のみに依て考ふれば、當時京師を始め、日本諸國の戦歿者の爲に、殊に製せ

畠山尾張守殿

とあれば、此時畠山氏の陣營となりしことは明かなり、又享祿元年(大永八年)四月二十一日伊勢貞丈記に

常怡黒衣にて御出頭之事(七十四の御時也)萬松院様御十八の御時、東寺の御陣より直に萬松軒へ被<sub>レ</sub>移<sub>二</sub>御座一刻なり<sub>一</sub>、黒衣の出仕、邂逅之儀面目之至也云云

とあれば、去年より引續きにはあらざるとするも、當時復た吾東寺が將軍の陣營となり居りしこと知るべし

第七節 天文三年大師の七百回御忌

天文三年は大師承和二年御入定以來、恰も第七百年に當れり、天下の騷亂未だ已むことなきも、吾東寺一門の末徒、大師讃仰、敬慕の念禁する能はず、夙に御回忌奉修の企圖をなし、朝廷また御繪

られしが如くに思はる、なり、後鑑にも大永七年二月十三日以前には引用なく、永祿八年五月以後にも引用せられず、此間、中には一個人の自殺或は死亡のことも記されざるにあらざるも、多くは京洛を中心として、其四方に起りし戦亂に打死或は死亡せし者の記録なり、されば、此過去帳は、最初より無縁、有縁の戦歿者の亡靈を慙て殊に作りたるものか、後高野山に文祿朝鮮の役、敵味方の戦没者を悼て碑を立てし者の如きは、吾東寺の之れに暗示を得たるにはあらざるか

之れより前、大永七年細川高國將軍義晴を奉じて、三好元長と争ふや、十月二十四日將軍義晴吾東寺に陣せりとの説あり、翌二十五日將軍義晴より畠山氏への文書に

至<sub>二</sub>東寺<sub>一</sub>陣取之者、不<sub>レ</sub>移<sub>二</sub>時日<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>抽<sub>二</sub>戦功<sub>一</sub>事、肝要、猶道永定頼可<sub>レ</sub>申候也

十月二十五日

御判

旨を賜へり

就弘法大師七百年忌爲門徒中可奉加之條神妙也、於懇志僧侶者重而達、寂閑一官之事可令申沙汰也、仍狀如件

四月一日

權中納言

東寺實菩提院

と、此繪旨は何時賜ひしものなるや、年號なきを以て明かならざるも、東寺文書の中に

爲弘法大師七百年忌、被成繪旨并奉書旨、分國之内御門徒奉加之事可任之者也、仍執達如件

享祿五年五月三日

氏綱判

東寺實菩提院御坊

とあれば、前記の繪旨は此年即享祿五年五月以前に賜ひしものと見るべきか、奉加寄進などの狀況は史料絶無にして、今日全く知るに由なきも、天文三年に至るや、東寺長者補任によれば、後正月

(閏)十三日には第七百回忌法會をば御齋會に准すべき旨の御繪旨あり、又同日根來傳法院衆徒へ、此吾東寺法會に協力同心して報恩謝禮をなすべきの御繪旨あり、三月二十日彌々法會の當日となりければ、庭儀大曼荼羅供を行へり、此日の模様をば長者補任に

同三月二十日高祖七百年遠忌、爲准御齋會、於東寺西院被行庭儀曼荼羅樂舞御導師令勤仕給、職衆二十四口着座、公卿三人正親町大納言、甘露寺中納言、飛鳥井右衛門督、奉行廣橋左中辨兼秀、御誦經使四條中條隆重、引頭二人、威儀師隆契、從儀師行經

とあり、以て京洛戰亂頽廢の世の中とは云へ、其盛況の一斑を想像すべきなり

第八節 天文廿年吾東寺へ後奈良

天皇の御繪旨

天文廿年正月十七日後奈良天皇、吾東寺を陣營と

べからずとて繪旨を賜ふ、當時の史實明白ならざるも、翌廿一年正月廿六日より松永久秀、吾東寺を宿營となせしこと、東寺執行日記に見ゆれば、天文廿年前に於ても、蓋屢々吾東寺を陣營となす者ありたれば、天皇之を禁じ給へりしが、當時の御繪旨に

當寺者延曆朝遷都始、爲東京衛護、被草創、以伽藍之興廢比天下之益衰、不准余寺、吾國以彼寺、可最頂旨、被下官符、代々聖主崇重揭焉也、剩八幡靈神之影向、花洛勸請之最初、卓礮他社之條、教王護國之寺號職而依、斯、肆携弓箭士率、悉凝爲信寡權威武門無不歸依此寺者哉、然近代邪賊之族、每軍旅之度、名陣所、恣及濫妨間、荒廢在此節、天下擾亂之基、誰人不慎乎、因茲尊神之治罰、大師之忿怒不淺歟、或失武勇或亡身命輩顯然也、前車之覆者爲後車之誡、所詮廻靜謐

之籌、播家運之譽、軍士同後、堅令停止當寺城內之寄宿、加亂入之炳誠、彌可專守護旨、相觸諸家可奉祈一天安寧鎮國利民者、天氣如此仍執達如件

天文二十年正月十七日 右少辨判(煥長)

東寺衆徒御中

第九節 弘治、永祿、元龜、天正年間の

東寺

永祿前後の京師衰頹 應仁文明の騷亂に衰頹せし京師が、其後文龜、永正を過ぎ、享祿、天文年間に至るや、一層荒廢甚だしく、當時のもの、

抑禁中御廢壞無正體之間、立入左京進、萬里小路大納言惟房へ申上次第、禁中之御料所、岩倉なども近年は順ひ不申、御當番の御公家衆も京師之御住居成難故に、國々へ御下向被成候

あまり、三好、松永など恣の有様也云云

とありしは、當時の實情なりしなり、畏れ多きことながら、後土御門、後柏原天皇の御代は未だ御即位、御大葬等の臨時費に御不足を感じさせ給ふの御有様なりしも、大永七年後奈良天皇の御即位し給ふや、日々の供御にさへ御差支給ふに至り、御内裡の垣破るゝも繕ふ能はず、紫宸殿前には市人茶店を開き、天皇御筆の色紙短冊を賜ひ、其禮謝を納めて、漸く御用途を補はせ給ふの御有様なり、斯れば宮門跡、親王、公卿も京師に留るは稀れに、多くは諸國の縁故を辿て、地方豪族の家に客となれり、山口の大内氏の如きは此種の客の來り集れる者實に其數を知らず

永祿前後の東寺

當時朝廷の御有様如是なりしが、京洛内外の神社佛閣の慘狀また之れに譲らざりき、吾東寺の如きも長享二年大覺寺性深大僧正 應仁、文明の騷亂、殊に文明十八年伽藍焼亡

の後を受け、東寺長者となるや、或は別當を置き、或は法會を再興し、其後稍や秩序を恢復せしが如きも、天文年中殊に其中頃より、再び應仁文明の顛廢期に立戻り、此間實に五十餘年其慘狀は却て前より一層甚だしき觀あり

文明十八年他の諸堂宇と共に焼失せし南大門は、其後文龜元年七月六日立柱再建せられしも、東寺執行日記によれば

弘治元年九月十九日晝時分より大風吹候て、初夜時分迄、竹木を吹折、家なども吹破り、又は吹潰し、一段強き風也、南大門破損搏已下悉吹散す也

とあれば、殆ど倒壊程度の破損を受けしなり、又文明十八年災火を免れし五重大塔も、永祿六年四月二日、雷火に罹り忽に焼失せり、此事は、同じく東寺執行日記に

朔日夜寅刻、塔婆に雷火五重の上、此の方に落

人亂入打破唐櫃之鎖、道具少々盜取之

三鈷杵一口御道具内同覆面一帖御道具内

佛舍利勘計時之管蓋二道具注文之外也

入唐櫃後醍醐院供養之時御經三卷

仁王經二卷上理趣經一卷 紺紙金泥勅筆也 但題勘計在之

舍利會時御輿上寶形并寶形道具外也

已上紛失畢

權律師亮秀

權少僧都宗照

權大僧都禪我

法師權大僧都光深

權僧正亮惠

同 宗 秀

權大僧都榮盛

法印權大僧都亮祐祐子時

同 堯 運

同八年乙正月十三日同人數開唐櫃一一、御道具之前に注文交合畢

とあり、一本の同記録に、袈裟、佛舍利、道具等聊無相違珍重々々とあるが如く、誠に重寶の失せざりしは幸と云ふべし

懸、俄燒了、諸人群集、則我等走出合様體を見れば、四重三重の風空より火出たり、寺僧衆悉出合云云、塔預寺内に居住する中綱淨泉子淨慶と申者也、各々鍵を持參して早々扉を開、本尊奉出べしと雖申達□□前より折れたるを○の不沙汰仕候て、打□□故本尊は一軀も取不出、無念至極候、然れば上より下へ燒下り申候、不レ及了見儀也、言語同斷預二曲事一寺僧衆も可レ在御成敗二事、重而可レ被二仰出二内存云云、前にも如三別紙に注、燒失、雖レ在レ之、本尊等に於ては悉出申也、今度燒失時節到來云云

とあり、之れに依て吾東寺伽藍は唯西院御影堂と千手堂等とを残すのみにして、主要伽藍は殆ど全部燒亡と云ふも過言にあらざるなり、尙翠永祿七年十二月廿七日夜、盜人寶藏を侵して、什寶を取

出せり、此事をば東寺古記に

永祿七甲子年十二月廿七日夜、寶藏南扉東燒切亂

以上の如く、風難、火難、盜難の重來時に於ける吾東寺の統制如何と云へば、長者補任によれば、天文年中の後半より天正年中の後半迄、約四十箇年の間、殆ど長者、職役等缺員の儘にて補任なかりしものゝ如く、又此間御影供、灌頂等、恒例の法會も殆ど廢れて行はれず、堂宇の焼趾には草茫茫として、狐狸の巢ふ所となり、諸國の領庄は土豪に奪れて、料足納るなく、永祿十二年十月四日、山城國久世庄上下并に各地散在の領庄について、全領知云々の下文ありしも、有名無實と知るべし、されば、此時東寺の衰微頹廢は、眞に言語に絶し、空前絶後と云ふべきなり

賢廣上人の大塔建立勳進と正親町天皇の御繪旨  
されど、斯る間にありても、編者未だ其傳を詳にせずと雖ども、賢廣上人と云ふ人あつて、永祿六年東寺五重大塔の焼失せるを悲み、十方施主の助力を得、後には御繪旨をも被りて、之れが再建を

企圖せり、今觀智院金剛藏に其勳進狀を藏するも、餘りに長文なれば、茲に掲ぐる能はず、唯左に御繪旨のみを掲げむ

東寺塔婆建立事、衆徒各凝丹心、工匠頓廻斧斤之旨、所被聞召也、彌以沙門之勳進、專成土木之經營、觸諸國末寺、如元致大度成風、早抽天下安全寶祚長久之精誠者、一〇神妙之由、天氣〇候也、仍執達如件

永祿七年八月八日 右中將判(重通)

賢廣上人御房

堯雅大僧正の長者補任と御修法に関する御繪旨、  
井大師の七百五十回御忌 東寺長者補任によれば、天文の後半、少くとも弘治以後は、吾東寺長者職缺けて存せざりしが如きも、以後約卅有餘年の後、天正九年二月十六日に至て堯雅大僧正へ長者并に法務の宣下あり、又其前年三月十六日には御修法に關して、左の如き御繪旨あり

御齋會真言院後七日法者、被移二月國漢朝風範、

爲三萬國之厄難五穀豐饒、始自承曆青陽初節、

三國同日被修嚴重秘法之處、近年退轉被歎

思食者也、早爲當國之役被申沙汰者、尤

可爲神妙之由、依繪命、執達如件

天正八年三月十六日

右少辨

伊達左京大夫殿

又、天正十一年は大師七百五十回の御忌に當り、此年三月廿日堯雅大僧正拜堂を終へられ、翌十一日、導師として御忌を修せられたり

八 島 殿

本殿は南大門内の東側にあり、諸傳此祭神について明記する所なきも、一般には當寺境内の地主神にして、當寺建立以前より勸請の神と唱へ奉る、されど東寶記に所傳なきも、室町幕府初期末の長者拜堂記、或は御影供捧物注進などに、殆ど八幡宮と等しき供物を捧ぐるを見れば、殊に此頃より盛に祭り奉ることとなりしものか



第五篇

第一章 天正(末年)、文祿、慶長

元和年間の東寺

第一節 豊臣氏と東寺

應仁、文明の戦亂後、殊に天下亂れて麻の如く、國家疲弊、人民窮乏、而も停止する所を知らざりしも、永祿の末、織田信長公、勇猛果斷と膽略材武との天資を以て、上公家の大命を受け、下萬民塗炭の苦を救はむとて、天下統一の大業を企てしも不幸中途にして倒れたり、されど、幸に英才敏俊なる豊臣秀吉公のあるあり、天正の末年、大略天下統一の業を全ふせり、吾東寺も文明の末年伽藍焼土となり、殊に弘治、永祿以來、衰頹最も甚しかりしことは、已に前に陳べたり、然るの天正に末年秀吉公の天下統一と共に、公の保護と長者義

演大僧正并に高野應其上人の盡力に依て東寺伽藍も次第に復興し、再び昔日の結構隆盛を見るに至りしなり

抑文明十八年東寺伽藍の大半焼亡、復た永祿年中大塔の焼失以來、東寺伽藍の殘存せるもの如何と云へば、四方の築地并南大門(文明十八年燒亡)蓮花門(西)不開門(東)等は頽廢の儘に残り、又堂宇としては西院、千手堂(永享四)并に校倉等の僅かに孤影を留むるに過ぎざりしが如く、他は皆倒壞、若しくは燒亡して存せざりしものゝ如し、されば當時の吾伽藍は廢趾徒に茫漠として、殆ど精舎の體裁を具へざりしなり

秀吉公と東寺

然るに秀吉公織田氏の後を受け天正の末年天下統一の業成るや、天正十九年九月十三日、先二千三十石の寺領を吾東寺へ寄せられ次で文祿三年七月には、永祿六年四月燒亡の五重大塔を、御母君大政所三回忌追善菩提の爲に建立

せられたり、此事をば皇年代私記に

文祿二年豊臣城三子伏見聚諸臣、七月廿七日

落慶東寺塔

とあるも、一本の長者補任等によれば、廿七日は廿二日の誤りなるが如し、則長者補任には

文祿三年長者准三宮前大僧正義演

七月十六日一長者并法務、護持、同日宣下、同

七月廿一日東寺拜堂、同七月廿二日東寺塔供

養導師令勤仕給

とあれば、二十日ならむ、而して、此日大塔落慶供養の法會は庭儀大曼荼羅供にして、其儀式莊嚴導師は前記の如く長者義演大僧正なり、長者補任などによれば、文祿元年以來長者職缺けて存せず七月十六日に至て俄に義演大僧正の長者補任あり、同二十一日拜定を行ひ、翌日大塔供養會の導師を勤修せり、されば義演大僧正の長者就任は、此大塔供養會導師勤修の爲、匆々の間に拜堂迄見るに

至りしなり、又此日秀吉公の諷誦文は亮深權僧正に命じて起草せしめたるもの現に醍醐三寶院文書中にあり、今編者此諷誦文を謄寫して掲ぐるの餘裕なかりしを遺憾とす

秀頼公と東寺

尙秀吉公、東寺の興隆を志し給ひしも、慶長三年八月薨去して果す能はざりしかば、其子秀頼後嗣となるに及で、一は御父の遺旨を繼ぎ、一は御父菩提の爲に、慶長四年八月二十一日には、已に金堂建立の立柱式を挙げ、同八年五月には已に金堂建立の完成を見るに至れり、實に吾東寺の現金堂は之れなりとす、而して、現金堂が慶長八年五月以前に完成し居ることは、此現金堂建立の奉行たりし片桐市正且元の現金棟札記に明かなり、棟札の記に云く

夫惟日域密宗初祖弘法大師者、釋天日月、法界

鯤鵬、當桓武天皇聖朝(既淳二願船、傳二授支空二之密教、更獻二典籍、平欺

於漢唐 正至平城天皇元年、歸朝(布二普賢之德、行於埃壘、

擢<sup>二</sup>無畏之奇<sup>一</sup> 故<sup>二</sup>文<sup>三</sup>關<sup>四</sup>樞<sup>五</sup>職<sup>六</sup>於<sup>七</sup>山林<sup>八</sup>而多建<sup>九</sup>梵刹<sup>一〇</sup> 就中長安  
 妙<sup>二</sup>於<sup>三</sup>震海<sup>四</sup> 聯<sup>五</sup>三<sup>六</sup>絲<sup>七</sup>芬<sup>八</sup>芳<sup>九</sup>於<sup>一〇</sup>華夷<sup>一一</sup>而幾設<sup>一二</sup>靈場<sup>一三</sup> 排<sup>一四</sup>金<sup>一五</sup>胎<sup>一六</sup>阿<sup>一七</sup>部<sup>一八</sup>  
 城之九條草<sup>一</sup>創一字蘭若<sup>二</sup>號<sup>三</sup>之東寺<sup>四</sup> 雖<sup>五</sup>與<sup>六</sup>塵<sup>七</sup>世<sup>八</sup>到<sup>九</sup>澆<sup>一〇</sup>季<sup>一一</sup>帝<sup>一二</sup>域<sup>一三</sup>頻<sup>一四</sup>  
 修<sup>一五</sup>僧<sup>一六</sup>寶<sup>一七</sup>、<sup>一八</sup>坊<sup>一九</sup>三<sup>二〇</sup>祖<sup>二一</sup>師<sup>二二</sup>八<sup>二三</sup>傳<sup>二四</sup> 然<sup>二五</sup>與<sup>二六</sup>塵<sup>二七</sup>世<sup>二八</sup>到<sup>二九</sup>澆<sup>三〇</sup>季<sup>三一</sup>帝<sup>三二</sup>域<sup>三三</sup>頻<sup>三四</sup>  
 之<sup>三五</sup>智<sup>三六</sup>鉛<sup>三七</sup>、<sup>三八</sup>總<sup>三九</sup>覽<sup>四〇</sup>宗<sup>四一</sup>綱<sup>四二</sup> 雖<sup>四三</sup>與<sup>四四</sup>塵<sup>四五</sup>世<sup>四六</sup>到<sup>四七</sup>澆<sup>四八</sup>季<sup>四九</sup>帝<sup>五〇</sup>域<sup>五一</sup>頻<sup>五二</sup>  
 作<sup>五三</sup>三千<sup>五四</sup>戈<sup>五五</sup>叢<sup>五六</sup>、<sup>五七</sup>或<sup>五八</sup>成<sup>五九</sup>三<sup>六〇</sup>灰<sup>六一</sup>燼<sup>六二</sup>、<sup>六三</sup>或<sup>六四</sup>依<sup>六五</sup>三<sup>六六</sup>饜<sup>六七</sup>風<sup>六八</sup>虐<sup>六九</sup>雨<sup>七〇</sup>之<sup>七一</sup>難<sup>七二</sup>、<sup>七三</sup>堂<sup>七四</sup>閣<sup>七五</sup>  
 柱<sup>七六</sup>根<sup>七七</sup>摧<sup>七八</sup>朽<sup>七九</sup>自<sup>八〇</sup>顛<sup>八一</sup>倒了<sup>八二</sup>、<sup>八三</sup>而<sup>八四</sup>龜<sup>八五</sup>跌<sup>八六</sup>之<sup>八七</sup>殘<sup>八八</sup>礎<sup>八九</sup>沈<sup>九〇</sup>淪<sup>九一</sup>於<sup>九二</sup>草<sup>九三</sup>根<sup>九四</sup>  
 年<sup>九五</sup>淹<sup>九六</sup>矣<sup>九七</sup>、<sup>九八</sup>於<sup>九九</sup>越<sup>一〇〇</sup>內<sup>一〇一</sup>大<sup>一〇二</sup>臣<sup>一〇三</sup>豐<sup>一〇四</sup>臣<sup>一〇五</sup>朝<sup>一〇六</sup>臣<sup>一〇七</sup>秀<sup>一〇八</sup>賴<sup>一〇九</sup>公<sup>一一〇</sup>、<sup>一一一</sup>將<sup>一一二</sup>把<sup>一一三</sup>三<sup>一一四</sup>再<sup>一一五</sup>興<sup>一一六</sup>  
 之<sup>一一七</sup>鉏<sup>一一八</sup>斧<sup>一一九</sup>、<sup>一二〇</sup>既<sup>一二一</sup>片<sup>一二二</sup>桐<sup>一二三</sup>東<sup>一二四</sup>市<sup>一二五</sup>正<sup>一二六</sup>且<sup>一二七</sup>元<sup>一二八</sup>奉<sup>一二九</sup>、<sup>一三〇</sup>旃<sup>一三一</sup>修<sup>一三二</sup>造<sup>一三三</sup>、<sup>一三四</sup>直<sup>一三五</sup>建<sup>一三六</sup>金<sup>一三七</sup>堂<sup>一三八</sup>、<sup>一三九</sup>於<sup>一四〇</sup>此<sup>一四一</sup>盛<sup>一四二</sup>時<sup>一四三</sup>  
 王<sup>一四四</sup>善<sup>一四五</sup>逝<sup>一四六</sup>而<sup>一四七</sup>移<sup>一四八</sup>取<sup>一四九</sup>東<sup>一五〇</sup>方<sup>一五一</sup>萬<sup>一五二</sup>八<sup>一五三</sup>千<sup>一五四</sup>土<sup>一五五</sup>、<sup>一五六</sup>正<sup>一五七</sup>啓<sup>一五八</sup>三<sup>一五九</sup>關<sup>一六〇</sup>、<sup>一六一</sup>於<sup>一六二</sup>此<sup>一六三</sup>盛<sup>一六四</sup>時<sup>一六五</sup>  
 盟<sup>一六六</sup>新<sup>一六七</sup>於<sup>一六八</sup>聖<sup>一六九</sup>君<sup>一七〇</sup>退<sup>一七一</sup>齡<sup>一七二</sup>、<sup>一七三</sup>而<sup>一七四</sup>視<sup>一七五</sup>三<sup>一七六</sup>延<sup>一七七</sup>壯<sup>一七八</sup>關<sup>一七九</sup>百<sup>一八〇</sup>億<sup>一八一</sup>斯<sup>一八二</sup>年<sup>一八三</sup>、<sup>一八四</sup>於<sup>一八五</sup>此<sup>一八六</sup>盛<sup>一八七</sup>時<sup>一八八</sup>  
 尙<sup>一八九</sup>罄<sup>一九〇</sup>精<sup>一九一</sup>誠<sup>一九二</sup>、<sup>一九三</sup>則<sup>一九四</sup>國<sup>一九五</sup>家<sup>一九六</sup>太<sup>一九七</sup>平<sup>一九八</sup>、<sup>一九九</sup>而<sup>二〇〇</sup>五<sup>二〇一</sup>戒<sup>二〇二</sup>六<sup>二〇三</sup>狹<sup>二〇四</sup>推<sup>二〇五</sup>寶<sup>二〇六</sup>車<sup>二〇七</sup>於<sup>二〇八</sup>長<sup>二〇九</sup>安<sup>二一〇</sup>城<sup>二一一</sup>之<sup>二一二</sup>  
 整<sup>二一三</sup>貢<sup>二一四</sup>船<sup>二一五</sup>於<sup>二一六</sup>難<sup>二一七</sup>波<sup>二一八</sup>津<sup>二一九</sup>之<sup>二二〇</sup>、<sup>二二一</sup>是<sup>二二二</sup>神<sup>二二三</sup>佛<sup>二二四</sup>之<sup>二二五</sup>所<sup>二二六</sup>擁<sup>二二七</sup>護<sup>二二八</sup>、<sup>二二九</sup>守<sup>二三〇</sup>曆<sup>二三一</sup>三<sup>二三二</sup>海<sup>二三三</sup>外<sup>二三四</sup>一<sup>二三五</sup>者<sup>二三六</sup>也<sup>二三七</sup>  
 頭<sup>二三八</sup>岸<sup>二三九</sup>偏<sup>二四〇</sup>沐<sup>二四一</sup>恩<sup>二四二</sup>澤<sup>二四三</sup>、<sup>二四四</sup>是<sup>二四五</sup>神<sup>二四六</sup>佛<sup>二四七</sup>之<sup>二四八</sup>所<sup>二四九</sup>擁<sup>二五〇</sup>護<sup>二五一</sup>、<sup>二五二</sup>仁<sup>二五三</sup>服<sup>二五四</sup>三<sup>二五五</sup>日<sup>二五六</sup>本<sup>二五七</sup>一<sup>二五八</sup>者<sup>二五九</sup>也<sup>二六〇</sup>  
 慶<sup>二六一</sup>長<sup>二六二</sup>八<sup>二六三</sup>年<sup>二六四</sup>卯<sup>二六五</sup>五<sup>二六六</sup>月<sup>二六七</sup>如<sup>二六八</sup>意<sup>二六九</sup>珠<sup>二七〇</sup>日<sup>二七一</sup>

片桐東市正且元判

と、而して金堂の落慶供養會は慶長十一年九月十日  
 一日營まれたり、此日の法會は庭儀大曼荼羅供に  
 して、勅使には西園、中山、西洞院の三公を立て  
 られ給へり  
 又或記によれば、慶長十年五月には北政所施主と

なり片桐市正且元を奉行として、南大門修理のこ  
 とあり、尙前後の記録全く不明なるも、現講堂の  
 大建築物も、亦之等の前後に等しく秀頼の寄進に  
 より建立せられたること疑ふ可らず  
 尙また慶長十七年五月には、塔中寶莊嚴院空盛大  
 德發起して、前に陳べし鎌倉時代宣陽門院御施入  
 の宋版大藏經、經箱二百五十合を、當時大阪江戸を  
 始め天下の諸侯の寄進を得て調整せられしなり、  
 此經箱、宋版大藏經と共に、今現に東寺經藏に存  
 し、實に天下の珍たり  
 以上、要するに豊公天下を統一するや、天下の資  
 を以て、寺院の新建或は再建を企圖し、吾東寺の  
 如きも殆ど廢趾に等しかりしも、公并に其嗣秀頼  
 公等の保護援助に依て漸く舊時に復し、其後五重  
 大塔は燒失して、今日存せざるも、現に金堂と講堂  
 とは其雄大の建築、嚴として今に存し、實に今日桃  
 山時代建造物中の優物 洛中の偉觀たり、豊臣氏

亡て、今や洛中殆ど公が昔日の面影なきも、吾東  
 寺の雄大なる堂宇のみ獨り洛南に聳へて、其古へ  
 を忍ばしむ

第二節 徳川氏と東寺

徳川氏と東寺

豊臣秀吉薨去後、關原の一

戦を經、天下の大勢徳川家康公に歸するや、公聰  
 明の天資と用意周到の注意とを以て、天下の統制  
 に任じ、學問を奨励し、佛教を保護すること最も  
 厚く、吾東寺も、次に陳ぶるが如く、家康公慶長  
 十四年には高野山頼慶法印の言に聞き、東寺の興  
 學を盛ならしめむとして勸學令を下し、同十九年  
 には前の豊臣氏と等しく二千三十餘石を永代吾東  
 寺へ寄せて所領安堵の旨を告げ、其他一山を崇敬  
 保護せしこと誠に少しとせず

二代將軍秀忠公また家康の意志を奉じて異なること  
 なく、三代將軍家光公に至つては、五重大塔（現、  
 五重大塔）の再建、諸堂築地の修造等、吾東寺の

保護に至つては、後に除ぶるが如く、實に至れり  
 と云ふべし、其後禁裡と共に徳川氏代々の將軍も  
 吾東寺を保護、崇敬せしこと、何れも異なることな  
 く其事跡に至つては、後に陳ぶるが如し、尙徳川  
 幕府天下の大權を掌握せし以來約三百年間、如何  
 に東寺が幕府に取扱はれしやは、明和三年六月幕  
 府より寺格御尋ねにつき當寺より差出せし文書、  
 或は安永三年の寺格書付（第五篇第五章第五節參  
 照）に依て明かなり、今其中明和三年の分のみに  
 ついて一二を抄出せむに  
 寺格御尋に付、公家へ差上候書付寫  
 一東寺長者之儀者、眞言一宗之顯職に而、一宗  
 之宮門跡被補之拜堂の大禮を被行候、其外東  
 寺一山并諸山院家不依次第被補候事、尤大  
 切之儀に御座候、依之拜堂不被遂候得者、雖宮  
 門跡、大師寶前之法會參勤難叶候、東寺一山之  
 儀者大師昵近之院室故連綿之儀に御座候事、

一大師遠忌之節、每度給旨被<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>下、古年忌之法  
式被<sub>レ</sub>准<sub>二</sub>御齋會、一宗之門徒中に可觸知之旨  
蒙<sub>二</sub>宣下<sub>一</sub>候、去享保十九年九百年忌如<sub>二</sub>先規、  
給旨頂戴仕、當日勅使并着座之公卿殿上人地  
下役人等數輩、其外樂五十八人參役有之候事  
一御朱印高貳千三十石并門前境内地子等、尤境  
内凡四町四方御朱印御文言之中、前々より守  
護使不入之地、與被成下候權現様  
台徳院様御黒印其外  
御代々者御朱印被成下候事

とあり、以上の外尙四五の細々としたる箇條なき  
にあらざるも、今煩を恐れて掲げず、要するに、  
徳川幕府三百年の間、吾東寺は豊臣氏以來伽藍の  
復興と共に、殊に家康以後、以上の如き寺格を以  
て、眞言宗新古兩派の根本道場として、之を遇し  
朝野の崇敬他に異り、末寺之を讚仰して、明治維  
新に至る迄、何等の大波瀾なくして存立せしなり  
慶長十四年八月の東寺への勸學令 慶長十四年

八月廿八日駿河大御所即家康公の黒印を以て、東  
寺等へ左の勸學令あり

一東寺高野互以<sub>二</sub>横入交衆、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>學問相續、  
若無學之仁、於<sub>レ</sub>汚<sub>二</sub>學室<sub>一</sub>者、學者之住持可<sub>二</sub>入  
替<sub>一</sub>之事

一觀智院者一宗之勸學院也、然彼經藏諸聖教無<sub>二</sub>  
類本<sub>一</sub>儀最大切也、不<sub>レ</sub>殘<sub>二</sub>一冊<sub>一</sub>以<sub>二</sub>目錄<sub>一</sub>令寫<sub>二</sub>  
高野、納<sub>二</sub>青巖寺之經藏<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>學者之用<sub>一</sub>之  
事

一可<sub>レ</sub>下建<sub>二</sub>〇〇之學室專<sub>レ</sub>修學上事  
右東寺、醍醐眞言教相之所學及<sub>二</sub>退轉<sub>一</sub>之由、甚以  
油斷也、至<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>學問<sub>一</sub>者、寺領之所帶不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>叶、  
早速可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>修學興行<sub>一</sub>者也

慶長十四年八月廿八日 御黒印

東寺年預坊

此勸學令の出づるに至りしは、東寺并に高野山の  
資料によれば、此年春一時家康公の歸依淺からざ

りし高野の頼慶師、駿府に至り、公へ吾眞言宗の  
立義人法共一衰微の旨を言上の結果なりと、高野  
春秋は頼慶師へ同情せるも、吾東寺等に於ては、  
師の擧には全く反對なりしものゝ如し、或記には  
頼慶儀は高野を退き、觀智院に住持し、其餘の  
院室は悉く頼慶が弟子を居住すべきの旨、大  
御所様へ申上、彌々其儀に及ぶべきの處、大御  
所様の御前にて亮盛(觀智院後  
佛乘院)亮春(實菩提院)論  
義講問之沙汰有<sub>レ</sub>之、并亮盛儀は大師行狀記暗  
記之旨にて、即行狀記講談有之處、別而大御所  
様、御機嫌能御満足遊され、各院無<sub>レ</sub>差住職可<sub>二</sub>相  
勤<sub>一</sub>之段被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>畢、是議論并講談等之所故也、  
向後廢學有間敷者也  
と云ひ、又

當時之長者三寶院御門跡より爲<sub>二</sub>御音信<sub>一</sub>駿府へ  
御使者にて被<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>、横入交衆事、一端之虛名  
前代未聞、一宗此時斷絶趣、板倉伊賀守殿へ御

申入候へば達<sub>二</sub>上聞<sub>一</sub>候上、無<sub>二</sub>異議<sub>一</sub>東寺同前に  
被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候、其後兩通共に頼慶方に相留候間、兩  
寺(東寺醍醐寺)へは相渡不<sub>レ</sub>申候故、慶長十五年  
三月二十一日遍照光院に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>御折檻<sub>一</sub>  
兩通相渡申候、同三月二十三日板倉伊賀守本多  
上野介殿へ御内々之儀にて、三寶院門跡より御  
申入候處、圓光寺金地院兩長老被<sub>二</sub>召寄<sub>一</sub>、即頼慶  
を御前にて一々御尋數刻御糺明之由、〇度被<sub>レ</sub>仰  
付、散々之仕合悉賄賂の勦露顯仕、後日には流  
刑にも被行候様に古老に承仕候、大切之御判  
物長者への一通は三寶院御經藏に收<sub>レ</sub>之、東寺  
(年預坊)への一通は東寺有之候、兩寺共頼慶が  
計略之一儀故、唯今に古式を相守公武之御願、  
長日相勤候餘力に事教相兩寺共に精誠仕候  
傳聞頼慶儀遍照光院を刺殺して、後牢獄に押  
込められ遂に牢中にて死す

右頼慶之勦言語道斷也、依之東寺醍醐之交衆并

觀智院之聖教書寫等之儀一向停止之由治定  
と云へり、以て其一班を察すべし

元和九年御修法の再興

後七日御修法が毎年禁

裡勅修の大法にして、吾大師承和の初年奏請して  
精誠を抽でしに始り、代々の皇帝深く之を尊ばせ  
給へり、然るに、室町幕府の中世に至るや幕府の  
衰微と共に、禁裡も亦其影響を受けさせ給ひ朝廷  
の儀式典禮多くは行はれず、後七日御修法の如き  
も、東寺長者補任等によれば、後花園天皇の長祿  
寛正年中以來全く廢れて、約百七十年計りの間行  
はれざることとなりしなり、尤前に陳べし如く、  
正親町天皇の天正八年三月、伊達左京大夫へ對し  
て、御修法に關する宣旨を賜ひしも、時運未だ熟  
せざりしにや、再興のことなくして、已みき  
然るに元和元年五月大阪の豊臣氏亡び、世は全く  
徳川氏の天下となるや、元和九年、時運の到來と  
云ふべきか、此年より後七日御修法再興となりし

なり、東寺長者補任に此事をば

元和九年後七日法今年御再興、追三長祿之例、出  
紫宸殿、考甲乙胎藏被<sub>レ</sub>修了

とあり、又後水尾天皇の年中行事には、此御修法  
御再興の事に説き及ばさせ給ひて

八日今日より後七日の御修法あり、御祈奉行は  
御なて物を申し出す、内侍ひとへ絹きて臺はん  
所の南の妻戸の簾の下より出す、御なて物は御  
鏡なり、廣ふたにすえて御なて物つゝみにつゝ  
むなり、眞言院の御修法は久しく絶て、元和の  
比までは太元帥の法のみ宮中にて行はれしを、  
故三寶院義演再興ありたき事と歎き申さるゝよ  
し傳きゝて長祿已後絶えたりしを、元和九年再  
興してより此方けたいなく、年々行はるゝなり  
其後行はるべき別の御殿もなければ、太元帥の  
法は寺にて行はるゝなり醍醐寺、性院也、是迄御なて物を  
申出す、御なてもの出すやう毎度同し

と記され給へり、されば、後七日御修法は元和九  
年より再興、御修法再興の勅許を賜ひし當時の陸  
下は申す迄もなく後水尾天皇にして、東寺の或記  
によれば、此年七月五日御修用法として、天皇  
健陀穀子衲衣一領を新に製せられ給ひて、吾東寺  
に賜へり、又御修法の再興に最も力を盡されし者  
は、已に後水尾天皇の御宸記にも「故三寶院義演再  
興ありたき事と歎き申さるゝ由傳聞きて云云」とあ  
れば三寶院義演大僧正なりしこと云ふ迄もなし  
義演大僧正略傳、大僧正姓は二條、父は晴良公、  
母は伏見二品親王の女なり、永祿元年八月十日二  
條押小路亭に生れ、將軍義昭公の猶子たり、永祿  
七年莊嚴院義堯の附弟となり、同十二年六月理性  
陀堯肋について入室し、醍醐光臺院に移る、元龜  
二年四月十四歳にして、報恩院雅殿について得度  
し、同日大僧都に任せらる、天正二年十一月金剛  
界を深應に、胎藏界を雅殿に稟承す、同年十二月

薄次第を受く、三年醍醐寺を出て、金剛輪院を再  
興す、四年八月大傳法院座主に補せられ、次いで  
醍醐寺座主に任ず、七年十一月大僧正に任せらる、  
十二年十一月雅殿の許可を受く、十三年七月准三  
宮の宣下を蒙る、十四年十二月金剛輪院にて傳法  
灌頂を行ひ、十五年二重次第を傳授す、十六年三  
月仙洞にて佛眼大法を修す、十七年十二月秘林傳  
授を終り、十九年二月雅殿より附法狀を受く、十九  
年四月山城新大佛地殿鎮法を修し、二十年六月東  
寺にて仁王經大法を修し、豊臣秀吉高麗進發の時  
祈禱をなす、同年十一月金剛輪院の兩殿を建立す  
文祿三年七月東寺長者に補せられ、法務護持僧の  
宣下あり、七月二十二日東寺大塔供養導師を勤む  
九月大佛妙法院門跡にて千僧齋會の導師となる、  
慶長元年七月大地震あり、大佛破壊して開眼供養  
を行ふ能はざるに至れり、二年二月傳法灌頂を行  
ひ、三月金剛峯寺大塔供養導師を勤む、七月善光

寺如來を大佛殿に遷座す、十一月秀吉大佛殿へ來る、三年五月山下寺家新屋敷に新樓馬場を立て、其左右に乗西院、普賢院、阿彌陀院、金蓮院、西往院を建つ、八月大佛開眼供養を修し、九月豊國明神社頭の地鎮を行ひ、十月金剛輪院の新造悉く成る、同日、日野、勸修寺、北野、東笠取の四郷より千六百餘石を寄附せらる、五年三月金堂上棟式を擧げ、七月堅義を再興す、九年三月大阪城にて大般若轉讀を修し、十年正月櫻木百本を移植す、十一年九月嵯峨法輪寺堂供養導師となり、同月東寺金堂供養會導師を勤む、十三年十二月醍醐五大堂の地鎮を行ふ、元和二年二月清涼殿に於て普賢延命法を勤仕し將軍家康の病を祈る、八年十二月後七日御修法を再興し、同九年正月七日より紫宸殿に於て之を行ひ、後三年にして寛永三年閏四月二十一日入滅時に壽六十九、大僧正資性温にして禁裡によく、豊臣氏によく、また徳川氏によし

此間吾東寺の爲に盡せること多く、殊に後七日御修法再興の際の如きに至つては、醍醐の特有たる太元法を朝廷より退けて之を己が寺に行ひ、後七日法を宮中に進めて之れを行ひたるが如きは、實に事の本来を誤らざるものと云ふべし

## 第二章 寛永年間の東寺

### 第一節 將軍家光と東寺

寛永六年十一月後水尾天皇、御位を皇女興子内親王に譲り給ふ、册正天皇是れなり、之れより前、元和九年家光公征夷大將軍に任せられて、徳川幕府の第三代將軍たり、公は祖父家康、父秀忠に似て、また佛教信仰の念厚く寛永十一年施主となり吾東寺灌頂院を再建せり、灌頂院再建の始末明かならざるも、十一年三月二十四日、已に新建立の灌頂院に於て結縁灌頂を行ひ居れば、之れ以前に完成せること明かなり、而して之れ實に現灌頂院なり

とす

又文祿三年秀吉公建立の東寺五重大塔は、寛永十二年十二月七日不幸火災の厄に遭ひ、焼失せしかば同十八年家光公の寄進により、永井日向守直清奉行となり、中井大和守正行大工として再建せり、今日京洛の西南端に巍然として聳へ、山水明媚の京都に風致を添へ、内外旅客の眼を惹く、現吾東寺五重の大塔は實に之れなり  
尙安永三年八月吾東寺より寺社奉行への上申書によれば

尤七堂伽藍之地にて、從<sub>レ</sub>往古<sub>一</sub>公武之御造營所御座候、別而高三十五間壇上八間四面五重之塔婆者、寛永十八年大猷院(家光)様御再建被爲成下、其節諸伽藍築地等迄、御修理被爲仰付候得共、年久者及<sub>二</sub>大破<sub>一</sub>候云々

とあれば、此時伽藍諸堂并築地等の修理もありしこと明かなり

以上要するに徳川氏天下の大權を掌握するや、吾東寺に對して、家康公は慶長十九年豊臣氏の給與を守て變することなく、二千三十餘石を吾東寺へ永代寄附して、尙所領安堵の命あり、秀忠公また家康の遺志を奉じて變することなかりしも、未だ吾東寺伽藍の復古をば意とせざりしが如きも、家光公に至つては、東寺伽藍の再建修造等に深く意を留められ、吾東寺伽藍をして、現在の如き結構輪煥の美をなさしむるに至りしなり

### 第二節 宗祖大師の八百回御忌

寛永十一年三月廿一日は、宗祖大師御入定後、恰も八百年に當れり、東寺に於ては、此年、此月、廿日第八百回御忌を最も莊嚴に勤修せり、此事は長者補任の中に

寛永十一年三月廿日高祖大師八百年忌、准<sub>二</sub>御齊會<sub>一</sub>、於東寺西院被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>舞樂曼茶羅供<sub>一</sub>、職衆五十口、引頭威儀師降昌、從威儀師幸慶着座、公

卿西園寺大納言<sup>晴實</sup>柳原中納言<sup>光榮</sup>滋野井中納言<sup>吉季</sup>御誦經使山科中將

同廿一日於<sup>三</sup>同西院御影堂、御影供行之、宗門之侶出座、同廿四日於<sup>三</sup>灌頂院新道場<sup>二</sup>結緣灌頂之職衆卅口、奉<sup>三</sup>爲大師八百年忌、兼又當堂再建新造、爲<sup>二</sup>供養意<sup>一</sup>云云也  
とあり、以て其法儀の一斑を知るべきなり

第三篇 寛永十二年十一月東寺

塔中申合條々

寛永十二年十一月廿四日、東寺塔中左の如き申合せをなせり、其何爲になされしやは今明かならず

申合條々

一當寺之儀者、從<sup>二</sup>先規<sup>一</sup>以<sup>三</sup>内談衆之談合、諸事相計候條、自今以後も、從<sup>二</sup>他寺他山、縱如何様之企候共、各致<sup>二</sup>一味同心<sup>一</sup>爲<sup>三</sup>當寺、可然様に可<sup>二</sup>申談<sup>一</sup>事  
一如何様之衆、以<sup>三</sup>内縁高縁<sup>一</sup>懇望候共、此連判

之衆一同に同心無<sup>レ</sup>之間者、内談衆え加へ申間敷候事

一此連判の衆の中に、從<sup>二</sup>他寺他所<sup>一</sup>如何様之義、申懸候共、此連判衆致<sup>二</sup>吟味<sup>一</sup>、於<sup>三</sup>理不盡之義者、互に力を添へ可<sup>レ</sup>申候、若又道理至極之候者、内談随分可<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>異見<sup>一</sup>事

右三ヶ條少も表裏別心不<sup>レ</sup>可有候、其上以來まで他言有間敷候、但順敬、喜盛、詳<sup>レ</sup>先、乘源、乗得五人之義者、面々無<sup>二</sup>他事<sup>一</sup>坊人に候條、依<sup>二</sup>様子<sup>一</sup>可<sup>二</sup>申聞<sup>一</sup>候、此等之趣、於<sup>二</sup>相背<sup>一</sup>奉<sup>レ</sup>盟<sup>二</sup>大師八幡<sup>一</sup>候、依而起請文條々如件  
寛永十二年霜月二十四日

宗尊印 弘玄印 宗圓印 宗圓印  
亮春印 堯助印 弘盛印

第二章 慶安(後光明)貞享(靈元)

年間の東寺

第一節 此間の東寺年表

考、<sup>編者</sup>此年正月八日後水尾天皇の皇女薨去の御事あり、延引し居りしを此日より行ひしか、三月五日理性院前大僧正勸助三長者宣下あり寛文二年五月八日奇雲見え、十一日より東寺へ御祈の命あり、十月十七日權僧正永愿<sup>院</sup>加任長者の宣下あり

同三年五月二十四日前大僧正寛濟東寺長者法務等を辭す、八月五日仁和寺菩提院前大僧正信遍東寺長者に補せられ、法務を知行す

同四年二月十五日より二十一日迄、宮中南殿に於て後七日御修法を行ふ、大阿闍梨長者前大僧正信遍、奉行藏人權右少辨經尙

同六年正月二十八日長者法務前大僧正信遍遷化す未拜堂也、九月二十三日三寶院門主權僧正高賢<sup>年</sup>東寺長者に補せられ、法務知行す

同十年一長者高賢大僧正、父君の重服により後七日法大阿闍梨を辭し、加任長者永愿後七日御修

寛永、慶安の後、徳川幕府の基礎確立し、元和假武の政策彌々功を奏し、天下安泰にして變異あることなく、吾東寺も之れより伽藍好く整ひ、諸會能く行はれ、止住の僧丹誠を國家の爲に抽て、怠るなく、實に明治維新に至る迄、また大波瀾あるなし、されば、別に記すべき程の大事もあることなければ今年表を以て表さむ

慶安三年三月八日より怪異のことにより、東寺に

於て北斗法を行ふ、大阿闍梨入道<sup>二</sup>品尊性親王、

奉行藏人右少辨資照

承應四年二月食堂の修理あり

明暦元年十月廿一日東寺大師御寶前供飯破裂、之

れ天下變異の兆として、同廿三日より廿九日迄

東寺に於て供飯祈謝の修法をなす、阿闍梨長者

前大僧正寛海、奉行藏人權右少辨昭房

同二年二月九日此夜より後七日御修法を南殿に行

ふ、大阿闍梨前大僧正寛海、奉行藏人左少辨頼

法大阿を勤む

同十三年三月二十七日安井門主大僧正性演東寺一長者法務護持僧を辭す

延寶元年(寛文十三年)三月二十一日東寺大師御寶前供飯破損、因て此後間もなく祈謝の爲、東寺に於て北斗法を修す、此年僧正永愿法務を知行す同六年八月二十八日報恩院有雅僧正東寺長者に補せられ法務知行、去二十二日前大僧正永愿辭退に依てなり

同八年八月八日より七ヶ間東寺兩院に於て後水尾法皇御惱御祈として薬師法を修了、編者云、法皇此月六日内裏に幸し、還幸後御氣絶の事あり、以後御惱増させ給ふにより、而して、同十九日終に崩御ましますり、此年食堂千手觀音臺座修覆のことあり

貞享元年三月二十一日吾東寺に於て、宗祖大師八百五十回忌大法會を修す編者云、次詳記、同三年五月十八

日より七日間天變(天の變色)御祈の命東寺に下る

同四年正月春宮(東山天皇)御元服等御祈の命あり同四月二日より七ヶ日間東山天皇御即位、無爲御祈の命あり

第二節 貞享元年三月宗祖大師八百五十回御忌

貞享元年三月二十一日は大師御入定より第八百五十年に當れり、吾東寺に於て御忌を勤修す、此事をば續史愚抄に

貞享元年三月二十一日弘法大師八百五十回忌、因て被行三曼荼羅供於東寺、會、有二舞樂、大阿闍梨長者前大僧正宥雅、公卿權大納言、已下三人着座、御誦經使左中將定經朝臣、奉行藏人頭右大辨照定朝臣とあり、二十一日は二十日の誤りならむも、法會は庭儀大曼供にして勅會とせらる、其盛大思ふ

べし、尙當日法會の職衆には左の如く、仁和、醍醐、嵯峨、高野、石山等の諸大徳加はり之れを修す

貞享元年三月二十日弘法大師八百五十年忌舞樂大曼荼供職衆庭儀

- 大阿闍梨法務前大僧正有雅 上醍醐報恩院
- 仁、菩提院大僧正頼遍祝願 任日貞享元年 年四十七左一
- 醍、覺勝院僧正了海 任日貞享元年 年四十九右一
- 下醍、五智院權僧正觀典 任日延寶八年 年六十二左二
- 東、寶菩提院亮兼誦經 任日天和三年 年五十八右二
- 東、金剛珠院權僧正眞朝 任日貞享元年 年六十四左三
- 仁、眞光院權僧正演海 任日貞享元年 年二十六右三
- 仁、尊壽院權僧正光遍 任日貞享元年 年二十七左四
- 上醍、釋迦院法印大僧都寬順 任日延寶九年 年二十六右四
- 同、持明院同 定圓 任日延寶七年 年四十五左五
- 石、寶幢院同 俊如 任日延寶九年 年四十二右五
- 東、觀智院同 果快 任日延寶九年 年四十二左六

石、世尊院同 宋盛 年五十七右六

上醍、光臺院同 定臧 年四十九左七

仁、心蓮院同 守盛 年四十五右七

東、寶泉院同 秀快 年四十三左八

東、妙觀院同 隆禪 年三十七右八

東、佛乘院同 光曉 年二十九左九

勸、淨土院大僧都法眼興海 年二十一右九

高 大智院權大僧都宥清 年五十六左十

高、教王院同 禪譽 年四十七左十

東、光明院權大僧都堯辨 年廿七右十一

下醍、西往院 賢隆 年廿六右十一

上醍、修禪院 廣然 年廿九右十二

仁、南勝院 實順散華 年廿九右十二

仁、皆明寺 勝禪散華 年廿九右十二

下醍、理性院少僧都堯觀 年廿八右十三

下醍、無量壽院少僧都法眼全海 年十七右十三

石、明王院權少僧都宥遍 年廿四右十四

上醍、寶幢院權少僧部隆辨	年卅二左十五
石、自性院	戒十九右十五
石、密藏院	年廿八左十六
下醍、西之坊	戒十六右十六
高、翫玉院	年廿八右十六
下醍、岳西院	戒十五左十八
上醍、龍光院	年廿四右十七
東、吉祥院	年廿三左十八
東、寶輪院權少僧都承俊庭讚	年廿三右十八
東、金蓮院法眼亮禪合鉢	年廿四左十九
高、密藏院權律師禪	年二十右十九
上醍、戒光院	年二十一左二十
仁、花嚴院	年二十右二十
高、普賢院	戒十九左廿一
石、吉祥院	年十四右廿一
高、地藏院阿闍梨禪良	戒五左廿二
高、迎接院阿闍梨宥演	年十八右廿二
	戒五左廿二
	年十五左廿三
	戒四左廿三

東、寶殿院 亮觀堂遠 年十四右廿三  
 已上四十六口

第四章 元祿(東山)―享保

(中御門)年間の東寺

第一節 此間の東寺年表

元祿元年二月十一日より後七日御修法を南殿に行ふ、大阿闍梨長者前大僧正孝源、奉行藏人左少辨宣定

同三年前大僧正頼遍東寺長者に補せられ、法務知行(孝源替)

同四年四月廿四日後七日御修法兩界曼荼羅新寫につき、將軍綱吉公生母桂昌院殿黃金二百兩寄進、此兩界曼荼羅の新寫は、前法務孝源大僧正勅許を蒙り、大僧正は久修園院宗覺律師に命じて新寫せしむ、律師此年十月より新寫を始め、此年十月七日古書五大尊十二天等修補

同五年八月十日東寺五重大塔真柱一尺三寸切下

ぐ、此年十月十一月八日仁和寺に於て新寫曼荼羅開眼供養を行へり、編者委細は續久園園續集

『奉圖書阿部大曼荼羅緣起』に詳かなり

同八年正月十五日靈元法皇翠簾十間御寄附、同四月御影堂前、三鈴松に石垣を設く、五月前大僧

正頼遍、長者法務等を辭す、同十年六月二十一日御影供修行中、辰の下刻、祭文終る時、御寶

前の御供飯破壊、其音高し、此事先例に任せ、長者前大僧正了海、藏人右少辨尙房に附して奏

上、七月五日より十二日迄祈謝として北斗法を修す、大阿長者了海、奉行藏人右少辨尙房

同十一年十月十一日靈元法皇打敷并翠簾等の御寄進あり

同十五年閏八月二十五日講堂大日如來臺座并五大尊御持物を修補、佛師は東寺小佛師法橋康住、

九月三日穀屋稻荷社遷宮、願主頼純上人

同十六年十二月三日關東大地震により、御祈を東寺に仰せらる

寶永三年六月八日前大僧正房演三寶院東寺長者に補せられ、法務知行、六月十二日仙洞御所、大師

御筆の付法傳御叙覽

同五年二月八日東寺長者勅を奉じて、此日より三七日間立坊行啓立后御祈の爲、西院寶前に於て不

動供を修す、此月八日九日大火の御祈として不動法を修す此年十二月修理別當法仰權大僧都榮

信の名を以て、中村重治を東寺總大工職に補す同六年正月八日より後七日法を假皇居(去二月大

火によりて皇居燒亡)に修す、二月九日去正月十五日五代將軍綱吉公薨去、先例により納經燒

香の爲、東寺代表寶勝院一藤江戸へ發駕、同十八日宿所吳服橋松平丹波守屋敷着、二十八日増

上寺に於ける御納經燒香は當寺第一番なり、九月二十五日遷幸無爲御祈を東寺に命せらる、奉



行藏人少辨光榮、十一月一日此日より七ヶ日間  
抱齋御祈を東寺に命せらる、奉行藏人右少辨光  
榮、同七年三月四日今夜より後七日法を東寺に  
於て行ふ、大阿闍梨長者前大僧上房演、奉行藏  
人右少辨光榮、十一月朔日御即位御祈として、  
七ヶ間不動法を修し、九日巻敷献上、十八日御  
即位御祝儀として先例により紗綾一卷、杉原十  
帖献上、仙洞御所同前

同八年六月十一日將軍家代替、先例の如く御朱印  
改にて當寺代表者金勝院江戸へ發、同廿四日松  
平備前守屋敷にて相濟めり

正徳元年三月十三日より後七日御修法を宮中南殿  
に行ふ、大阿闍梨前大僧正房演、奉行藏人左少  
辨治房、此年十月二日前大僧正寬順(院)東寺  
長者に補せられ法務知行

同三年五月十八日家繼公七代將軍の宣下、先例に  
より、代替御禮の爲、金勝院榮春僧正、當寺代

同十七年六月二日今日より七日間、靈元法皇御惱  
御祈の仰あり、奉行藏人右少辨兼胤、十月朔日  
御影堂内陣外陣修補上塗

同十八年正月八日後七日御修法を宮中南殿に於て  
行ふ、大阿闍梨長者大僧大道恕、今夜晴の出御  
(南殿北庇あり、御簾を褰けて初鈴後入御云云、  
十一月日僧正了恕(院)東寺長者に補せられ、  
法務行(前大僧正道恕辭退、去十四日遷化に  
依てなり)

第二節 享保十九年三月宗祖大師  
九百回御忌

享保十九年三月宗祖大師御入定後第九百年に當れ  
り東寺に於て御忌を修す、此事をば、續史愚抄  
の中に

享保十九年三月廿日丙申明日(廿一)弘法大師九  
百年忌、因被行<sub>庭儀</sub>曼荼羅供於東寺<sub>勅會</sub>有二舞樂  
等、大阿闍梨長者僧正了恕、公卿新大納言胤已下

表として江戸へ發、六月十六日登城、白書院に  
於て將軍家繼公に對面、例により杉原十帖、緞  
子一卷献上、次に柳間にて先例の如く老中より  
時服二重を渡さる、七月廿日西院宗祖大師御影  
の厨子修覆供養法樂

享保三年十二月二十日中御門天皇翠簾御寄附あり  
同八年六月廿五日後宇多院四百回御忌を修し奉  
る、先例の如く廿四日光明三昧に式伽陀を用ひ、  
翌日は引聲三昧を修し奉る、八月十日前大僧正  
堯觀(院)長者に補せられ法務知行

同十二年正月廿一日靈元法皇御修法所用の道具并  
七祖眞影、大師御筆の進官録、付法傳、神護寺  
額、右健陀穀子袈裟等東寺の靈寶御叙覽且佛舍  
利甲壺へ勅封あらせ給ふ

同十四年八月十日鎮守八幡の遷宮、八月廿八日前  
大僧正道恕(院)東寺長者に還補、法務知行(堯觀  
大僧正去廿五日辭退に依てなり)

三人着座、御誦經使右中將隆英朝臣、奉行藏人  
頭左中將基楨朝臣(延及翌日辰刻云云)

とあり、例に依て廿一日は廿日の誤りならむ  
又此日修會の誦誦文に云く  
敬白

請誦誦事 三寶衆僧御布施

弘法大師覺行圓滿、智照融通、德祖一宗、導  
師百世、誦經降雨、旌渡海傳法之功、揮毫走  
蛇、通臨池研精之妙、入定逾久遺跡彌高、因茲  
有旨遠忌九百年、念慈悲相之靈現、季春二十日、  
開曼荼羅之法筵、殫命大阿闍梨法務僧正了  
恕爲唱導師戒行盡善材德發英、率萬衆挑法燈、  
誦三密持妙印、其集會也、宮闈朝冠、鶴行刷羽儀  
於李苑、嶽法衣雲聚設獅座、于珠林、仙樂鏗鏘  
舞就來風靈壇嚴肅驅邪伏魔、寶華恰似雨錦乾坤、  
幡影宛如雲銀世界、龐洪慈澤遍露諸遐荒、瀾亮梵

音高徹乎兜率、邦家寧謐、兆庶阜豐乃至動植群  
類利益平均、仍諷誦所修如件  
享保十九年三月廿日

第五章 元文(櫻町)慶應(孝明)

年間の東寺

第一節 元文、安永年間の東寺年表

元文元年三月八日、此日より後七日御修法を行ふ  
大阿闍梨長者僧正了恕、奉行左少辨祐光、同二  
年八月二十一日東寺大師御實前飯供破裂。後日  
長者降幸言上、九月二十三日より一七ケ日間此  
斗法を東寺傳法院に修す、之れ去月御實前飯供  
破裂の故なり  
同五年九月二十六日八島遷宮  
延享元年十二月十四日、今日より東寺長者前大僧  
正隆幸大阿闍梨となり、宮中清涼殿に於て不動  
法を二ケ日間行ふ

同三年五月二日僧正榮遍菩提院東寺長者に補せられ  
法務知行(前大僧正隆幸辭退によつてなり、同四  
年九月十三日桃園天皇御即位高御座造立始む、  
東寺へ御即位御祈の仰せあり

寛延元年二月八日、今夜より後七日御修法を宮中  
南殿に行ふ、大阿闍梨長者僧正榮遍、奉行藏人  
左少辨說道

同三年六月二十二日此日より一七日間國家安全御  
祈のこと、東寺へ命あり、奉行人藏人權少辨資理  
寶曆元年二月十九日僧正榮遍、東寺長者法務を辭  
す、三月十二日權僧正實雅報恩院法務知行  
同六年五月十八日僧正實雅東寺長者法務を辭す、  
八月十七日僧正元雅(無量壽院)法務知行  
明和元年三月八日、此日より後七日後修法を宮中  
南殿に修す、大阿闍梨長者大僧正寬深、奉行藏  
人左少辨光房、九月二日前大僧正道雅理性院東寺  
長者に補せられ、法務知行

同三年三月二十八日前大僧正宥證眞乘院東寺長者に  
補せられ、法務知行、十一月十四日後櫻町天皇  
西院并に諸伽藍の修造を仰出さる職事廣橋頭辨伊光

同四年正月二十日此日より一七ケ日間東寺へ御祈  
の仰せあり、正月廿八日講堂の五大明王、四天  
王修覆眼供養

同七年六月十一日西院大師御影像の念珠大玉落つ  
(翌閏六月十一日亦此事有り但小玉此月十三日、  
月歳星を掩ふ、御祈として十五日より三ケ日間  
北斗小法を大阿長者前大僧正宥証の自坊眞乘院  
に行ふ十七日結願、長者宥証參内、聖體御加持、  
春宮も亦同し、二十四日、頃日並頭の蓮東寺池に  
生す(寶曆十二年も此事あり)、二十八日より七  
日間主上、春宮御安泰御祈の命東寺へあり、奉  
行藏人左中辨光祖

同八年九月十九日前大僧正尊淳 覺勝院)東寺長  
者に補せられ、法務知行

同九年三月八日より後七日御修法を宮中南殿に行  
ふ、大阿前大僧正尊淳、七月四日、頃日親王多  
く事あるより實祥長久、仙洞延命等の御祈を東  
寺へ仰出さる

安永元年八月十九日東寺西院大師御影像を西院へ  
遷す、修覆に依てなり、奉行藏人侍從賴熙向ふ、  
廿日東寺(西院か)に於て理趣三昧法會あり、導  
師前大僧正寬深、公卿鷲尾前大納言已下三人着  
座、奉行藏人侍從賴熙、十一月廿九日女御北殿  
及里殿入内につき、長者尊淳本殿、大僧都覺遍里  
殿に於て安鎮小法を修せり

同二年三月十六日今日より七日間女御御瘡瘡につ  
き東寺へ御祈の命あり

同三年三月十日僧正源證東寺長者に補せられ、法  
務知行、六月廿二日此日より一七ケ日大風に依  
て東寺へ天下太平、玉體安全御祈の命あり、奉行  
藏人左少辨賴熙、七月廿九日僧正果觀理性院東寺

長者に補せられ、法務知行

第二節 安永三年八月東寺伽藍修造

について寺社奉行への願書

寛永十八年將軍家光公、吾東寺五重大塔、灌頂院等の再建と共に伽藍諸堂築地等の大修造あり、以後時に小修理を試みざるにあらざるも、明和の頃に至るや、全伽藍大修造の期に達し、明和三年十一月後櫻町天皇より伽藍修繕の御繪旨を忝ふし、諸國の末徒に奉加を勸進せしも、僅かに西院、灌頂院、八幡宮之拜殿、門等の修理に止り、他に及ぶ能はず、此處に於てか、安永三年八月伽藍修造料として大阪に於て十五ヶ年間富興行の儀を寺社奉行へ願出たり、其願書に云く

當寺諸伽藍殊外及大破、其外及願倒箇所、多年來相歎〇〇〇、九ヶ年以前修造之事御願申上候處、去明和三戌年十一月十五日、西院并諸伽藍修造之繪旨被成下、一宗之寺院勸獎仕可

遂其功之旨、被仰出候、而諸國一宗之寺院に勸獎仕、漸西院、灌頂院、八幡宮之拜、殿門等相調申候、然處其餘一向心當茂無之時節柄勸物も甚薄、一寺一同奉恐候、依之何卒以御憐愍諸伽藍爲修造、十五年ヶ間之間、於大阪富興行之儀御願申上度奉存候、勿論東寺之儀者、古義新義一流之總本寺にて、公武第一之御願寺にて長日宮中關東御祈禱等、無缺怠勤行仕候、尤七堂伽藍之地にて、從往古公武之御造營所御座候、別而高三十五間壇上八間四面五重之塔婆者、寛永十年大猷院様御再建立被爲成下、其節諸伽藍築地等迄、御修理被爲仰付候得共、年久都而及大破候、何卒以御憐愍、右御願之通、爲修造助成富興行之儀、被爲仰付候得者、一山一同難有仕合奉存候以上

安永三年八月 東寺總代 眞性院大僧都判 寺社御奉行所

と、尙此時右願書に、左の如き東寺寺格書付の寫を附せり

一東寺去延曆十三年平安城遷都之後、同十五年爲王城鎮護、桓武天皇御建立勅號教王護國寺被成下、勅願第一之寺に而、宮中關東御祈等長日無缺怠勤行仕候、尤眞言古義新義一流之總本寺而從往古不准他寺、以東寺可爲最頂之旨、官符等數多被成下、是等譯故、帝王御灌頂御受法等之時、於東寺被行候、依之以大師御影堂稱御所候事

一當寺諸伽藍之義者、從往古御代々將軍家御建立而御修理等之節者、諸國之庄園、敷地、或地口等被寄、御教書并御判物等被成下、當寺之諸伽藍何茂御建立之道場に御座候、別而高三十五間壇上八間四面五重塔婆者、寛永十八年大猷院様御再建被爲成、其節諸伽藍築地等御修理茂、成下則御奉行永井日向守 直清大工中

井大和守 依之凡千年近伽藍相續仕、天下安全之御祈禱長日無缺怠勤行仕候、勿論御代々御忌日御法事等嚴重に例年修行仕候事

一大師遠忌之節毎度繪旨被成下、年忌之法式被准御齋會、一宗門徒中可觸知之旨蒙仰候、去享保十九年九百回忌之節、如先規繪旨頂戴仕、當日勅使并着座公卿殿上人地下役人等、數輩其外樂人五十八人參役仕候事

一御朱印高二千三十石并門前境内地子等御免除尤境内四町四方御朱印御文言に、前々より守護使不入之地と被成下、權現様 臺靈院様御御黒印其外御代々者御朱印被成下候事

一御代替御禮申上候節者、於御白書院御目見被仰付御中段敷居之内二疊目にて獨禮拜相勤申候、杉原十帖綴子一卷献上仕候、御暇被仰付候節、於柳之御間御老中被仰渡、時服二重拜領仕候事

一官位拜任之次第參内等之格式、諸山院家同様に御座候、尤官位昇進等者、東寺之寺例ニテ拜任仕候、尤大僧正迄拜任候寺格ニテ年齢ニ遲速者有之候得共、○例者三十歳以上權僧正拜任、四十歳以上正僧正拜任仕候事  
當寺院室十五ヶ院

樋口前中納言基康卿息

寶輪院僧正 權僧正三十一 正僧正三十八

園池前中納言房季卿息

寶泉院僧正 權僧正三十一

鷲尾前大納言隆熙卿息

觀智院僧正 權僧正三十

野宮前大納言定之卿息

眞性院大僧都 任法印大僧都 年二十一

阿野前中納言公繩卿息

寶菩提院大僧都法印 同

竹内故三位息

金蓮院少僧都 任少僧都 年十三

樋口前中納言基康卿息

遍智院少僧都 同

野宮前大納言定之卿息

清淨光院少僧都 任少僧都 年十二

鷲尾前大納言隆熙卿息

東塔院法眼 叙法眼 年十一

右之外當時無住

此外に寺院寺官住侶北面等之輩、數家住古從官家ニ被ニ付置候、于今連綿仕候事

と、而して此時の願書の願末を録せるものは、「安永三年修覆助成富願在府中記録」なり、之れによれば、眞性院大僧都東寺代表として、右願書等を携へ、此年七月二十六日江戸着、湯島妻戀臺御籠町武州藥王院を旅宿として、八月三日より十二月三日迄、關係筋へ陳上し、一旦歸京、翌安永四年三月三日再び江戸着、其れより八月二十七日迄奔走して、漸く青蓮院宮願の富明後、五ヶ年間富興行の許可を得たり、而して青蓮院宮の富明は、

戊年十一月頃とあれば、即安永七年末なり、されば安永八年より吾東寺は伽藍修造助成料として、富興行の許可を得し筈なり、尤此後のこと、未だ記録發見せざるを以て、斷言すべからざるも、蓋し之れに依て伽藍修造の資を得て、安永、天明年中に渡りて東寺伽藍大修造の功を終へしならむか

第三節 安永——文政年中の東寺年表

安永五年三月十三日僧寬證(尊壽院)東寺長者に補せられ、法務知行、此日僧正果觀辭退

天明四年十二月十日禁裏御相承御袈裟の寫、御寄附寬政二年食堂の再建を始む

同四年七月三日御道具奉行中山大納言、坊城左大辨、宰相石井三位、舍利鳳輦一見の爲、東寺に來る、鷲尾大納言、裏松固禪入道御同伴、隨身島田主計頭之を圖寫す、(編者云ふ之れ例の幕府老中松平定信(白河樂翁公)の發起によれるもの)

同八年幕府調査の寺院帳に、東寺二千三十石(九條大宮)、寺院寶菩提院、法言院、觀智院、光明院佛乘院、眞性院、佛眼院、寶林院、金勝院、遍照院とあり

同十二年二月食堂再建事始

文政の始、毘沙門天堂を建立して都跋毘沙門天像を食堂より安置し奉了(現御影堂東南北面の毘沙門天堂之れなり)

文政十年六月廿七日鎮守八幡遷宮のことあり

同十一年食堂再建成就せり、之れ東寺現食堂なり

第四節 天保二年十月、同五年三月

勤修の大師一千年御忌につ

いての御繪旨

天保五年三月廿一日は宗祖大師の第一千年御忌に當れり、天恩優渥、早くも天保二年十月十九日先例に依り、左の如き繪旨二通を賜へり

來年年弘法大師千年忌於東寺一准御齋會可

被<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>行法會<sub>一</sub>報恩謝德事、豫被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>下都鄙門徒等<sub>一</sub>畢、因<sub>レ</sub>茲宜<sub>二</sub>衆徒戮<sub>レ</sub>力者、可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>神妙<sub>一</sub>天由之氣所候也、悉<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>狀  
天保二年十月十九日 左中將 判  
東寺諸門徒中

又一紙

來午年弘法大師千年忌於<sub>二</sub>東寺<sub>一</sub>、准<sub>二</sub>御齋會可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>行法會<sub>一</sub>、豫相<sub>二</sub>觸門徒中<sub>一</sub>都鄙諸寺宜<sub>一</sub>心併<sub>レ</sub>力抽<sub>中</sub>無貳懇志自然於有<sub>二</sub>疎略之輩<sub>一</sub>者可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>放門之沙汰<sub>一</sub>者、天氣如此<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>入長者前大僧正御房<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>仍執達如<sub>レ</sub>件  
天保二年十月十九日 左中將重基

謹上大納言僧都御房

右御繪旨を讀む者、公家の吾大師、東寺を重せさせ給ふことの深きに、誰か感泣せざる者やある

第五節 天保——慶應年間の東寺年表

天保四年十二月七日仁孝天皇、健陀穀子納衣一領

の勅賜あり

同五年三月二十日大師一千年御忌執行、前大僧正長者高演法會導師を勤仕し、且祖恩を報せむが爲に長者所編の大師正傳を献上  
同十二年去年、十一月十九日光格天皇崩御、諒闇中なれば、先規の如く、東寺灌頂院に於て後七日御修法を修す  
安政三年、去年新内裏御落成御遷幸、依て後七日御修法を新殿に於て行ふ  
元治元年十二月一日此日より三ヶ日間長者増護大僧正勅を奉じて、南殿に於て不動法を修す  
同二年鳳輦庫造立  
慶應三年三月八日、去年十月光明天皇崩御、諒闇中なれば、後七日御修法を灌頂院に於て修す

## 第六篇

### 第一章 明治年間の東寺

#### 第一節 明治初年の佛教

徳川氏の中世より吾國古典の研究、彌々盛に行はれ、神儒二道の學者神國思想を鼓吹せし爲、尊王の大義を唱ふ者四方に興り、之れに加ふるに嘉永年間米國の使節來り、通商互市を請ふや、幕府の處置當を得ずとなし、世論贅々之れが爲に將軍慶嘉公は終に大政を奉還して、王政維新即明治の聖代となるに至りしなり

蓋、徳川氏の宗教政策は、佛教を以て國民思想統一の方針なりしを以て、神儒二道も佛教の下に屬せしめ、貴賤上下の別なく、一に皆佛教に歸せしむ、之れが爲に佛教の僧侶は人の尊敬を受けて衣食餘りあり、此處に於てか、僧侶は僧位僧官の高下、伽藍堂宇の宏莊を競ふの風因習をなし、また

大教の護持、宗家の大局に意を致す者殆どなし、此時に當り、久しく吾佛教の下風に立ち、佛教の位置と、僧侶の榮耀豪華にして、而もなすなきを惡める神儒二道の徒は、夙に鼓吹せる思想の成功を致して王政復古の大業を見るに及び、尊王攘夷の餘波は、佛教を以て夷狄の一法として輕侮し、且盛に廢佛毀釋を唱へ、又、當時當局の大官、吾國家國民の上に、佛教の須要なることに思ひ及ばず終に明治元年三月より四月に渡り數度の布告により、或は神佛を判然せしめ、或は佛像を以て神體と致すを禁じ、或は僧形にて神社を司るを止むると共に、社僧の復飾を勸め、翌二年九月には宣教使を置き、同三年正月には宣布大教の詔あり四年八月には神祇官を改めて神祇省となし、又更に政治と佛教との關係を斷絶して、勅願所并勅修の法會を廢し、内裡の佛像をば之を泉涌寺に移し、御所、門跡等の稱號を停め、諸寺の寺領を沒收し

五年八月には僧位僧侶を廢し、肉食妻帯蓄髮の官禁を解き、當時の爲政者僅かに神道を以て世道人心の統一を謀らむとするも、また吾佛教によらむとする者なし、されば佛教の寺院は荒廢に委して顧みられざるのみならず、却て破棄滅絶の態動なり、斯れば佛教の衰頹實に此時より甚しきはなし當時の佛教諸宗皆此悲境に陥りしも、殊に吾真言宗の如きは其甚だしきものとす、則ち當時諸大本山の坊官等の中には、地方を巡りて色衣を賣り、或は本山交衆を地方にて許可するあり、留學年數は金錢にて賣買せられ、大山の住僧も法衣を捨て復飾し、毫も恥つる所なく、却て得々の色あり、されば名山靈地多く頹廢して、宗派將に解體に瀕せり、されど諸佛の加護未だ盡きず、大師の恩寵猶異らざりしにや、明治二年十月には高野山明王院主高岡増隆師などの各宗間に斡旋して佛教擁護の大會を東京に開き、政府に請願する所あり、明

治五年三月には神祇省廢せられて神佛二教統轄の教部省の設置せらるゝあり、此年十月には一宗一管長を置きて、各々其宗を統轄するの制となり、同八年五月には吾佛教側の請願によつて、終に大教院の廢止となり、此處に佛教は神道より分離獨立し、十年には教部省をも廢せられ、内務省の社事務局となり、吾佛教は前に比して稍や面目を保つに至りしなり

#### 第二節 明治前半の東寺

**東寺の窮狀** 明治初年の東寺狀況如何と云へば明治元年十月十一日、南大門樓上より出火して之れが爲に鎮守八幡宮を始め、同拜殿、樓門、八島社皆類焼となり、同四年八月廿日には太元明王利生殿再建のことありしも、此年九月二日には太政官の布告により、宮中後七日御修法等の勅會總て廢止となり、茲に宗祖大師の御生前に始り、元和九年再興以來絶へしことなかりし御修法は、明治

十六年の再興迄中、絶となるの已むなきに至りしなり、明治初年以來、吾東寺大宮覺實和尚、三條西乘禪大教正等の如き大德に依て護持せられ、殊に覺實和尚の如きは、自坊觀智院等に於て屢々佛教各宗會議を開き、護法家として其名一世に高かりしも、明治四年八月以後、天下諸寺領沒收の厄に遇ふや、吾東寺も一山收入の途絶え、此處に經濟上の困窮に陥り、本寺の堂宇房舍荒るゝも修繕の途なく、塔中の諸院壞るゝも顧る者なく、寺域は他に侵され、子院は、或は他宗の爲に併合せられ、或は村の共有、小學校と化するものさへあり、廢頹實に極れり、されど斯る間にあつても、明治五年十月一宗一管長制となるや、吾東寺は高野并智豐兩山と共に、四大本山の一となり、同六年三月廿九日には太政官達に依て、高野と共に吾東寺は古義真言宗の總本寺となれり、されば、一山荒廢せりと雖ども、宗祖大師が御遺告の中に於て、東

寺を以て一宗の根本道場となすこの御意志は、猶炳焉として明かに表はされて、掩はることなく、また宗徒も之れを確信して惑ふ者なかりしなり、然るに、明治八年四月神佛合併大教院の廢せらるゝや、吾真言宗は古新兩派合併の大教院を東京芝、眞福寺内に設け、舊の如く、東寺等の四本山主の輪次交番にて管長に就職せしも、新古の意志疏通を缺き、各山の權衡宜しきを失し、終に十一年五月仁和寺、大覺寺を始め廣隆寺、神護寺并に南都の四大寺同盟分立して西部真言宗と號し、此年十二月には、復た新義派の分離となり、あはや宗勢未だ興隆せりと云ふべからざるに、新古各山の分離となり、宗制の土崩瓦解を見むとするに至れり

**明治十二年十一月の大成會議** 此處に於て、大崎行智、釋雲照和尚等の諸大德、之れを憂へ、且十二年四月五日真言宗に對し、其筋より各派分離管長を廢し、一宗一管長と定むべきの達示ありた

るを以て、之れを機として、此年六月行智和尚は、宗祖大師の御遺告に基き、觀賢僧正、後宇多法皇等の御遺志を繼紹して、吾東寺を中心として一宗統制の確立を謀らむとて、各派の管長并に著宿を京都智積院に集めたり、此時行智和尚が如何に熱心に一宗統制の確立を企て、且統制確立の方針が如何なるものなりしやは、左の會議告文によつて明かなり、會議告文に云く

本年内務省成第一號御達に付、高祖大師の御遺告を根據として宗制の面目を一新し、更に本宗の教綱を總攬する基礎を、確立すべきの時機を得たり、蓋し溯源一水の法澤に浴するも、支流終に派を判ち、各自互に門戸を張り各派共に名稱を異にし、啻に統一綜理の法制相立ざるのみならず、各派相軋同宗相拮抗、終に教義の擴充を恬乎として、顧ざるに至らむとす、今や輿論を各派に問ひ、公議を諸山に取り、是れが長を

收め、是れが短を捨て、更に一宗總轄の良法を議定あらむことを冀望し、聊か三條の綱領を掲げ、附するに數款の節目を以てす、伏て乞ふ衆議員諸大德智囊を傾け盡して、赤心を吐露し、逐條審議し給はむことを

明治十二年六月十二日

主任者總代權中教正大崎行智敬白

と、此年十一月十日東京湯島靈雲寺に本末合同の大成會議を開き、雲照和尚も此會議には來會、委員長となり實に其中堅たり、此會議并に會議の結果の如何なるものなりしやは、當時の議案并に誓約書に明かなり

議案

宗規を嚴立し僧風を釐正する件

夫れ既に倒れたる法幢を起さむと欲する、何を以て根據とすべきや、蓋し末徒の弊執を洗滌し祖師の遺訓に復するにあり、弊執を洗滌する何

依て捺印誓約如件

明治十二年十二月十六日

(大成會議員)

委員長 權中教正釋雲照

外 九十三名連署

術かある、曰く他なし、祇たる本宗創立の官符及遺告、遺誡の聖旨に基き僧風を一洗するにあり、僧風を一洗する彼皮相を革め外面に粉飾して纔に體裁をなす時は、只實効を奏する能はざるのみならず、釐正の本旨に背き他の誹謗を招く、恥べきの至りならずや、然れば、則ち其本旨を達せむと欲せば宜く佛祖の遺訓に規矩して實際に施行すべきのみ云云

誓約

茲回一宗本末協同の會議は、遺告の聖旨に基き六和敬、四大白説に依て千古に溯源し、全國本末議員、乳水無別精義確定する者なり、依ては自今白説に根し、更に溯源するは論を俟すと雖も、人度の進否を監察して、改良すべきの條件は、之れを改正し、必ず本末協議の上施行すべし、若し私情臆度を以て、右條款に違背する者は、即佛祖の獅蟲宗門の靈賊たれば、一宗長者より速に擯斥黜罰の處分を、甘受致すべく候、

と、以て知るべし、此大成會は前に六月智積院會議の範圍を擴張して、更に再び確めたるものなり其主意は前にも陳べし如く、宗祖大師の御遺告に基き、觀賢僧正、後宇多法皇の御意志を奉戴して、吾東寺をば一宗の根本道場と定め、東寺長者を一宗の依師として、宗の統制を確立せしものなり、而して是則、吾宗制としては正道に復せしめしものと云ふべきなり、近時宗制を云云する者多くは經濟のみに重きを置かむとす、思はざるの甚だしき者なり

總鑿の開設并其沿革

大成會議により、一宗は一味乳水に歸し、吾東寺を總本山となし、明治十

三年法務所を山内に置き、吾東寺長者一宗の事務を此處に總攬することとなり、如是一宗の統制、成立すれば宗徒の教養機關、また此處に設けらるゝに至るは當然なり、乃、明治十四年四月雲照和尚京都に來り、吾山内（現大中學の地）に總費を開設せり、而して和尚自ら其總理となり、寮舎を設け、學徒を收容し別所榮殿、佐伯旭雅、上田照遍、高志大了、楠玉諦、東禪城、權田雷斧、浦上隆應等の諸大徳を教師として事教二相并に他宗部を教授して、以て眞佛子の養育惠命相續に勉めたり、此時三條西乘禪大教正作にして山岡鐵舟居士の書せられし總費建設勸進文に曰く

密宗根本總費建設幹線疏

經曰、於一切國土中、教化一人出家、受菩薩戒、者是法師、其福勝造八萬四千塔、况復二人三人乃至百千福果不可稱量、何以故世福有盡菩薩之福無盡、於今也正法命脈不絕如縷、

と、其後明治十八年十月の宗會に依て、高野山に大學林を設置せらるゝこととなり、雲照和尚も此年夏東京へ飛錫せらるゝこととなりたれば、總費は閉されて、學園は高野に開かれたるも、總費の後は今日の財團法人事相傳所となり、其敷地には間もなく今日の大中兩學増築せられて、自他の宗乘は勿論、古今東西の學を宗徒に傳へて彌々盛なるが如きは、誠に總費の餘光とも云ひ得らるゝなり、又雲照和尚并に現高野山管長土宜大僧正等が、熱心に十方の有志を勸化して得たる總費の淨財は管理宜しきを得て、費されたるも一宗の業に屬するものにあらざるはなく、殊に吾東寺の故地并に子院が、或は共有となり、或は民有となり居りしものを買收して、靈刹の淨域を傷けられざらむことを勉められたるが如きは、吾東寺として深く感謝せざるべからざる所なり

邪見猛毒難遣若焰、自非依馮佛敕、遵守祖訓、而悉至學堂、以勸勉學正業、護正法、規以育出眞實佛子、其孰得挽回佛日於未墜、燿燿法燈於將滅乎、天曆符曰教王護國寺者、佛法之目足密宗之玄庭也、方今密宗爲下教、首學徒繼紹佛種、建設總費於東寺一矣、遵奉高祖遺告曰求得世間人之赤子、以方便言令出離世俗、語量被操意令出家受具足戒、可令繼密教種、又曰闕大衆所得十分之一、宛行諸童子等紙墨料之芳訓也、冀遇是教、護是法之士庶、乃至習以呂波之兒童、浴大師遺澤、有志于報本反始者、各授其應分淨財於此無盡福田、以光顯如來正法、資益祖考冥祐、翼贊皇法、拔濟群生、自他共遊無上樂岸一言

明治十五年九月 權大教正三條西乘禪謹疏

正五位山岡鐵太郎敬書

第二節 後七日御修法の再興

後七日御修法再興の願書

明治十二年の大成會

儀に依り、東寺が宗祖大師御遺告の如く一宗の根本道場となり、長者は一宗の依止師となるの制定まるや、次いで宗徒教養の機關として總費起り、宗家統一興隆の業、漸く端緒を開かるや、茲に宗祖の御生前精誠を抽て、鎮護國家、實祚延長の御爲修し奉り、以來連綿として吾宗の大法たる宮中後七日御修法の、明治四年九月勅令廢止の太政官達以來廢絶となれるを、深く慨して之れが復興を企つることとなり、而して、之れが復興運動の中心は云ふ迄もなく雲照和尚なり、和尚明治十五年二月十六日長者西三條乘禪其他の諸大徳と共に東上、御修法再興の運動に着手せり、乃ち三條西長者は三條太政大臣を、大原醍醐寺座主は岩倉右大臣を、雲照和尚は山岡鐵太郎氏を、現高野山管長土宜大僧正は青木貞三氏を訪ひて、後七日御修法の



要旨を説き之れが再興を懇願せり、此時長者三條西乘禪の名を以て、徳大寺宮内卿に提出せし御修法再興願書左の如し

宮中後七日御修法御修行願

謹て案するに吾が真言宗は 皇祚無窮玉體安寧護國利民の秘法を修するを以て、即事而真の宗意とす、故に宗祖大師は三朝の國師として奉爲國家一秘法を修せらるゝ事五十一度、數々法驗を顯す、是を以て 叙感不斜、承和元年勘解由司廳を以て内道場と爲し、宮中真言院と稱せられ毎年正月後七日御修法御修行の官符を賜ひ、同二年正月八日より十四日に至り、宗祖大師佛祖嫡傳の兩部曼荼羅及秘密法具を莊嚴し奉り 皇祚無窮護國家の秘法を修行せられ、永久以て恒例の典と定めさせらる、而して宗祖大師は、同年三月二十一日を以て入定留身せられ、上足の弟子實惠、真濟等の諸大徳、護法の秘要御修法

の大事口訣を傳承し、續て教王護國寺の長者に補せられ爾來 今上皇帝明治四年正月迄、實に一千有餘年毎年恒例として御修行あらせられ、臣僧 乘禪等忝くも勅を蒙り御法筵に陪し奉り 玉體安寧國威隆盛の秘法を修行す、然るに同年九月二日に至り突然御停止仰出さる、臣僧 乘禪等非徳不似の致す所慚愧悲歎に耐えず、抑も御修法の嚴儀は 皇祚無窮の要法護國利民の秘術なり、故に列聖は天地神明に誓て皇基と共に盛衰を齊ふすべしと記せらる、歷朝叙信の根源、密宗開創の原、職として此に由るなり、方今萬機改良

列聖の御遺業を繼がせられ、良法美事舉らざることなし、然るに獨り此の列聖叙願の盛典のみ闕如として行はれざること、實に列聖在天の明鑑に對し奉り、且つは宗祖大師の冥應に答へ、臣僧乘禪等其職を盡さざるの致す所、恐縮の至り

に耐えず、仰ぎ願くば前陳の旨趣叙明洞察在らせられ、舊典に沿ひ、明治十六年一月八日より御修法之あるに至ては、獨り宗門の光輝を生ずるのみならず、此の功徳を以て萬民の惠福を増進し、國土も亦之を以て安穩なることを得べし

荷くも皇祚無窮、玉體安寧の秘法を修行する真言宗にして、宗祖大師已來相承せる御修法の大事を修行せず、荏苒日月を送り護國の秘法を以て、朝廷の盛典と爲すこと能はざるは、宗徒の慚愧する所なり、謹て微衷を陳述し、伏して奉懇願候、誠恐誠惶頓首謹言

明治十五年三月

真言宗管長權大教正 三教西乘禪

宮内卿徳大寺實則殿

後七日御修法勤修の指令 然るに、當時宮廷の間に於て、反對者多く、折角の願意も殆ど貫徹の見込なかりしも、雲照和尚等の赤誠終に反對者を

威服せしめ、此年八月四日に至り、東寺長者三條西乘禪大僧正を宮内省に招かれ、左の如き指令及口達之れありたり

書面御修法之義は寺門に於て修行可致事

明治十五年八月四日

宮内卿徳大寺實則

口達 真言宗御修法之義は歷朝嚴儀慣行之古典に付自今地方長官臨監致候條此段及内達候事

以て、昔時の宮中に於て修し奉りしと、今時の寺門に於て修し奉ること別ありと雖ども、願意は殆ど達せしなり、此處に於て三條西長者は、八月二十八日附を以て、更に玉體加持、御衣加持を行ひ奉りたき旨、奏請せられたるも、九月十六日附を以て

玉體加持の義は其儀に及ばず、御衣は下附相成る可く候

この指令を受け、翌十六年一月八日より、吾東寺

灌頂院に於て中絶の大典を、行ふこととなりしなり、之れより前、九條公は御修法大阿闍梨着用の九條大衣を寄進せられ、山岡夫人は雲照和尚へ御修法着用として、九條大衣と褌衫一領を寄せられ、其後、岩倉公の如きも後七日御修法を、古典調査の一項目として深く注意せりと、また以て當時公卿大官の中に於て、此大法再興に法悦を、禁ずる能はざる者の少なからざりしを見るべし

明治十六年一月後七日御修法勤修の大阿僧附東寺の修造并大師の一千五十年忌 明治十六年一月八日より吾東寺灌頂院に於て勤修の大阿闍梨、供僧等左の如し

大阿遮梨耶	大教正	別處	榮殿
大阿手替	權大教正	三條西乘禪	
息災護摩供	同	佐伯	旭雅
	權中教正	松平	實因
同	同	上田	照遍

五大尊供	同	松尾	泰範
同	同	東	禪城
増益護摩供	同	釋	雲照
同	同	旭	隆應
同	同	大崎	行智
聖天供	少教正	和田	智滿
十二天供	同	大原	演護
念誦發音	同	釋	隆燈
舍利守	權少教正	原	心猛
別當	同	鼎	龍曉
同	同	今來	恭本

而して御修法結願となるや、廿一日大阿闍梨別所榮殿和尚は大崎行智等を隨へ御衣奉還、御卷數等奉進の爲、東上參内して天顔に咫尺し奉り、密かに、玉體加持もなし奉れりと  
又、雲照和尚、吾東寺の爲に大勸進を起し、諸堂の修繕、殊に現今の本山玄關等を増築し或は浴室

を移轉するなど、幕末、明治維新以來の荒廢を一新せしめたり、而して十七年三月、和尚吾東寺に於て宗祖大師の一千五十年御忌を修せり、如是和尚吾東寺の爲に盡されしこと多大なれば、長者三條西乘禪權大教正、和尚の功を深く徳とし感謝状を送れり、されば今度の大法會に雲照和尚の追福法要を修し奉る、實に偶然にあらざるなり

第四節 明治十七年以後の東寺

宗制の變更と東寺

前に陳べし如く、大成會議に於て、宗祖の御遺告に基き、吾東寺并に東寺長者を中心としての宗制を確立し、一方には山内に總齋を開いて宗徒の教養をなし、他方には宗祖の意を奉體して後七日御修法を再興し、其他或は吾東寺の修造、宗祖の御忌を修するなど、明治聖代の新運に應じて、大に施設する所あらむとせしに、好事魔多く、明治十七年二月一宗の大會を開くや議纏らずして遂に不幸解散となり、翌十八年十月

の宗會には新義派の名稱復活し、早くも一味乳水四大白説の大成會議の主意、根本より破壊せられむとし、又御遺告の意に合せざる樂説、漸く盛ならむとす、而して明治廿九年十二月に至るや、先醍醐派分離獨立を唱へ、高野山之れに和し三十二年十月の宗會に於ては、新古各山各立別置管長の議案決せられ、以後新義は智豊両山全く分離獨立せしも、吾古義派は劃一派と分離派とに分れ、三十五年四月迄、相争ふて下らざりしも、四月二十日内務大臣の調停により、兩派の協定成り、此年十月此協定の下に現今の聯合制度なるものを組織して、聯聯合法務所をば之れを吾東寺本山内に置き、高野、御室、醍醐、大覺寺の各本山は管長を別置し、泉山勸修寺、隨心院、東寺は單稱眞言宗と稱し、四本山交替管長となり、而して聯聯合法務所の總裁は右五管長中より選舉就職、東寺長者の稱は、唯後七日御修法勤仕の大阿闍梨を呼ぶの制

となれり、其後明治三十八年に至り、吾東寺等の單稱眞言宗も四本山別置管長の制と改め、吾東寺は當時住職たりし現管長鎌田觀應大僧正、其任に就けり、然るに先年宗會の決議により聯合法務所をば、吾東寺より高野へ移し、高野派管長を以て聯合總裁とする現制度となれり

**東寺の興隆** 明治十七年以後、吾宗制の動搖と共に、總覺は閉され、高野大學林并に地方中學林の開校となり、學徒離散せるを以て、東寺塔中稍や寂漠の感なき能はざりしも、毎年正月後七日御修法は灌頂院に於て嚴修せられ、恒例の諸堂法會は行はれて缺くるなく、殊に大師を慕ふて詣する者、日に月に其數を増し、實前常に市をなせり明治二十八年には、明治元年南大門の燒失以來、未だ再建のことなかりしを遺憾として、洛東二十三間堂の西門たりし九頭龍門を買収移轉して、之を建立せり、之れ吾東寺の現南大門にして、實に特別保護建

造物なり、又二十七八年の日清役には、吾帝國勝利の御爲に吾東寺講堂に於て、一宗の龍象、集て大勝金剛法を修し、明治二十一年には、舊總覺に増築して、現京都大中學の基となりし高等中學林開校せられ、再び學徒の雲集する所となれり、また此年六月より大師降誕會を殊に盛に修すること、なり三十三年には信者の發願にて御影堂并に靈牌堂前の敷石の寄進あり、三十八年には神戸林氏令法久住、諸願圓滿の爲に藏經、并に經藏一字を寄進せらるゝあり、明治四十一年十月には石田宗兵衛氏の慶加門以西、并に北は八條四脚門より南蓮池に至る敷石の寄進あり、同十一月には矢野氏公園創設費大部分の寄進、翌年四月には復た同氏の觀智院内寶物館の建立奉納あり、四十二年には東寺山内に祖風宣揚會の發起にて濟世病院建設せられ、以來病者を救治せし者、實に其數を知らず、又之れより前、東寺護持會、或は東寺婦人會の起されて吾東寺

の爲に盡さるゝあり、其他諸講社、特志家等の奉納寄進等に至ては今一々枚舉に暇あらざるなり

## 第二章 大正時代の東寺

### 第一節 東寺近時の隆盛

東寺が明治の初年、一時衰微の悲運に沈めりしも其後半に於て興隆せしことは、前節に之れを陳べたり、而して東寺近時の眞俗二諦の隆盛に至ては眞に目覺しきものあり、素より未だ春秋二季灌頂等の如きに至ては、年々之れを修するに至らざるも、後七日御修法、正御影供等の如きに至ては、年々之れを修して怠りしことなく、又最近毎月二十一日御影供の如きに至つては、誰か其參詣者の盛なるに驚かざる者やある

大師の正御影供、即毎年三月二十一日（現在は四月二十一日）老若男女賽者の盛なることは、古昔は暫く措くも、已に徳川幕府の中頃に於ては、都名所車には毎年三月二十一日御影供とて大師の御忌

ありて參詣群集せり、菟糞泥赴には三月二十一日終日道俗群集せり云云、近畿歴覽記には今日（三月二十一日）晴天老少男女摩肩接踵各群集す、散米散錢如山積めり、とあれば以て其盛況を知るべし、されど毎月廿一日御影供參詣者の常に群をなし、殊に現今の如く、歲毎に月毎に益々盛となるに至りしは、實に近時よりのことなりとす、又如何なる風雨積雪の朝をも物ともせず、早天朝詣者の開門以前已に群をなし、尙日の晴雨を問はず、毎日終日大師の寶前參拜者の人影を絶たざるが如きも、また實に近時より殊に著しくなりし現象なりとす、又篤信者の大師寶前への寄進、本山境内の莊嚴寄附等に至つては、高木利助氏の御影堂東南四脚門より食堂、講堂、金堂間の敷石を始め近時彌々盛なり、斯れば近時吾東寺は眞に月に改り日に盛なるの觀あり、之れを明治の前半に比すれば、其隆盛實に隔世の感あり

されど明治十七年雲照和尚の勸進伽藍修造以來、未だ伽藍大修造のことなく、且當大正十一年は恰も嵯峨天皇宗祖大師へ勅賜東寺第一千一百年に當れり、されば之れを記念せむ爲、一は諸大法會を修して、大正國運の彌々隆盛ならむことを祈ると共に、天恩の優渥に答へ、一は十方善男善女を勸進して伽藍の大修造を終へ、且益々東寺の興隆を謀らむ爲に、大正六年十月一日勅賜東寺一千百年記念大法會臨時事務局を開いて、次に陳ぶるが如き記念五大事業を起すの計畫をなせり。

第二節 勅賜東寺一千百年記念五大事業と十方勸進狀

記念五大事業 大正六年十月以來、勅賜記念大法會臨時事務局の計畫せし記念五大事業とは

- 一、記念大法會修行
- 二、記念傳道
- 三、國寶及堂塔伽藍の大修理
- 四、記念新築イ靈寶館  
ロ布教會館
- 五、東寺一千百年史編纂

之れなり、然るに以上の記念五大事業をなすには、十方善男善女の寄附を待つの外なきを以て、吾東寺は教王護國寺大僧正法主鎌田觀應の名を以て、大正七年十月日、左の如き勸進狀を十方の道俗へ發せり

勅賜東寺一千一百年記念大法會勸修につき寄附募集の疏 云く

來る大正十一年は嵯峨天皇が東寺を高祖弘法大師に下し賜はつてから正に一千一百年に相當します、そも、東寺が國家鎮護の靈場として皇室と密接の關係があつたことは國史及び寺記の上に顯著なる事實で、草創は桓武天皇の延暦十五年、平安遷都の後、近くは左右二京遠くは日本全國の鎮護として建立せしめられたのであります、弘法大師へ勅賜の後は密教を流傳して、國家を衛護するの根本道場となり、列聖の御尊信淺からず、淳和天皇が教王護國寺と號すべき旨仰あつて勅額を賜

はつたのは本寺勅賜の後三年天長二年で御座いました、村上天皇の官符には我朝以彼寺爲最頂一の語があり、清和天皇の貞觀御記には爲鎮護國家可興密教靈場也と記されてあります、これ偏に皇祖の神勅のまに、仁慈の政を敷かせ給ふ歴代の天皇が國家及び臣民の繁榮幸福を軫念あらせられて、深く密宗に歸依し、信賴せられたためであります、されば高祖大師以來東寺に於ては常に國家を鎮護し、皇威を發揚する甚深の妙典を奉修して、しばらくも國家と相離れなかつたのであります、一千有餘年間宮中最上の勸會として毎年正月八日から十四日まで行はれたる後七日御修法は、仁明天皇の承和二年、高祖大師が大阿闍梨となり諸弟子を率ゐて宮中の秘密道場に於て親修せられたのを嚆矢とします、修し奉る四種の壇法は畢竟するに實祥無窮、玉體安穩、五穀豐饒、萬民豐樂を祈るもので、實に天下公民の安寧幸福を思

召し給ふ大御心から發したる國家的禮典の一つであつたのであります、明治四年一切の勸會が廢止せられた時、この後七日御修法も亦一時中絶することとなりましたが、明治十五年歷朝の嚴儀であり、慣行の古典であるとの思召から、寺門に於て修行せよとの仰を傳へられ、翌十六年また之を東寺灌頂院に於て行ふこととなり、以て今日に及んで居ります、其の作法は高祖大師御親修の承和二年の昔から今日に至るまで何等の變りがありません、嵯峨天皇の符文には、伽藍興復、天下興復伽藍衰弊、天下衰弊と仰せられ、また東寺破壊之時、壞日本國中大小伽藍可加修理とも仰せられてあります、之によつて見れば東寺の興廢は國家の隆替に關すると思召されたので、如何ばかり叙信の深かつたかを拜察し奉ることが出來ます、されば歴代の天皇もこの叙慮に本づき常に大御心を東寺の紹隆に注がせられ、或は伽藍を修理し堂塔を建立

せられ、或は寺領を施入し、供僧を寄與し給ふ等、御代くかつて變りはありません、中にも白河天皇は承保二年から永保元年にかけて、諸堂を修理せしめられ、堀河天皇は長治二年にも又嘉承二年にも大に修理の工をなさしめられました、後宇多天皇は殊に御歸依が厚く、寺傳によれば、延慶三年から三年の間御駐輦遊ばされ、觀智院等十五箇の塔頭御建立、許多の領地御施入あり、御遺勅には畏くも吾寺興復、皇業安泰、努力努力と仰せられました、花園天皇も亦文保元年勅書を賜はつて多くの寺領を寄せさせられ、嵯峨村上先代の蹤を繼ぐ旨を宣はせられました、又中興の英主後醍醐天皇も列聖の叙旨に本づいて、此の鎮護國家の靈場を衛護し給ひ、天下一統の爲め御願を立てさせられ、元弘三年の勅書には當寺の中興は吾朝の再昌なりと仰せられ、建武元年伽藍諸堂の修繕竣成した時は大塔供養の大法會を執行せしめ給ひ親し

く御臨幸になつたのであります、この時楠木正成をはじめ名ある武人等誓固を承つたとあつて、その盛儀は想ひやられます、その他歴代の御事績については今一々擧ぐるに暇がありません、近くは明治天皇が明治十五年伽藍保護金を下賜せられた、此の時歴世の叙慮を思召して後七日御修法再興の仰があつたことは前述の通りであります、武家と東寺の關係も縁由は頗る深う御座います源頼朝は文覺上人の勸説を入れて建久二年廣く天下に教書を發し、大修理につとめたが、惜しいかな上人が隱岐に左遷せられたために、其の功は全く成るに至りませんでした、足利將軍尊氏、義満、義政等皆相ついで堂塔の修理及び寺領の寄附につとめ、織田信長は永祿十二年所領安堵の旨を達し、豊臣秀吉亦天正十三年同じく所領安堵の教令を下し、且大に伽藍堂舎の修理を行ひました、そして文祿元年征韓の師を起すや、四月二十九日を以て、

こゝに大願成就の祈禱をいたしました、豊臣秀頼が慶長四年八月に立柱式を行つて同十年五月に至つて落成した金堂は即ち現存の特別保護建造物たる金堂であります、秀吉の北政所も亦講堂南大門を造營しました、徳川將軍家康は慶長十九年二千三十石餘を永代に寄附してなほ所領安堵の旨を告げ三代將軍家光は寛永十八年明正天皇の勅を奉じて大塔婆を建立しました、これ即ち現存の特別保護建造物たる五重の大塔で、山水明媚の舊京に一般の風致を添へ、内外旅客の眼を惹くものであります

一千有餘年の久しき、三密瑜伽の根本法城であり、護王利民の秘密道場であつた教王護國寺は勅賜一千一百年を記念する爲めに、大正十一年に於て大法會を勤修し、一には列聖鎮國安民の叙慮を昭明し、一には密宗即俗而眞の教風を宣揚しやうとするのであります、之と同時に當寺の靈寶たる宸翰

佛像畫像道具古文書繪卷物等を永久に傳へんが爲め、新に靈寶館を建設する計畫があります、これ等無數の靈寶は高祖大師以來多く歴代の國史と相離れざるもので悉く皆國家の至寶であること申すまでもありません

東寺の大勸進はさきにも述べました通り鎌倉幕府の初、文覺上人が嵯峨天皇の叙慮を察し奉つて堂塔修理の大願を發し、東下して源頼朝に勸めたのについて、後宇多天皇の弘安年中願行上人は文覺上人の遺圖を繼ぎ、或は公家に奏し、或は北條氏に説いて大に修繕の業につとめたのであります、最も近くは明治十五年の大勸進で、この年伽藍保護金の下賜及び後七日御修法の復興があつたのであります、今や我が國は列國競争の場裏にあつて、いよゝ國威の宣揚、國運の伸張に心がくべきの秋、仰ぎ願はくば、全國の道俗諸君、歴代前皇の聖意を體し奉り、高祖大師の高徳を憶ひ、

大勸進の素意を成さしめ給へと白す

大正七年十月日

教王護國寺法主 大僧正鎌田觀應

第三節 新義古義各派管長祝下の

勅賜東寺記念法會并記念

事業についての論達

吾東寺以上の如き勅賜記念法會并事業を計畫して、上記の如き勸進の疏を發するや、吾眞言宗新古兩派の各管長祝下は、大に此舉を賛せられ次の如き論達を各自の末寺へ發し給へり

眞言宗各派管長祝下の論達 にく

眞言宗聯合各派寺院一般

夫レ總本山教王護國寺ハ延曆十三年 桓武天皇遷都ノ砌王城守護ノ爲ニ創建シ給ヘル靈刹ニシテ 嵯峨天皇弘仁十四年正月十九日永ク我宗祖弘法大師ニ賜ハリ密教宣布ノ道場ニ充テサセ給フ大師深ク歡ヒ給ヒテ御請來ノ法文道具等悉皆

大經藏ニ納メ以テ鎮護國家ノ秘法ヲ修シ密教弘傳ノ根本道場ト定メ給ヒシ所ナリ來ル大正十一年ハ當ニ勅賜東寺一千百年ニ相當スルヲ以テ倍增法樂ノ爲メ記念大法會ヲ修シ併セテ諸般ノ設備ヲ完成セントス洵ニ是レ報恩謝德ノ勝業ト謂フヘシ苟ニ本宗ノ道俗タルモノ宜シク千有餘年ノ芳躅ヲ追懷シ協力一致ノ善業ヲ翼贊シ以テ祖恩ノ萬一ニ酬答シ奉ルヘシ

右達示ス

大正七年十一月二十六日

眞言宗高野派管長

大僧正 密門 宥 範

同 御室派管長

同 土宜 法龍

同 東寺派管長

同 鎌田 觀應

同 泉涌寺派管長

同 泉 智 等

東寺派管長の東寺派末寺への論達 吾東寺勅賜記念法會并に事業について、吾東寺管長の特に自派末寺への論達左の如し

眞言宗東寺派寺院一般

來大正十一ハ勅賜東寺一千百年ニ相當スルヲ以テ記念大法會ヲ修行シ其鴻恩ニ酬答センカ爲メ曩ニ臨時事務局ヲ開設シ施行上必要ナル諸般ノ事務ヲ處理シ既ニ第二聯合議會本派部會ノ議決ヲ經各派聯帶會ノ承認ヲ了シタリ

夫レ總本山教王護國寺ハ延曆十三年 桓武天皇

平安奠都ノ砌王城守護ノ爲メニ創建シ給ヘル靈刹ニシテ 嵯峨天皇弘仁十四年正月十九日藤原良房卿ヲ勅使トシテ永ク當山ヲ我カ宗祖弘法大師ニ賜ハリ密教宣布ノ道場ニ充テサセ給フ大師深ク歡喜シ給ヒ當山ヲ以テ密教弘傳ノ根本道場ト定メ更ニ 桓武天皇御創建ノ叙旨ヲ仰ヒ仁王護國般若經ニ依リテ壇ヲ建テ曼荼羅ヲ造リ永ク鎮護國家ノ秘法ヲ修スヘキ道場トナシ給ヘリ爾來一千有餘年世ニ治亂アリ時ニ興廢アリト雖モ伽藍其基礎ヲ變セス香花燈明一日モ斷ユル事ナキハ偏ニ列聖ノ叙信武將ノ擁護ト宗祖ノ高德ニ依ラスンハアラス近時一般國民ノ思潮ニ變態ノ傾向アリト雖モ宗祖ニ對スル信仰ハ倍熱烈トナリ却テ昔日ノ旺盛ヲ凌駕スルモノアルヲ見ル此時ニ際シ此等國民ノ信念ヲ鞏固ニシ法燈相續ノ根蒂ヲ確立シ益々即事而眞ノ教風ヲ天下ニ宣布シテ鎮護國家ノ宗意ヲ發揚シ 桓武嵯峨兩帝ヲ

始メ奉リ歴代天皇ノ聖恩ニ答ヘ宗祖大師ノ高德ニ酬イ奉ラントスルハ末徒ノ一日モ忘ル能ハサル所記念大法會修行ノ素意亦之ニ外ナラス刻下寺院ノ狀況公私ノ負荷多端ニシテ更ニ重大ナル義務ヲ負擔スルノ餘裕ナキカ如キモ今度施設經營スル所ハ皆是レ護國利民ノ善巧方便ナレハ特ニ本派寺院ハ弘仁ノ古ヘ勅賜東寺ノ聖旨ニ鑑ミ立教開宗ノ根本退場タル芳躅ヲ追慕シ更ニ赤誠ヲ抽テ同心戮力廣ク檀信徒ヲ勸奨シ本事業ノ大成ニ努力スヘシ

大正七年十二月一日

眞言宗東寺派管長

大僧正 鎌田 觀應

新義眞言宗智豐兩山管長祝下の諭達

吾東寺勅

賜記念法會并に事業について智豐兩山管長祝下の末寺への諭達左の如し

夫レ京都教王護國寺ハ延暦十三年 桓武天皇遷

都ノ砌王城守護ノ爲ニ創建シ給ヘル靈刹ニシテ嵯峨天皇弘仁十四年正月十九日我高祖弘法大師ニ賜ハリ密教宣布ノ道場ニ充テサセ給フ大師深ク歡ヒ給ヒテ御請來ノ法文道具等悉皆大經藏ニ納メ以テ鎮護國家ノ秘法ヲ修シ密教弘傳ノ根本道場ト定メ給ヒシ所ナリ

來ル大正十一年ハ當ニ勅賜一千百年ニ相當スルヲ以テ東寺ニ於テハ倍增法樂ノ爲メ記念大法會ヲ修シ併セテ諸般ノ設備ヲ完成セントコトヲ企圖セラル洵ニ是レ報恩謝德ノ勝業ト謂フヘシ本派ノ道俗タルモノ亦宜シク千有餘年ノ芳躅ヲ追懷シ斯ノ善業ヲ翼賛シ以テ祖恩ノ萬一ニ酬答シ奉ルヘシ

大正八年一月十六日

新義眞言宗智豐兩山派管長

大司教大僧正 早川 快亮

夫レ總本山教王護國寺ハ延暦十三年 桓武天皇

第四節 宮内省御下賜金并各宮家

よりの御寄進等

大正七年十月日前記の勸進疏を發し、十方の寄進を仰ぐや、天下の善男善女前を争つて寄捨し、大法會勤修の今日に於ても猶絶へず、殊に大正七年十二月宮内省へ、勅賜記念大法會修行の趣上申せしに、翌八年二月七日左の如く御思召を以て御下賜金を賜へり

眞言宗總本山教王護國寺

其ノ寺ニ於テ勅賜東寺千百年記念大法會執行ノ趣被聞食思召ヲ以テ金參千圓下賜候事

大正八年二月七日

宮内省

右御沙汰を拜する者、誰か天恩の優渥に感泣せざらむ

新義眞言宗智山派管長

大僧正 大江 存良

大正八年一月二十一日

遷都ノ砌王城守護ノ爲ニ創建シ給ヘル靈刹ニシテ嵯峨天皇弘仁十四年正月十九日永ク我宗祖弘法大師ニ賜ハリ密教宣布ノ道場ニ充テサセ給フ大師深ク歡ヒ給ヒテ御請來ノ法文道具等悉皆大經藏ニ納メ以テ鎮護國家ノ秘法ヲ修シ密教弘傳ノ根本道場ト定メ給ヒシ所ナリ來ル大正十一年ハ當ニ勅賜東寺一千百年ニ相當スルヲ以テ倍增法樂ノ爲メ記念大法會ヲ修シ併セテ諸般ノ設備ヲ完成セントス洵ニ是レ報恩謝德ノ勝業ト謂フヘシ苟モ本宗ノ道俗タルモノ宜シク千有餘年ノ芳躅ヲ追懷シ協力一致斯ノ善業ヲ翼賛シ以テ祖恩ノ萬一ニ酬答シ奉ルヘシ

右達示ス

又最近には、伏見宮、有栖川宮、閑院宮、東伏見宮、華頂宮、山階宮、賀陽宮、久邇宮、梨本宮、朝香宮、東久邇宮、北白川宮、竹田宮等の各宮家より宗祖大師御寶前へ銀製御紋章入御香爐御寄進の御沙汰を被り、尙山階宮家よりは特に御打敷御寄進の御沙汰あり、其他朝野の貴顯名士、宗の内外的名山靈刹よりの寄捨寄進も亦少なからず、而して、如是御芳志は吾宗祖大師の偉徳によるとは云へ、また吾本山の深く感謝措く能はざる所なり

第五節 講堂諸佛像の修理并諸堂修造の一斑

食堂諸佛像の修理 大正七年正月より、東寺塔中觀智院本堂奉安の後入唐惠運和尚請來の五大虚空藏、并に食堂奉安大師御自作の四天五王等の修理あり、同九年秋全く終れり、而して之等諸佛像の修理主任は明珍恒男氏なりき

諸堂宇等の修造 勅賜紀念法會の事業として已に成就或は着手中の吾東寺伽藍諸堂等の修造、新

築工程左の如し

- 蓮花門大修造 自大正八年秋至大正九年夏
- 御影堂屋根葺替 自大正九年十一月
- 靈碑堂増築工事 自大正十一年一月二十日
- 本坊客殿修理 自大正十一年九月二十五日
- 灌頂院大修造 自大正十年四月八日
- 食堂應急修造 自大正十年四月二十五日
- 蓮花門南土塀修理 自大正十年四月二十五日
- 食堂北側水屋方修理 自大正十年五月二十日
- 茶所改築 自大正十年七月十五日
- 講堂修造 自大正十年七月十五日
- 八島社本殿、拜所新築 自大正十年七月十六日
- 靈寶藏修理 自大正十年七月二十五日
- 南大門間土塀修理 自大正十年九月二十三日
- 慶賀門間土塀修理 自大正十一年一月二十五日
- 灌頂院四脚門土塀修理 自大正十一年二月二十五日
- 御供所改築 自大正十一年二月二十五日
- 諸門修理 自大正十一年二月二十五日

東寺塔中土塀修理

諸堂諸門塗替

金堂修理

勅使門新築

諸雜工事

境内整理

第六節 大師御影像の御影堂より灌頂院へ御遷座并御遷座

御遷座 御影堂屋根近來朽損甚だし、此處に於てか大正九年二月より屋根葺替することとなり、

此年二月八日大師御影像を古式により、御影堂より灌頂院へ移し奉れり、其遷座法會次第左の如し

二月八日午後七時遷座法會次第

一 灌頂院ニテ阿闍梨道場加持作法

一大師堂

上堂亂聲

職衆着座止樂 前讀理趣經 後讀終ルヲ待チ

發樂 賀殿

職衆及樂人全部出堂々前停止

一 奉遷 眞客風聲

減燈中發樂

庭上整列 道樂

一 灌頂院入堂發樂 平調音取慶雲樂

一 奉安中職衆樂人共暫時控所ニ休憩

一本殿上堂 亂聲

職衆着座止樂

一 傳供 一讀三段鉢

一 頌

一 散華

初段助音ヨリ發樂第三段ノ終罷ヲ投テ

見テ止樂

一 表 白

一 神 分

一 五 悔

五段共助音ノ時發樂助音終テ止樂四段

附 物



迄ハ大ノ字第五段ハ佛ノ字止樂

一三万金

白柱

金一丁ヲ聞テ發樂調聲檀前ニ立テ勸請ノ句發音止樂

一理趣經行道

萬秋樂

諸象助音發樂初段終テ止樂

一合殺行道

輪臺

諸衆助音發樂行道終テ着座止樂

一後 鈴

一後 讚

青海波

第二段ノ鉢ヲ推ク時發樂禮佛ノ終リ回向ニ金ヲ聞テ止樂直ニ發越殿樂

一下禮盤

越殿樂

一退出

千秋樂

御還座

大正九年十一月御影堂屋根葺替全工終りたるを以て、同十一月七日御還座と等しく大師の御影像を古式により灌頂院より御影堂へ、御

ヲ見テ止樂

一表 白

一神 分

一五 悔

附物

五段共助音ノ時發樂助音終テ止樂四段迄ハ大ノ字第五段ハ佛ノ字止樂

一三万金一打

一理趣經行道

萬秋樂

一合殺行道

輪臺

諸衆助音發樂行道終テ着座止樂

一後 鈴

一後 讚

一下禮盤

發樂 越殿樂

また此日、御還座列次第左の如し

御還座 地引〇〇 奉行〇〇 信徒〇〇 松明白丁一人

列次第 螺吹〇〇 讚頭〇〇 鏡〇〇 職衆〇〇

遷還を行ひ奉る、其法會次第左の如し

十一月七日午後一時御還座法會次第

一灌頂院

上堂亂聲

職衆着座止樂 前讚理趣經 後讚終ルヲ待テ發樂

職衆及樂人全部出堂々前停止

一鳳輦出御

還城樂

一庭上整列

道樂

一大師堂

發樂平調音取 慶雲樂

一奉安終テ職衆樂人共本坊ニテ休憩

一鐘

職衆樂人共上堂

亂聲

一傳供 一讚三段鉢

着座 止樂

一唄

盤沙調音取 蘇令急

一散華

宗明樂

初段助音ヨリ發樂第二段ノ終葩ヲ投ル

法主 徒僧居箱 草履取白丁一人 雜色一人 唐櫃 雜色一人 徒僧香呂 朱傘 白丁一人 雜色一人

舍利尊 雜色二人 布衣二人 駕輿丁十八人 御臺持白丁一人

松明白丁一人 本山重役 布衣一人 鳳輦 朱傘 白丁一人 布衣一人

駕輿丁十六人 松明白丁一人 御臺持白丁一人 素袍一人

本山役員〇〇 稚兒〇〇 雜色一人 旗白丁一人 信者 雜色〇〇

第七節 勅賜東寺一千百年大法會勤修日程

吾東寺に於て、來る四月十二日より二十一日迄滿十日間、全國の吾宗特志の龍衆來り集て、勸修せむとする勅賜大法會は、本尊、大師の御法樂を始め、玉體の御安全と國家の太平を祈り奉り、且は桓武、嵯峨等代々の天皇、皇妃等を始め奉り、將軍頼朝公等の武門并に代々の修造、寄進者、兼ては十方法界の萬靈を追善供養せむが爲なり、而して其勸修諸會の日程左の如し

十二日	御本	法尊	樂供	庭理	儀大	趣三	茶羅	供味	金御	影	堂
十三日	御結	法經	樂頂	庭理	儀大	趣摩	茶耶	供味	金御	影頂	院
十四日	御守	法御	樂法	庭講	儀大	趣大	茶三	供式	金御	影	堂
十五日	御嵯	法天	樂皇	庭理	儀大	趣大	茶三	供味	金御	影	堂
十六日	鎮護	國家	法願	庭仁	儀大	趣王	茶羅	供供	金御	影	堂
十七日	後宇	多法	皇回	庭千	儀大	趣手	茶羅	供供	御食	影	堂
十八日	歴代	天皇	報恩	庭理	儀大	趣大	茶羅	供味	御食	影	堂
十九日	忠、願、文、武、照、大、和、尙、門、大、檀、越	追福	法要	庭光	儀大	趣明	茶三	供味	金靈	牌	堂
廿日	御萬	靈法	樂養	庭土	儀大	趣砂	茶三	供味	御靈	牌	堂
廿一日	御御	法法	樂樂	庭庭	儀理	趣理	茶三	供味	御御	牌影	堂

自四月十三日 至同廿一日九日間毎日結緣灌頂修行

結語

編者乏しきを吾東寺畧史編纂主任の任に受け、以上編を重ねること六、章を設けること三十四節を分つこと一百四十有八にして、吾東寺古今沿革の一斑を叙せり、若し讀む者吾東寺を知るの一助となるを得は編者の望み足れり

# 東寺畧史大尾

大正十一年四月一日印刷  
大正十一年四月十二日發行

編輯者 東寺紀念法會臨時事務局

右代表者 松永昇道  
京都市八條大宮町入四百三番地

印刷人 三宅太郎吉  
京都市新橋馬場町一四上

印刷所 京都日出新聞社  
京都市御馬場二條町八

11  
559



終

